
令和 7 年度 第 3 回岩手県大規模事業評価専門委員会

日 時 令和 7 年 8 月 22 日（金） 13:30～17:00

場 所 エスポワールいわて 3 階 特別ホール

次 第

1 開 会

2 挨 拶

狩野専門委員長

3 議 事

（１）大規模施設整備事業の事前評価について＜継続審議＞

- ・中山の園整備事業（滝沢市、一戸町）

（２）大規模公共事業の再評価について＜継続審議＞

- ・徳田橋地域連携道路整備事業（地域密着型）（盛岡市、矢巾町）
- ・木賊川広域河川改修事業（盛岡市、滝沢市）
- ・北上川（上流）広域河川改修事業（岩手町）
- ・気仙川広域河川改修事業（陸前高田市、住田町）

（３）大規模施設整備事業及び大規模公共事業の事後評価について＜報告＞

- ・岩手県立福岡工業高等学校改築等事業（二戸市）
- ・大船渡漁港整備事業（大船渡市）
- ・築川ダム建設事業（盛岡市）

（４）公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定について

4 閉 会

岩手県大規模事業評価専門委員会委員名簿(五十音順)

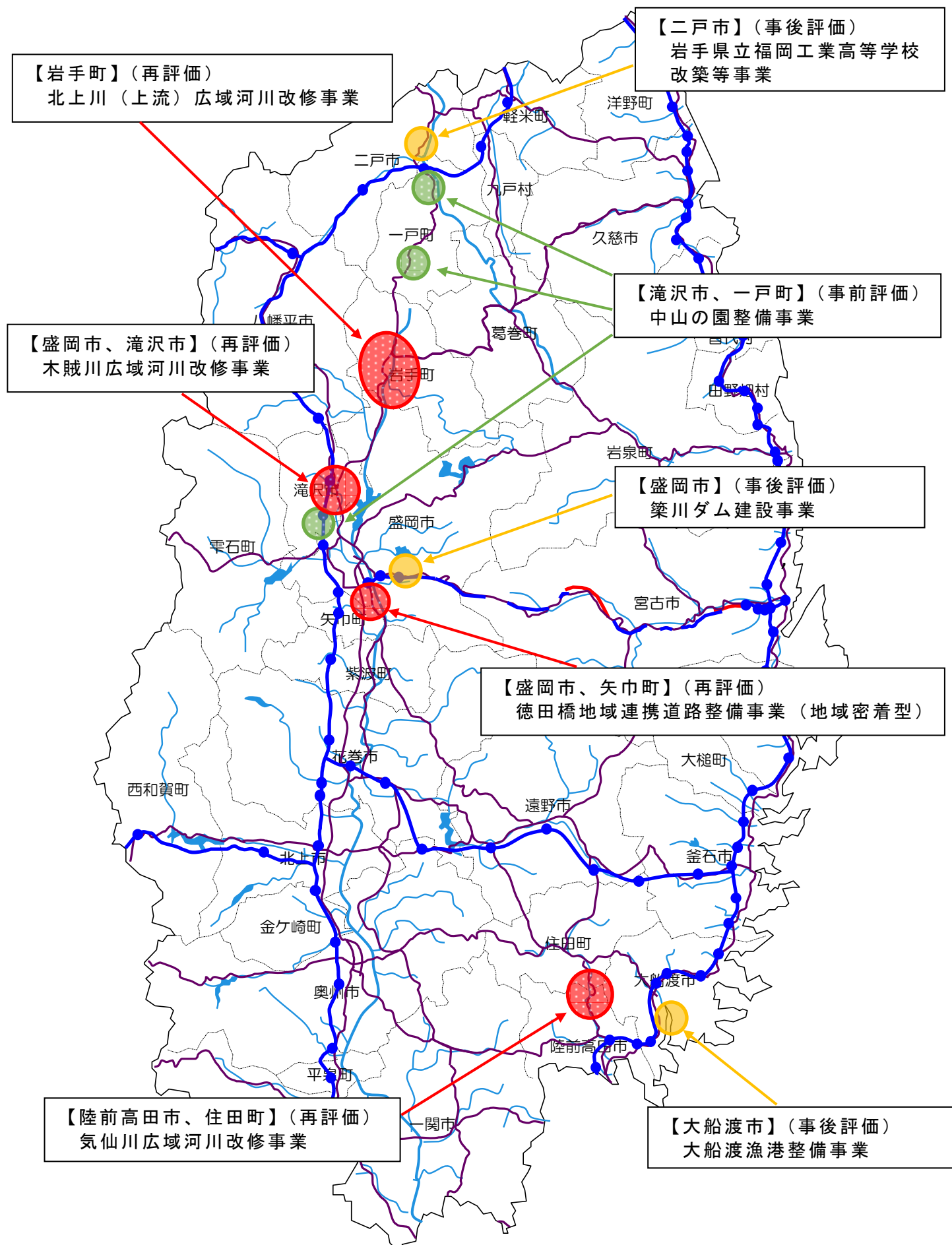
氏 名	職	専門分野	備 考
狩野 徹	佐久大学人間福祉学部 教授	都市計画 建築計画	専門委員長
島田 悦作	岩手県立大学総合政策学部 准教授	財政学 農業経済学 環境経済学	
竹内 貴弘	八戸工業大学大学院工学研究科 教授	海洋工学 水工学	
濱上 邦彦	岩手大学農学部 准教授	農業土木 水工学	
松木 佐和子	岩手大学農学部 准教授	森林 環境	
松山 梨香子	一般財団法人岩手県建築住宅センター 一級建築士	建築	
八重樫 健太郎	北光監査法人 公認会計士	企業会計	
山本 英和	岩手大学理工学部 准教授	地震工学	副専門委員長

(敬称略)

令和 7 年度第 3 回大規模事業評価専門委員会 配付資料一覧

- 資料 No. 1 令和 7 年度大規模事業評価地区 位置図
 - 資料 No. 2 大規模事業評価専門委員会の審議概要
 - 資料 No. 3 大規模事業評価についての県民意見募集の実施結果
 - 資料 No. 4 大規模事業評価（事前評価・再評価）継続審議資料
 - 【事前評価】
 - ・ 中山の園整備事業（滝沢市、一戸町）
 - 【再評価】
 - ・ 徳田橋地域連携道路整備事業（地域密着型）（盛岡市、矢巾町）
 - 資料 No. 5 令和 7 年度大規模事業 事後評価 関係資料
 - ・ 岩手県立福岡工業高等学校改築等事業（二戸市）
 - ・ 大船渡漁港整備事業（大船渡市）
 - ・ 築川ダム建設事業（盛岡市）
 - 資料 No. 6 公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定について
-
- 参考資料 答申書（案）及び審議結果報告（案）

令和 7 年度大規模事業評価地区 位置図



大規模事業評価専門委員会の審議概要

1 審議対象（事前評価 1 件、再評価 4 件）

事前評価

- ・中山の園整備事業（滝沢市、一戸町）

再評価

- ・徳田橋地域連携道路整備事業（地域密着型）（盛岡市、矢巾町）
- ・木賊川広域河川改修事業（盛岡市、滝沢市）
- ・北上川（上流）広域河川改修事業（岩手町）
- ・気仙川広域河川改修事業（陸前高田市、住田町）

2 審議状況

諮問審議 令和 7 年 6 月 16 日 第 1 回大規模事業評価専門委員会

現地調査 令和 7 年 7 月 14 日 第 2 回大規模事業評価専門委員会（中山の園）

3 主な質疑等の概要など

（1）中山の園整備事業（滝沢市、一戸町）【事前評価】

質疑等の概要		
専門委員からの質疑等		事業担当課の対応（回答）
①	第 1 回専門委員会 福祉施設で障がい者への虐待が発生していることを聞いたことがあるが、当該施設では、これまでにそのような問題が発生したことはあるか。 また、例えば、監視カメラを設置するなど、新しい施設での対策があれば教えてほしい。	【障がい保健福祉課】 中山の園では、これまで虐待事件は発生していない。 また、予防策として、現在も地域の方々を交えて虐待防止に関する委員会を設置し、地域との密着・連携により様々な取組を行っているところであり、今後も継続していく。 監視カメラは、現在の施設には無いが、玄関先や施設内の主要な部分に設置するなど、新しい施設の参考にしたい。
②	第 1 回専門委員会 医療機関へのアクセスが良くなるということだが、医師や診療科の偏在といった問題が提起されている中で、不足なく対応できる医療体制が確保されるのか。	【障がい保健福祉課】 一戸病院については、現在も内科と精神科の医師と連携を取りながら、普段から入院・通院を診ていただいております。今回、病院内に一部移転することで、より密接な連携について、これから具体的に進めていきたいと考えています。 盛岡近隣への移転についても、医師会と調整を始めているところであり、緊急時の入院先や通院先の確保について、近隣の医療機関等と連携しながら進めていきたい。

③	第1回専門委員会 過去10年間の入所率が、最大97.4%であり、ほとんど定員を満たしている印象だが、入所希望者が入っていないような状況はあったのか。	【障がい保健福祉課】 毎年、入所のニーズ調査を行っており、県内のうち盛岡以北で大体50人ぐらいの希望者がある。その中で、緊急に入所が必要な方については入所調整を行って対応しているが、本当に必要な方で、入れないという方がいるかどうかは確認できていない。
④	第1回専門委員会 入所率に関して、必要とする方が多いのであれば、そのニーズに対応するような計画が必要ではないかと思うが、今後、必要とする方の増減をどのように予測しているのか。	【障がい保健福祉課】 国立社会保障・人口問題研究所によると、県内の20歳以上の人口は、2020年と比較して2050年には約30%減少すると予測されている。 一方、県内の知的障がい者数は、人口減少に比べて緩やかな減少が見込まれることから、定員は190人を維持しつつ、2050年頃までに150人から160人程度へ段階的な減員を検討している。
⑤	第1回専門委員会 みたけの杜の隣接地で全て新築できるとすれば、一番自由度が高く、やりたいことが実現できるような気がするが、3箇所に分割することとした経緯を教えてほしい。	【障がい保健福祉課】 令和元年頃から新しい施設の検討を開始したところであり、入所者や家族、関係者等の意見も聞きながら予定地の検討を進めてきたところ。 今回、190人規模の施設に関して、移転も含めた計画にもかかわらず、なぜ、引き続き中心が一戸町中山地区なのかということだが、一番大きな理由としては、現在の中山地区は、福祉の一大拠点になっているという状況があり、中山の園を中核として、そこで訓練をして、移行できる方は地域のグループホームに移行するというような流れができていくモデル地域であることから、高齢化して医療的ニーズが高い方は、医療機関近隣に一部移転するものの、中心は引き続き中山地区とする計画としている。 また、みたけの杜の隣接地を今後の中核にすることも想定されるが、たしかに広い土地ではあるものの100人以上の施設を建てるには手狭だということもある。
⑥	第1回専門委員会 経緯は理解したが、類似施設のみたけの杜の機能を拡大・強化し、一部をそちらに移転して、地元の方には中山地区に残ってもらう方が、将来的な需要者の分布を考えると良いのではないかと考えるが如何か。	【障がい保健福祉課】 みたけの杜の現施設は、比較的若い30代中心の方が多い状況である。一方で、隣接地に建てる施設は、高齢者向けの施設であり、将来的にみたけの杜に入所している若い方が高齢化したときに、隣接地の方に移っていくというような流れも事務レベルでは想定している。

⑦	第1回専門委員会 利用者の高齢化、障がいの重度化の状況について、データはあるか。	【障がい保健福祉課】 高齢化の状況については、令和7年4月1日現在、入所者の平均年齢が60.2歳である。 重度化の状況については、障がいの特性や心身の状態に応じて障がい支援区分が1から6まで分かれていて、入所者の平均は、一番支援が高い6に近い5.5である。
⑧	第1回専門委員会 みたけの杜の隣接地は、先ほど100人規模だと手狭になってしまうという話があったが、逆に40人規模の施設を建てた場合に土地が余るのではないのか。余った土地は、別な用途に活用可能な形で建設する予定なのか。	【障がい保健福祉課】 みたけの杜の隣接地には、40人規模の施設を平屋で建設する方向で考えている。みたけの杜も30人規模の平屋だが、土地の半分を使っていることから、隣接地についても、40人規模の施設を建てると、大部分は施設用地として活用することになると見込んでいる。 1万㎡程度の更地だが、一部で水はけの悪い土壌があることから、詳細な建築位置については、今後の地質調査等を踏まえて検討することとしており、まだ活用できる部分があれば、県として、引き続き有効活用策を検討していきたい。
⑨	第1回専門委員会 施設計画の妥当性に関して、整備後の定員1名当たりの面積が、新居住棟A・Bだけ他の居住棟よりも大きく見えるが、どのような前提なのか。	【障がい保健福祉課】 新居住棟A・Bは、大規模改修を行う建物である。2棟がそれぞれ約1,500㎡あり、40人入所できるように多床室を個室化する予定であるが、今の施設構造を変更しないで改築することから、余剰分も含むため、1名当たりの面積が他の居住棟より大きくなっている。
⑩	第1回専門委員会 施設の建設等は県で行い、運営は社会福祉事業団が行うということだが、事業計画の収支計画に中山の園の運営に関する収支計画を掲載した意図を教えてください。	【障がい保健福祉課】 整備後のランニングコストとして、3箇所に分割しても収支が黒字になるか試算したことから、参考までに掲載したものである。
⑪	第1回専門委員会 中山の園の地下道について、整備予定図を見ると、撤去する以外の新しいところへ行くには遠回りになるような印象を受けたが、職員にとって移動の負担や労働効率的に支障はないか。	【障がい保健福祉課】 管理診療棟やサービス棟から距離のある新居住棟A・Bには、高齢者は入所せず、比較的地域移行を目指す方や重度の若年の障がい者の方が入所する予定であることから、これまでどおり地下道を歩行して通行可能と考えている。 職員の効率については、見守りが分散することから、監視カメラなどICTを活用した効率的な運営などについて検討を進めている。
⑫	第2回専門委員会（現地調査）[現在地] 職員宿舎の利用状況はどうか。	【障がい保健福祉課】 職員宿舎は9棟あるが、現在使われているのは2棟で、職員26人が利用している。

⑬	第2回専門委員会（現地調査）[現在地] 使われていない職員宿舎は解体するのか。 また、解体・撤去費用は整備費に見込んでいるか。	【障がい保健福祉課】 現在地の定員が 190 人から 120 人に減員し、併せて職員数も減る予定であることから、7号棟のみ大規模改修し、他の職員宿舎は解体・撤去する。 また、解体・撤去費用は、整備費に見込んでいる。
⑭	第2回専門委員会（現地調査）[現在地] 地下道を通して調理室から各棟へ食事を運搬し、配膳までの温度管理に苦勞されている状況が分かった。 設計に当たって、現場の声を聴きながら職員の負担が減るように検討いただきたい。	【障がい保健福祉課】 検討する。
⑮	第2回専門委員会（現地調査）[一戸病院] 施設用の調理室や洗濯室を設置する想定は理解したが、病院の設備を共用するなど効率的な運用も含めて検討いただきたい。	【障がい保健福祉課】 検討する。
⑯	第2回専門委員会（現地調査）[みたけの杜] みたけの杜で導入しているクックチル（翌朝食分の調理・冷蔵保存）によって、調理師の勤務負担の軽減につながっているとのことだが、他の類似施設でも導入可能か。	【障がい保健福祉課】 クックチル対応の冷蔵設備が必要だが、導入可能と考えられる。
⑰	第2回専門委員会（現地調査）[みたけの杜] 近年の光熱費の状況は如何か。	【障がい保健福祉課】 特に冬場の光熱費が大きく高騰している。 新しい施設は、ZEB Ready 相当で建設予定とし、光熱費の抑制を図ることとしている。
⑱	第2回専門委員会（現地調査）[みたけの杜] みたけの杜と同規模の施設を隣接地に建設した場合、隣接地の土地が概ね使用される状況が分かった。	【障がい保健福祉課】 —

(2) 徳田橋地域連携道路整備事業（地域密着型）（盛岡市、矢巾町）【再評価】

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課の対応（回答）
① 第1回専門委員会 中央分離帯を設置すれば、大型車両同士の正面衝突事故を防げるのではないかと考えるが、設置しない理由は何か。	【道路建設課】 道路構造令に基づき設計を行ったところであり、今回は幅員確保や線形改良をすることで、車両同士の正面衝突を回避できるものと考えたところ。 中央分離帯が必要かどうかは、道路構造令上、交通量や車線数で決まるものであるが、今回は設置する必要がないこととなっている。 ⇒ <u>補足説明（資料No.4 参照）。</u>
② 第1回専門委員会 旧橋撤去に関して、過去に今回同様、橋桁の劣化による損傷が激しく工法変更を行った事例があるか。今回は例外的な事例で、当初から予見できなかったものなのか。	【道路建設課】 過去に今回と同様の事例はない。一般的に、橋桁の上にコンクリートの床版が載っていて、橋の下から覗くと桁の劣化状況が分かるのだが、この歩道橋は、コンクリート床版の脇に桁があるような特殊な構造となっており、コンクリート床版を撤去しなければ、劣化状況が分からなかったことや、建設当時の図面と現況に違いがみられたことが要因である。
③ 第1回専門委員会 B/Cが事業着手時は3あったが、前回評価時（R2）は1.9、今回は1.4まで下がっている。前回評価時は、復興需要に伴う単価上昇があったと思うが、今回も材料費等の高騰や工法変更による費用の増加という要素が大きいのか。	【道路建設課】 B/Cが下がった要因について、おっしゃるとおり、費用の増加による部分が多い。また、便益に関して、原単位は僅かに上がっているものの、それ以上に計画交通量が落ちていることが主な要因である。
④ 第1回専門委員会 同じくB/Cについて、先ほどの説明で、交通量の予測値が変わったということだが、前回評価時（R2）は将来交通量が増えているものの、3便益が下がっていることから、将来交通量と便益の考え方について、次回以降教えてほしい。	【道路建設課】 <u>今回説明（資料No.4 参照）。</u>

(3) 木賊川広域河川改修事業（盛岡市、滝沢市）【再評価】

質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課の対応（回答）
① 第1回専門委員会 もともとは農業用水路とのことだが、周辺は住宅地に変わっているように見受けられた。農業・農村には多面的機能があり、そのうちの一つに田園の涵養機能もあると思うが、田園がなくなり、住宅地が涵養機能を妨げて洪水を助長するのではないかと思うが、この土地の適切な利用、水の管理についての考えを教えてください。	【河川課】 もともとは農業用水路だが、北上川に合流する地点から入ったところは、現在、住宅化が大分進み、用水路も側溝の大きいタイプのような断面になっているところもある。遊水地の辺りから木賊川に導水した先については、極力住宅への影響を少なくするため、遊水地も活用しながら洪水対策を図る計画としており、上流側の諸葛川への分水路と併せて河川改修を進めている。
② 第1回専門委員会 田畑がないのであれば、分水路は閉じて良いのではないか。	【河川課】 諸葛川への分水路は、当初から農業用水路の役割はない。以前は、木賊川本流の方に、遊水地の残りの流量を全て流下させる計画もあったが、それだけでは市街地への影響がとて大きくなってしまったため、諸葛川に分水路で導流して洪水対策を図る計画としたものである。
③ 第1回専門委員会 自然環境等の状況に関して、自然環境は変わっていないかもしれないが、市民の方も調査をされたりして、遊水地における希少な動植物の生息について、分かっていなかったことがどんどん分かっているかと思うので、「変化はない」としてしまうのは違和感がある。	【河川課】 おっしゃるとおり、自然環境については、希少な動植物の保全に関して、検討会や現地調査、環境調査を行い、有識者からご意見をいただきながら対応している。そうした保全の取組は当然対応すべきものとして、全体を通して「変化はない」と評価している。
④ 第1回専門委員会 今回新たに追加された環境調査の内容と費用約7億円の内訳について教えてください。	【河川課】 前回再評価時（R2）の専門委員会での様々なご意見を踏まえ、令和2年度に木賊川希少野生動植物検討会を設置し、継続して環境調査を実施しているところ。大まかな内容としては、植物、猛禽類、昆虫などの生息調査や地下水の調査を行った上で、保全対策のフォローアップや希少種に配慮した施工計画の検討を行っている。 費用については、近年の予算に基づき、年間3,000万円で積算している。
⑤ 第1回専門委員会 先月、盛土規制法が施行されたが、河川に関する工事で同法は適用されるのか。 また、それに伴い、今回追加費用は発生しているのか。	【河川課】 盛土規制法については、公共事業用地内での手続きは発生していないが、残土として運搬して、処理先で一定の高さ、ボリュームで処理する場合には、手続きが必要となる。 ただし、そのための経費が大きく増えることは見込んでいない。

⑥	第1回専門委員会 既往最大を基に、治水安全度の目標を 50 分の 1 程度に設定しているが、現在の整備効果はどの程度か。	【河川課】 事業開始前は、1 分の 1 程度の流下能力だったが、平成 23 年度に分水路の改修が完了して 5 分の 1 程度まで向上したところ。平成 23 年以降、たまたま大きな水害がないが、段階的にでも遊水地を暫定供用できるようになれば、少しずつ治水安全度が上がっていくことから、着実に事業を進めていきたい。
⑦	第1回専門委員会 外水に対して事業を実施しているが、内水対策はどのように対応していく考えか。	【河川課】 内水対策については、基本的に支川の管理者である盛岡市と滝沢市の対応になるが、必要な場所があれば、両市と連携しながら調整を図っていく。
⑧	第1回専門委員会 今回、事業期間が 10 年延伸となるが、浸水リスクを踏まえた優先整備の方針があれば教えてほしい。	【河川課】 まずは第 1 遊水地と第 2 遊水地の締切堤を完成させることが第一優先だと考えている。それにより、段階的に治水安全度が上がっていき、一番上流側の遊水地が完成することで下流側の木賊川本川の方にも効果が発揮されていく。
⑨	第1回専門委員会 さらに 10 年延伸するということで、ソフト面でカバーしていかなければならないと思うが、水位を測定する以外に踏み込んで行う取組はあるか。	【河川課】 県内では、水位周知河川として、一定の避難判断水位の周知について順次進めているところ。木賊川には、まだ避難判断水位の設定がないことから検討を進めていく。

(4) 北上川（上流）広域河川改修事業（岩手町）【再評価】

質疑等の概要		
	専門委員からの質疑等	事業担当課の対応（回答）
①	第1回専門委員会 総事業費のうち用地費について、前回評価時（R2）の 3 億 7,300 万円から今回 10 億 7,000 万円となり、7 億円程度増加した理由は。	【河川課】 詳細設計の進捗に伴い、川原木地区で実際に要する用地取得面積が増大したことや、物価上昇の割合を考慮して積算したことによるものである。
②	第1回専門委員会 上流域のため土砂供給が多いところと見受けられ、掘削後の堆砂予測が重要になると考えられるが如何か。	【河川課】 おっしゃるとおり、改修後の河道の堆積も懸念されるが、堆砂については、本事業ではなく維持修繕事業の中で、他の河川も含めて堆砂状況を注視しながら、必要なタイミングで撤去等の対応をしていく。

(5) 気仙川広域河川改修事業（陸前高田市、住田町）【再評価】

質疑等の概要		
専門委員からの質疑等		事業担当課の対応（回答）
①	第1回専門委員会 既往最大を基に、治水安全度の目標を 30 分の 1 程度に設定しているが、将来的に 70 分の 1 程度を目指すとはどういうことか。	【河川課】 河川整備基本方針において、70分の1程度を目標値に掲げているものであるが、今回の事業計画は、あくまで30分の1程度を目標として事業を進めている。
②	第1回専門委員会 近年の気候変動により、降水量が1割程度増加していると思われるが、治水安全度はそれを考慮しているのか。	【河川課】 治水安全度に関して、気候変動等は考慮していない。
③	第1回専門委員会 B／Cの上昇率が30％程度で、北上川（上流）の上昇率の20％程度と比べて乖離があるが、マニュアルの改訂による影響だけなのか、対象となる農地の面積も変わっているのか。	【河川課】 気仙川では、下流域の方で対象となる農地の面積が増加したため、北上川（上流）に比べて便益への影響が大きいものと考えている。
④	第1回専門委員会 希少野生動植物が有りとなっているが、どのような希少種が確認されているか。	【河川課】 レッドデータブックの鳥類や猛禽類、植物では、サナギイチゴやイヌガヤが確認されている。また、レッドデータブックにはないが、気仙川はアユなどの川釣りが有名であることから、十分配慮して事業を進めている。
⑤	第1回専門委員会 B／Cが今回 1.1 となり、次回は1もしくは1を下回ることも有りうると見受けられた。そう考えると、本事業の社会的価値として、定量できる便益以外の補完要素なども整理して示していただけると良いのではないかと感じた。	【河川課】 検討する。

大規模事業評価についての県民意見募集の実施結果

1 意見募集の実施状況

(1) 意見募集を行った事業（事前評価 1 件、再評価 4 件）

- ・ 中山の園整備事業（滝沢市、一戸町）
- ・ 徳田橋地域連携道路整備事業（地域密着型）（盛岡市、矢巾町）
- ・ 木賊川広域河川改修事業（盛岡市、滝沢市）
- ・ 北上川（上流）広域河川改修事業（岩手町）
- ・ 気仙川広域河川改修事業（陸前高田市、住田町）

(2) 意見の募集期間

令和 7 年 6 月 17 日（火）～ 7 月 16 日（水）

(3) 公表方法

- ・ 行政情報センター、行政情報サブセンター等への資料配架
- ・ 県公式ホームページへの資料等掲載
- ・ 報道機関への発表
- ・ 県広聴広報課 X（旧ツイッター）
- ・ エフエム岩手 ラジオ放送
- ・ 盛岡市、滝沢市、岩手町、住田町、一戸町広報

(4) 意見の募集方法

郵送（持参含む）、ファクシミリ、電子メールによる意見提出

2 意見の提出状況

事業名	郵便	ファクシミリ	電子メール	意見提出件数
(1) 中山の園整備事業	0	0	0	0
(2) 徳田橋地域連携道路整備事業 （地域密着型）	0	0	0	0
(3) 木賊川広域河川改修事業	0	2	0	2
(4) 北上川（上流）広域河川改修事業	1	0	0	1
(5) 気仙川広域河川改修事業	0	0	0	0

意見検討結果一覧表

（案名：大規模公共事業再評価についての意見募集

対象事業：木賊川広域河川改修事業（盛岡市、滝沢市）

番 号	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	貴重な動植物が多く存在しているので、これを生かして、県民の財産としたい。 ① 工事の継続の方向性がでているので、ハード面を作りながら、ソフト面の創造が必要。この財産（サクラソウ、カキツバタ、カワシンジュガ多数）を、県民にどう生かすかの検討を始める時期である。そのためには、県立大学、博物館を中心に、若い世代の市民、県民を加え、さらに、弱者へ配慮し、子供から、杖を使う人まで楽しめる場としたい。 ② 第1遊水地が外来種のオオハンゴンソウに侵略されているので、その駆除が早急の課題。	遊水地の利活用については、事業完了時の周辺土地の利用状況や事業地内の動植物生息状況を考慮する必要がある、今後の社会情勢なども踏まえ、多様な主体と連携しながら、利活用について検討していきます。 また、オオハンゴンソウを含む外来種の駆除については、有識者等による木賊川希少野生動植物検討会から助言等頂きながら、適切な対応に努めていきます。	C（趣旨同一）

2	第1遊水地の西側に特定外来種のオオハンゴンソウが、侵入し、覆いつくし、在来種が消えている。さらに、水路を超えて湿原帯に侵入し、ミズバショウ等の在来種を脅かし、危機的状況である。 10年前に第1遊水地西側の一区画にあったオオハンゴンソウが、今は一面に広がり、見渡す限りだ。その速さは恐ろしい。そして水路という一線を超えてきた。 さらに、第1遊水地の東側は巣子川沿いに、オオハンゴンソウ、アレチウリの侵入が始まっている。北側は多くの種類の外来種で覆われている。 当初は第1遊水地だけの工事であったが、変更されて第2遊水地が設定されたのは、その動植物の希少性が認められたからである。 外来種駆除が早急の課題である。 工事を進める一方で第1遊水地の管理が必要である。工事が完成した時に、第1遊水地がオオハンゴンソウで覆われていたら… 以前、第1遊水地のザゼンソウの大群落を見た担当者の「岩手の宝」という言葉が忘れられない。	オオハンゴンソウを含む外来種の駆除については、有識者等による木賊川希少野生動植物検討会から助言等頂きながら、適切な対応に努めていきます。	C（趣旨同一）
---	--	---	---------

「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

意見検討結果一覧表

（案名：大規模事業再評価についての意見募集対象事業：北上川（上流）広域河川改修事業（岩手町）

番 号	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	近年警戒度が増している岩手山噴火に伴う火山灰と火山泥流の影響を考慮してほしい。山体崩壊が日本で最も多い火山である岩手山において、噴火に伴って北上川上流の流路が深刻なダメージを受ける事が容易に想定できるからである。	本事業実施箇所は、別紙「岩手山火山防災マップ」(※)上に示した箇所に位置しており、災害予想区域外となっています。 また、河川改修事業により、火山灰や火山泥流などの山体崩壊リスクを回避する対応は困難と考えています。 なお、県では、岩手山噴火に伴う土砂災害の対応について、火山砂防事業により、国土交通省や林野庁等と連携して砂防施設等のハード対策を進めるとともに、岩手山火山防災マップの公表などのソフト施策を組み合わせながら、岩手山が噴火した場合の影響への対策を推進しています。 (※)「岩手山火山防災マップ」：岩手山の過去の噴火に関する調査をもとに作成、公表されているもので、過去の噴火と同等の規模の噴火が発生した場合を想定して、災害予想区域を表示しているもの。	E（対応困難）

「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

岩手山火山防災マップ

〈西側で水蒸気爆発、東側でマグマ噴火が起きた場合〉

このマップは岩手山の過去の噴火に関する調査をもとに作成したものです。今後岩手山で想定される噴火について多くの方に知っていただき、一般家庭や観光施設をはじめ、関係機関での防災に役立てていただくことを目的としています。西側では約3,200年前の水蒸気爆発、東側では1686年のマグマ噴火と同じ規模の噴火が発生した場合を想定して、災害予想区域を表示しています。

ただし、実際の噴火ではこの図と異なる場合もありますので、噴火の状況に即した対応が必要となります。

本事業実施箇所

番号	避難場所	対象地区名	連絡先
1-1	城北小学校体育館	月野石の一部	019-641-0187
1-2	西山中学校体育館	西山の一部	019-647-3253
1-3	西山小学校体育館	西山の一部	019-647-0120
1-4	大森小学校体育館	長瀬の一部	019-647-7531
1-5	土室小学校体育館	長瀬の一部	019-647-4740
1-6	大森地区コミュニティセンター	大森の一部	019-643-2116
1-7	大森地区コミュニティセンター	大森の一部	019-643-0999
1-8	小森地区コミュニティセンター	小森の一部	019-643-2116
1-9	小森地区コミュニティセンター	小森の一部	019-643-2116
1-10	大森地区公民館	大森の一部	019-643-2116
1-11	大森地区公民館	大森の一部	019-643-2116
1-12	大森地区公民館	大森の一部	019-643-2116
1-13	大森地区公民館	大森の一部	019-643-2116
2-1	旧西郷小学校	西郷の一部	019-693-2324
2-2	西山公民館	西山の一部	019-693-3321
2-3	西山小学校	西山の一部	019-693-2324
2-4	西郷小学校	西郷の一部	019-693-5030
2-5	西郷小学校	西郷の一部	019-693-2324
2-6	中央公民館	中央の一部	019-693-4181
2-7	七ツ森小学校	七ツ森の一部	019-693-0521
3-1	東郷小学校	東郷の一部	019-688-4872
3-2	東郷小学校	東郷の一部	019-688-4872
3-3	東郷小学校	東郷の一部	019-688-4872
3-4	東郷小学校	東郷の一部	019-688-4872
3-5	東郷小学校	東郷の一部	019-688-4872
3-6	東郷小学校	東郷の一部	019-688-4872
3-7	東郷小学校	東郷の一部	019-688-4872
3-8	東郷小学校	東郷の一部	019-688-4872
3-9	東郷小学校	東郷の一部	019-688-4872
3-10	東郷小学校	東郷の一部	019-688-4872
3-11	東郷小学校	東郷の一部	019-688-4872
4-1	西郷中学校	西郷の一部	019-76-3530
4-2	大森地区コミュニティセンター	大森の一部	019-76-4099
4-3	大森小学校	大森の一部	019-76-2239
4-4	大森小学校	大森の一部	019-76-2111
4-5	大森小学校	大森の一部	019-76-2111
4-6	大森地区公民館	大森の一部	019-76-2111
4-7	大森地区公民館	大森の一部	019-76-2111
4-8	大森地区公民館	大森の一部	019-76-2111
4-9	大森地区公民館	大森の一部	019-76-2111
4-10	大森地区公民館	大森の一部	019-76-2111
4-11	大森地区公民館	大森の一部	019-76-2111
4-12	大森地区公民館	大森の一部	019-76-2111
4-13	大森地区公民館	大森の一部	019-76-2111
4-14	大森地区公民館	大森の一部	019-76-2111

避難の際の留意事項

噴火が発生した場合、その影響により河川の氾濫が想定されることから、橋梁やアンダーパス等の使用には十分注意するとともに、危険な場合は反対方向へ避難すること。

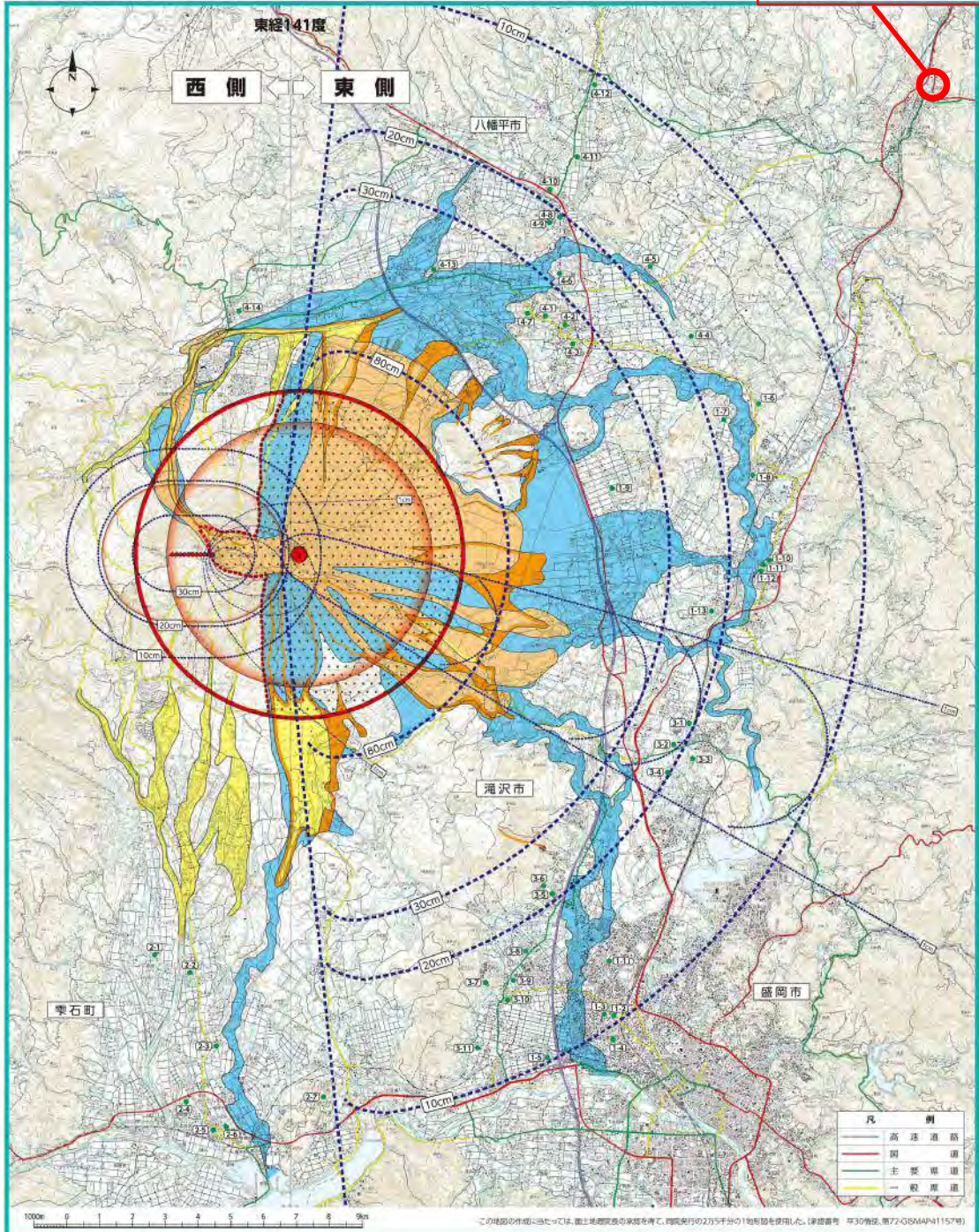
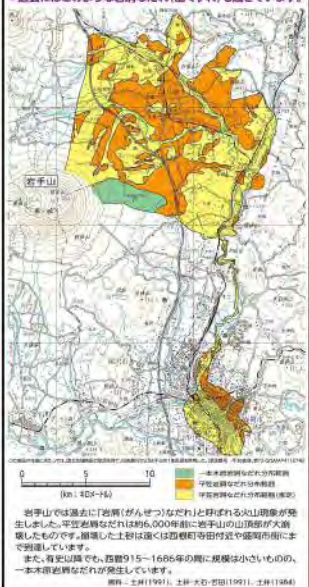
噴火に備えて

避難の際には日頃から準備が大切です。非常用持ち出し品（リュック）に詰めておく。避難場所と緊急連絡先をチェックしておきましょう。

リュックサック	衣類	懐中電灯	応急処置薬
多機能ラジオ	食料・飲料	現金（現金・現金）	現金（現金・現金）
携帯電話・充電器	避難用靴	ラジオ	ラジオ
ヘルメット	マスク	プラスチック製のコップ	プラスチック製のコップ
予備の電池（乾電池）	タオル	タオル	タオル
マッチ・ライター	ロープ	ロープ	ロープ

わが家の避難場所は

●過去にはこのような岩崩り（山くずれ）も起きています。



避難場所	想定火口	大きな噴石	降灰	火砕流	火砕サージ（爆風）	溶岩流	土石流	火山泥流
西側	東側	西側	東側	西側	東側	西側	東側	東側
予想される火口位置	大きな噴石が飛んでくる危険性のある範囲	火山灰が降り積もる厚さ（cm）	火砕流が到達する危険性のある範囲	火砕サージが到達する危険性のある範囲	溶岩流が流れ下る危険性のある範囲	土石流が流れ下る危険性のある範囲	火山泥流が発生した場合、土が崩れて火山泥が流れ下る危険性のある範囲	

※ 風向・地形条件等で、到達する方向は変わります。図に示したすべての範囲に到達するわけではありません。

防災マップの問い合わせ先

岩手県防災対策委員会
TEL 019-624-3131（岩手県防災対策委員会）
TEL 019-651-3111（岩手県防災対策委員会）
TEL 019-651-4111（岩手県防災対策委員会）
TEL 019-651-74-2111（岩手県防災対策委員会）
TEL 019-684-2111（岩手県防災対策委員会）
TEL 019-692-2111（岩手県防災対策委員会）

平成10年10月

監修：岩手山火山災害対策検討委員会

平成31年 3月

発行：国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所、岩手県、盛岡市、雫石町、滝沢市、松尾村、玉山村
改訂：岩手山火山防災協議会

（現八幡平市）（現八幡平市）（現八幡平市）（現八幡平市）（現八幡平市）

【裏面も要参照】

大規模事業評価（事前評価・再評価）継続審議資料

事業名	頁
【事前評価】中山の園整備事業（滝沢市、一戸町）	16～21
【再評価】徳田橋地域連携道路整備事業（地域密着型）（盛岡市、矢巾町）	22～27

中山の園整備事業

（所在市町村：滝沢市、一戸町）

補足説明資料

保健福祉部 障がい保健福祉課

①中山の園の果たす役割について

中山の園は、開設以来、県内各地から他の民間施設では受入れが困難と思われる重度の知的障がい者等を受入れ、長期にわたり施設内においてサービスを提供するとともに、希望者に対しては地域生活への移行支援も積極的に行うなど、県内の知的障がい者支援の中心的役割を果たしてきたところであり、今後も同様の役割を担うことが期待されております。

近年では、入所者の高齢化が進み、心身機能の低下や医療の必要性から、地域生活への移行が困難な入所者も増えており、入所施設として、高齢障がい者に対する支援体制の充実を図っていく必要性が生じています。

【中山の園に今後期待される役割】

- (1) 県全域の入所ニーズに応じたセーフティーネット機能の確保（在宅障がい者の入所ニーズへの対応、地域移行した障がい者の再入所支援）
- (2) 高齢化等による入所者の状況変化に応じた処遇の向上（頻回な通院対応、高齢障がい者支援のノウハウを蓄積等）
- (3) 地域生活の支援（地域生活への移行、継続・維持、就労支援、短期入所支援等）
- (4) 地域社会との交流・連携（地域交流、実習生の受入、災害発生時の要支援者受入等）
- (5) 他の障害者支援施設との連携・協力（支援方法に関するノウハウ等の蓄積や共有化）

②高齢障がい者等について

高齢障がい者等については、医療機関へのアクセス向上を図るため、県立一戸病院建物内及びみたけの杜隣接地への移転を予定しております。

なお、地域移行を目指す者、強度行動障がい者等は比較的若く、医療的ケアを必要としない方で、現在地での入所を予定しております。

整備予定地	所在地	主な対象者	定員	施設延床面積	敷地面積
現在地	二戸郡一戸町中山字軽井沢 139-1	地域移行を目指す者、若年の重度障がい者、強度行動障がい等を有する者等	120 人	12,551.2 m ²	395,496 m ²
県立一戸病院建物内 (県有施設)	二戸郡一戸町一戸砂森 60-1	<u>高齢障がい者等</u> (医療的ケアが特に必要な者を含む)	30 人	1,497.7 m ²	44,868 m ² (病院敷地)
みたけの杜隣接地 (県有地)	滝沢市穴口 203-4	<u>高齢障がい者等</u>	40 人	2,431.1 m ²	10,873 m ²
			190 人	16,480.0 m ²	

③現在地の空き地の活用について

現段階では未定ですが、中山の園は地域住民や地元の中高生を対象とした体験学習の開催や「中山の園まつり」での地域住民の参加等、地域社会との交流を推進していることから、整備後の空き地の活用についても、**地域住民の意見を伺いながら今後検討**していきます。

④現在地の体育館・厚生会館について

【これまでの利用状況】

○「**体育館**」は、入所者の雨天または冬期における運動や、地域交流が行える施設として、十分な広さを確保するために建設されましたが、**入所者の高齢化・重度化に伴い運動できる入所者が減少し、現在は体育館での運動は行っておりません。**

○「**厚生会館**」は、入所者及び職員の厚生を図ると共に、入所者の家族、外来者等に便宜を図る施設として、宿泊室、浴室、食堂・売店、理美容室等を設置しましたが、**現在は月に3～4回、早番で公共交通機関が利用できず帰宅できない職員が宿泊する程度**の利用に止まっております。（**食堂、理美容室等は閉鎖**）

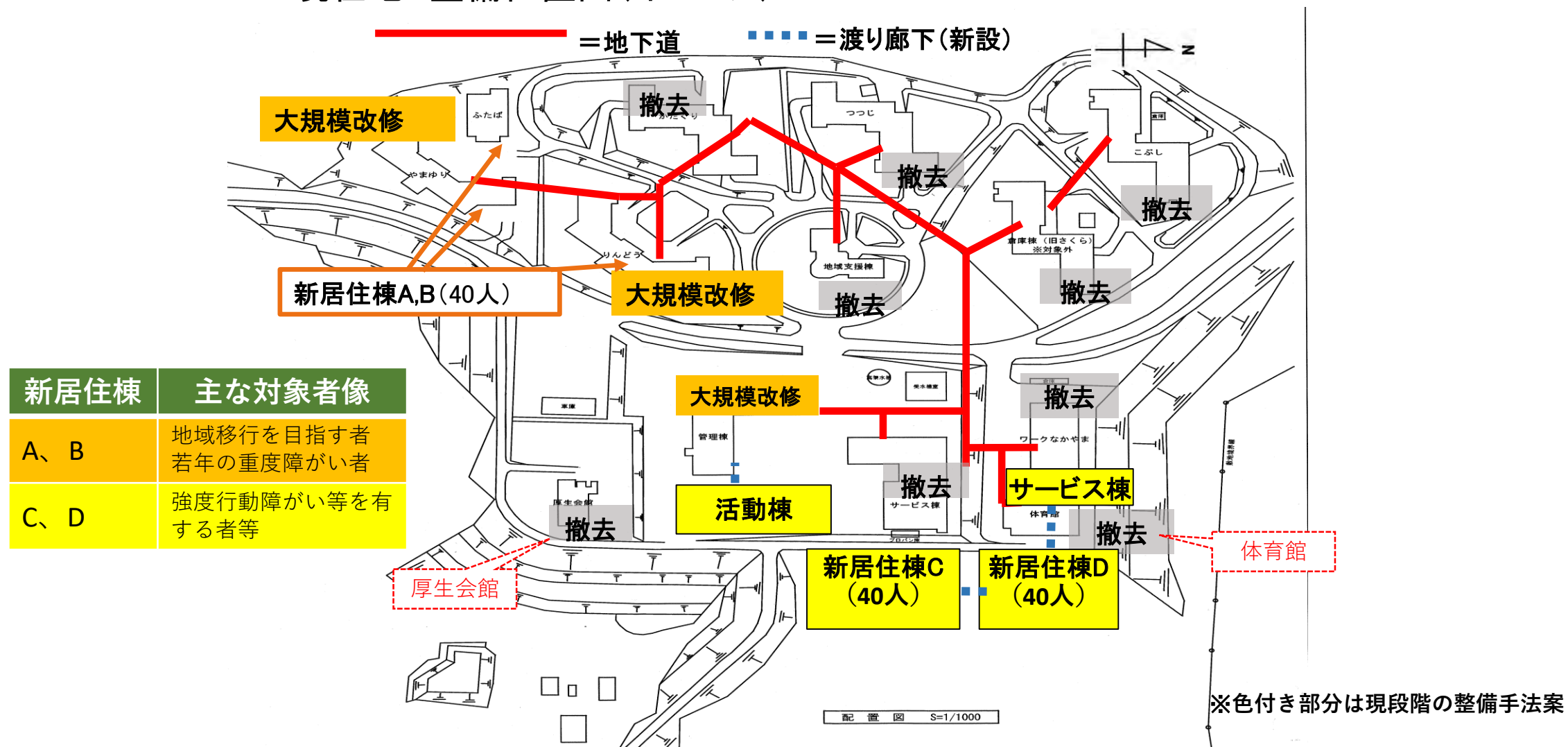
【撤去理由】

○上記のとおり、**いずれの施設も利用見込みが限定的であるため撤去**しますが、整備後は地域交流や施設行事などに対応する「多目的室」を設置します。

また、宿泊機能については現在地及び一戸病院内に「家族面会・宿泊室」を設置します。

【参考】施設計画（中山の園現在地）

現在地 整備位置図(イメージ)



【参考】施設計画（各施設の整備内容及び施設規模）

（単位：㎡）

整備予定地	整備施設名	建築方法	定員	整備内容	現状(A)	整備後(B)	増減(B-A)
現在地	新居住棟A・B★	大規模改修	40人	居室の個室化、老朽化による不具合解消、建物の長寿命化	8,023.0	7,448.7	▲ 574.3
	新居住棟C・D★	新築	80人 (各40人)	居室(個室)、食堂、訓練・作業室、浴室等整備			
	活動棟	新築	(現行程度)	生活介護、就労の利用者のための訓練作業室、食堂、浴室等整備【2施設を1施設に統合】	1,858.0	1,008.4	▲ 849.6
	管理診療棟	大規模改修		施設管理上必要な設備機能を更新、建物の長寿命化	1,478.0	1,478.0	0.0
	サービス棟	新築		厨房、洗濯室整備【ボイラー室廃止】	1,574.3	670.8	▲ 903.5
	体育館	解体			665.0	0.0	▲ 665.0
	厚生会館	解体			719.1	0.0	▲ 719.1
	職員宿舎	大規模改修、解体		老朽化による不具合解消、建物の長寿命化	5,533.0	1,078.5	▲ 4,454.5
	その他施設	継続使用、解体			1,938.5	866.8	▲ 1,071.7
	小計				21,788.9	12,551.2	▲ 9,237.7
県立一戸病院建物内	新居住棟E★	大規模改修	30人	居室の個室化、食堂、訓練・作業室、浴室等整備		1,497.7	1,497.7
みたけの杜隣接地	新居住棟F★	新築	40人	居室(個室)、食堂、訓練・作業室、浴室等整備		2,431.1	2,431.1
計					21,788.9	16,480.0	▲ 5,308.9
うち居住棟★					8,023.0	11,377.5	3,354.5

多目的室含む

第3回大規模事業評価専門委員会

地域連携道路整備事業(地域密着型)

一般県道大々生徳田線 徳田橋

令和7年8月22日
県土整備部 道路建設課

1 中央帯を設置しない理由

○中央帯の機能

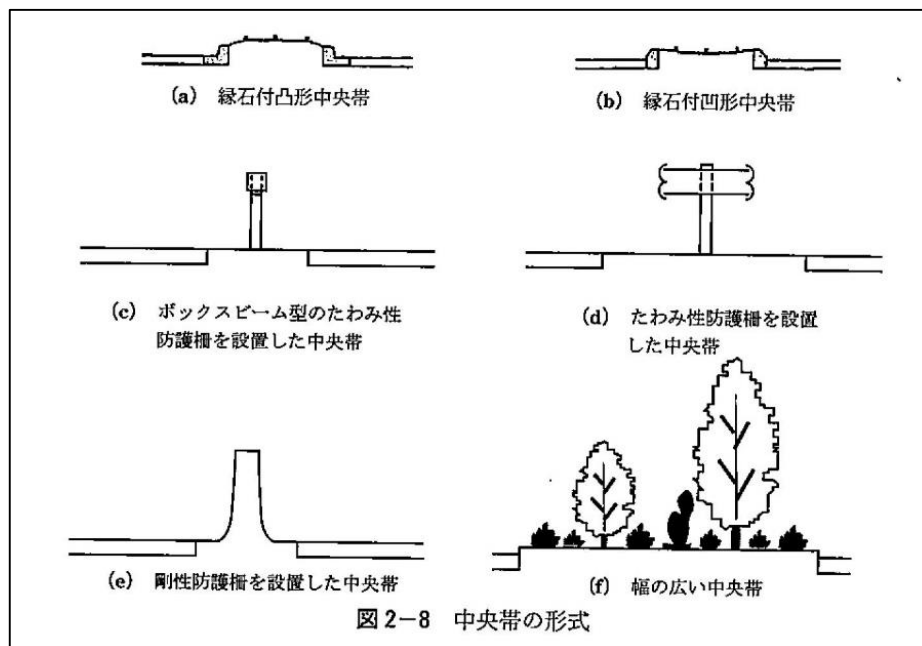
(1)交通機能

- ・往復の交通流を分離し、対向車線への逸走による重大事故を防止するとともに、道路中心線側の交通抵抗を低減させ高速度の走行を可能とする。
- ・多車線道路における対向車線の誤認を防止
- ・転回(Uターン)等を防止し、交通流の乱れをなくして安全性を高める。など・・・

(2)空間機能

- ・市街地形成、防災、径間形成機能を有したシンボル道路形成の一部となる。など・・・。

○中央帯の典型的な概念図



【道路構造令の解説と運用(R3.3)p218抜粋】

1 中央帯を設置しない理由

○中央帯の設置

車線の分離が必要な場合

2-3 中 央 帯

(車線の分離等)

第6条 第1種、第2種又は第3種第1級の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数4以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。）が3以下である第1種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

【道路構造令の解説と運用(R3.3)p210抜粋】

1 中央帯を設置しない理由

○徳田橋の道路区分

- ・道路の存する地域 ⇒ 「地方部」
- ・高速自動車国道及び自動車専用道路又はその他の道路の別 ⇒ 「その他の道路」



区分は、「第3種」

- ・道路の種別 ⇒ 「都道府県道」
- ・地域の地形 ⇒ 「平地部」
- ・計画交通量
⇒ 9,200(台/日)〔事前評価時〕
⇒ 12,700(台/日)〔R2再評価時〕
⇒ 11,200(台/日)〔R7再評価時〕



「第2級」

※徳田橋の道路区分は、
『第3種第2級』

1-1 道路の区分

(道路の区分)

第3条 道路は、次の表に定めるところにより、第1種から第4種までに区分するものとする。

道路の存する地域		地方部	都市部
高速自動車国道及び 自動車専用道路又はその他の道路の別	高速自動車国道及び自動車専用道路	第1種	第2種
	その他の道路	第3種	第4種

三 第3種の道路

道路の 種類	道路の 存する地 域の地形	計画交通量 (単位 1日に つき台)				
		20,000 以上	4,000 以上 20,000 未満	1,500 以上 4,000 未満	500 以上 1,500 未満	500 未満
一般国道	平地部	第1級	第2級	第3級		
	山地部	第2級	第3級	第4級		
都道府県道	平地部	第2級		第3級		
	山地部	第3級		第4級		
市町村道	平地部	第2級		第3級	第4級	第5級
	山地部	第3級		第4級		第5級

【道路構造令の解説と運用(R3.3)p4,5抜粋】

1 中央帯を設置しない理由

○徳田橋への中央帯設置の必要性

(2) 2車線道路での設置

第3種・第4種の2車線道路の急なカーブ区間などで、安全な交通の確保に著しく支障がある場合には往復交通を方向別に分離するために中央帯を設置するのがよい。この場合、分離により事故災害時の救急活動や車両の通行の妨げとならないように事故時の側方余裕等を確保するために、路肩幅員の拡大等が必要な場合がある。

【道路構造令の解説と運用(R3.3)p213抜粋】

当該事業の主な目的は、
「老朽橋」、「幅員狭小」の解消である。



よって、徳田橋は、「中央帯」を設置しない計画としている。

2 将来交通量とB/C(3便益)の関係について

○将来交通量がH22の事前評価とR2の再評価を比べると増加しているが、B/C(3便益)が減少しているのはなぜか？

⇒ 新橋を整備しない場合の通行条件の考え方を見直したため

H22:事前評価

整備なし：旧徳田橋**通行不可**
※老朽化により**通行できない**と想定
広域迂回(約8km)都南中央橋など
整備あり：新徳田橋を通行(1.2km)

H24:「笹子トンネル天井板落下事故」
H25:「インフラメンテナンス元年」

国では、高度成長期以降に整備した社会資本が今後急速に老朽化することが見込まれている現状を踏まえ、老朽化対策に取り組むための体制を整備

R2:再評価

整備なし：旧徳田橋**通行可(1.2km)**
※補修しながら**通行できる**と想定
整備あり：新徳田橋を通行(1.2km)

○費用便益分析

費用便益分析手法：道路建設課所管道路事業費用便益分析の手引き[令和7年2月]

区 分		事前評価時 基準年：H22	再評価時 基準年：R2
費用項目	改築費	4,873.1	8,409.5
	維持費	46.5	58.9
	総費用(C)	4,919.6	8,468.4
便益項目	3便益 ①	時間短縮便益	8,748.5
		走行経費減少便益	946.1
		事故減少便益	45.0
			37.9
	その他便益 ②	環境改善便益	-2.5
		拡張便益	4,836.4
			9,571.7
	小計(①+②)	4,833.9	9,573.0
	修正便益 ③	14,573.5	16,398.2
	総便益 ①+②+③	5,144.4	6,669.5
費用便益比(B/C) B(①+②)/C		3.0	1.9
(参考)修正費用便益比 B(①+②+③)/C		4.0	2.7

将来交通量 9,200台/日(R12) 12,700台/日(R12)

【第1回大規模事業評価専門委員会(R7.6.16)p46抜粋】

令和 7 年度大規模事業 事後評価調書 目次

番号	担当部局等	事業名	地区名	ページ
1	教育委員会事務局 教育企画室	岩手県立福岡工業高等学校改築等事業	二戸市	29～65
2	農林水産部 漁港漁村課	大船渡漁港整備事業	大船渡市	66～88
3	県土整備部 河川課	築川ダム建設事業	盛岡市	89～154

大規模施設整備事業 事後評価調書

令和 7 年 8 月 6 日作成

施 設 の 名 称	岩手県立福岡工業高等学校 (現：北桜高等学校工業校舎)	供 用 開 始	令和 3 年 3 月 9 日				
施 設 の 場 所	二戸市	担当部局課名	教育委員会教育企画室				
県の計画との関連	計画：いわて県民計画（2019～2028）（第 2 期アクションプラン） （政策）Ⅲ 教育 （政策項目）No.16 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます （具体的な推進方策）① 安全でより良い教育環境の整備						
事 業 概 要							
1 事業目的							
(1) 目的							
当該校校舎は建築後 54 年（平成 29 年時点）が経過しており老朽化が著しく、耐震性も低いことから、生徒が安全で安心して学べる教育環境を確保し、学校教育活動の円滑な推進に資するため、改築整備を実施するものである。							
(2) 事業の特徴							
校舎を改築することにより、老朽化への対応を行うとともに耐震性の確保を図る。							
2 事業目標							
(1) 目標							
指 標 名		基準年次	基準値	目標年次	目標値		
県立学校施設の耐震化率		平成 29 年度	98.2%	平成 30 年度	99.1%		
(2) 目標の選定理由及び目標値の設定根拠							
事業目的である安全で安心して学べる教育環境の整備状況を示す指標として設定した。							
第 2 期岩手県耐震改修促進計画に基づき、令和 2 年度までに県立学校施設の耐震化率 100%を目指したものの。							
3 事業内容							
(1) 事業主体							
岩手県							
(2) 施設の概要及び規模（敷地面積、建物構造、延べ床面積等）							
敷地面積		46,736 m ²					
新築校舎		4,117 m ²	木造一部鉄筋コンクリート造				
仮設校舎整備		2,260 m ²	プレハブ				
既存校舎解体		5,016 m ²					
(3) スケジュール							
当初計画期間		（着工）平成 30 年度	～	（完成）令和 2 年度			
実績期間		（着工）平成 30 年度	～	（完成）令和 2 年度			
(4) 事業費				(百万円)			
	総事業費	用地費※	本体工事費	設備費	その他		
当初計画	2,659	0	2,356	0	303		
実 績	2,532	0	2,148	18	366		
※用地費は用地取得費と用地造成費を合わせたもの							
(5) 財源				(百万円)			
	総事業費	国庫支出金	その他特定財源	一般財源	県債		
当初計画	2,659	97	0	276	2,286		
実 績	2,532	6	0	39	2,487		

事業目的の検証

1 事業目的の達成状況

(1) 事業目標の達成状況

【指標名等】 県立学校施設の耐震化率

(単位：%)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初計画	98.2	99.1	99.1	100.0
実績	98.2	99.1	99.1	100.0

計画どおりに耐震基準を満たさない校舎を改築し、目標を達成した。

(2) 事業効果、利用者等の満足度及びニーズ

耐震基準を満たさない校舎を改築することにより、安全で安心して学べる教育環境を確保することが出来ている。

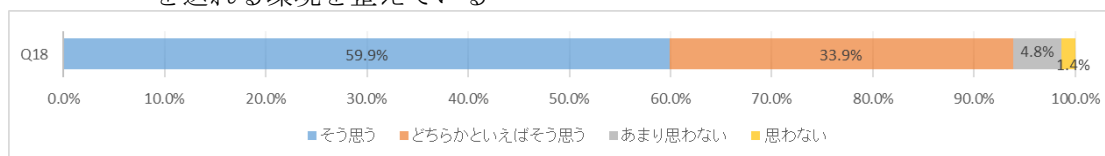
なお、学校が実施している学校運営に対する学校評価においても、肯定的な評価が多くみられる。

※ 令和 6 年度学校評価結果

(北桜高等学校で実施しているため、統合校の旧一戸高等学校の生徒等も含む。)

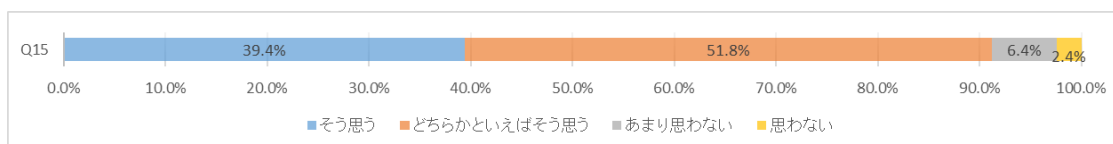
生徒への質問項目 (回答：292 人)

- ・ Q18 学校は、生徒一人ひとりの人格や人権を尊重し、生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えている



保護者への質問項目 (回答：251 人)

- ・ Q15 学校は、生徒一人ひとりの人格や人権を尊重し、生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えている



2 社会経済情勢等の変化

(1) 計画当時の社会経済情勢や供用開始までの経緯等

(ア) 計画当時の社会経済情勢

耐震改修促進法に基づき、本県でも耐震改修促進計画を策定し、耐震化の取組を進めているところであり、また、近年、東日本大震災や熊本地震など全国各地で大規模な地震が発生していたこと。

(イ) 供用開始までの経緯等

平成 18 年度 耐震改修促進計画の策定

(第 1 期 (H18～H27) 県立学校の耐震化目標 100%)

平成 21 年度 耐震診断の実施 (管理棟・教室棟)

平成 27 年度 耐震診断の実施 (電気情報システム科等実習棟)

※H28 一部使用中止

平成 27 年度 新たな県立学校再編計画の策定 (当該校の統廃合の計画なし)

平成 28 年度 耐震改修促進計画の策定

(第 2 期 (H28～H32) 県立学校の耐震化目標 100%)

(2) 事後評価時における社会経済情勢と計画当時との変化等

計画当時と変わらず、耐震改修促進法に基づき、国から早期の耐震化 (100%) を求められており、生徒の安心・安全な教育環境を確保すること。

なお、計画当時における新たな県立学校再編計画においては、統廃合の計画はなかったものの、令和 3 年 5 月に策定した新たな県立学校再編計画後期計画で、令和 6 年度に一戸高等学校と福岡工業高等学校が統合することとなり、令和 6 年 4 月に北桜高等学校工業校舎として開校したが、現在も施設の役割や機能はこれまでと変化がないこと。

参考：生徒数の推移

定員数 機械システム科 120 名 (40 名×3 学年)

電気情報システム科 120 名 (40 名×3 学年) 合計 240 名

学 科	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
機械システム科	112	102	88	79	84	83	83	76	63	57
電気情報システム科	82	87	78	64	47	56	69	72	62	44
計	194	189	166	143	131	139	152	148	125	101

3 事業目標、運営の方向性等の見直しの必要性

事業目標である「県立学校施設の耐震化率」は、平成 30 年度の目標値、さらには令和 2 年度の目標値 100%も達成されているが、引き続き、生徒の安全・安心な教育環境を確保していく必要がある。

施設の検証

1 施設や設備の機能の検証

(1) 施設や設備の効果、利用者等の満足度及びニーズ

校舎は建築後 55 年以上（改築当時）が経過し老朽化が著しく、平成 21 年度に実施した管理教室棟の耐震診断の結果、耐震性及びコンクリート強度が低いこと、平成 27 年度に実施した実習棟の耐震診断の結果、一部に耐震性及びコンクリート強度が著しく低い建物があることが判明し、当該建物については、生徒の立入禁止措置を講じる等、早急な対応が必要であったが、改築したことにより、生徒が安全・安心して教育を受けることに繋がっている。

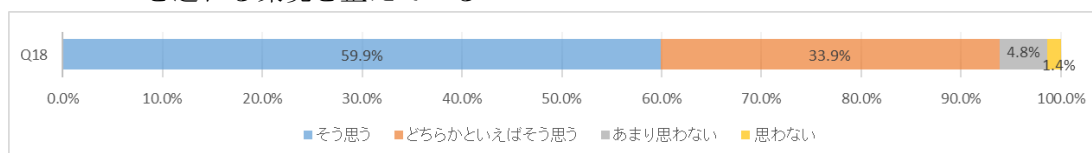
なお、学校が実施している学校運営に対する学校評価においても、肯定的な評価が多くみられる。

※ 令和 6 年度学校評価結果

（北桜高等学校で実施しているため、統合校の旧一戸高等学校の生徒等も含む。）

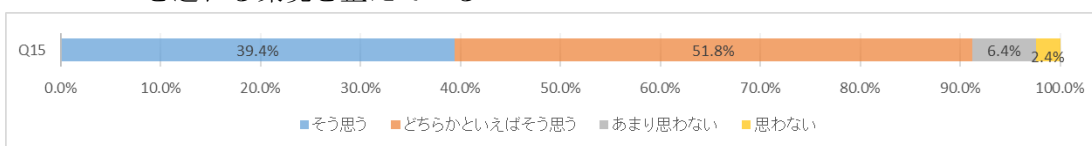
生徒への質問項目（回答：292 人）

- ・ Q18 学校は、生徒一人ひとりの人格や人権を尊重し、生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えている



保護者への質問項目（回答：251 人）

- ・ Q15 学校は、生徒一人ひとりの人格や人権を尊重し、生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えている



(2) これまでの改善、見直し等の状況

特に改善や見直し等はなかった。

(3) 今後の改善、見直し等の必要性

耐震化が図られたことにより、特に改善や見直し等の必要性はない。

2 施設や設備の構造の検証

(1) 設備の安全対策

(ア) 関連する安全基準と点検結果

学校においては日常的に安全点検を行っているほか、建築基準法に基づく建築物定期点検を3年毎に当室営繕担当職員（建築士）が行っており、特に問題ない。

(イ) 今後の対応方針

今後も、引き続き同様の方法により点検を行っていく。

(2) 施設の耐震対策

(ア) 耐震設計基準

「建築構造設計基準（国土交通省）」、「官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省）」、「建築構造設計指針（文部科学省）」、「木質構造設計規準（日本建築学会）」等を準拠して設計している。このことにより、安全確保が図られている。

(3) ユニバーサルデザイン

(ア) 建築時のユニバーサルデザインへの配慮

- ・ 生徒の居場所となる教室棟を木造とすることにより、やわらかで温かみのある木材の良さを感じながら生徒が学習できるよう教育環境に配慮するとともに、地球温暖化抑制等の地球環境へも配慮した。
- ・ 建物内外における段差の解消やバリアフリートイレの設置、昇降口には車いす用のスロープを設けるほか、車を利用して通学・来校してくる車いす利用者のために雪除けも設けるなど、バリアフリーに対応した施設とした。

(イ) ユニバーサルデザインに対する利用者等の満足度及びニーズ

生徒、保護者及び職員からの施設に対する意見は特にない。

立地、周辺環境の検証

1 周辺環境の変化等

(1) 自然環境

(ア) 動植物、地形・地質等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分

- ・ 整備地については、二戸駅付近であること。
- ・ 岩手県自然環境保全指針による環境保全区分は「E」（自然環境が強度に改変され、あるいはほとんど欠くことにより、概ね人為的環境となっている地域）である。

(イ) 自然環境に対する影響及び配慮

省エネルギー、CO2 削減、低環境負荷材料使用、地域産木材の活用等、環境に配慮した。

(2) 景観

(ア) 景観形成重点地域等の指定の状況

岩手県景観計画において「一般地域、市街地景観地区」とされている。

(イ) 景観に対する影響及び配慮

シンプルなデザインとすることで周辺の街並みとの調和に配慮し、地域に親しまれる施設となるよう整備した。

(3) 周辺地域へ与えた影響

現時点で、周辺地域へ与えた影響は把握していない。

(4) 周辺環境に対する改善の必要性

現時点で、周辺環境に対する改善の必要性を把握していない。

2 立地、アクセス等

(1) 立地、アクセスに対する利用者等の満足度、ニーズ

二戸駅に近く、通学及び通勤の利便性が高い。

(2) 立地、アクセスに対する改善の必要性

現時点で、立地、アクセスに対する改善の必要性は生じていない。

収支の検証と費用便益分析

1 収支の検証

(1) 収支の状況

(ア) 収入

(単位：千円)

	計画時 (R3 見込)	事後評価時 (R3 実績)	積算根拠
授業料等	29,140	993	授業料、入学選考料、入学科
計	29,140	993	

(イ) 支出

(単位：千円)

	計画時 (R3 見込)	事後評価時 (R3 実績)	積算根拠
人件費	300,110	295,502	校長、教育職 29、行政職 3、技能職 1、計 34 人
管理運営費	25,098	26,052	消耗品費、光熱水費、維持修繕費等
計	325,208	321,554	

(2) 収支についての分析

収入については、計画時に授業料無償化の影響額を反映させていなかったこと。
支出のうち人件費については、人事異動等による年齢構成により、減となったこと。
管理運営費については、光熱水費の高騰等により、増となったこと。

2 費用便益分析

(1) 採用した費用便益分析の手法等

耐震改築を実施した場合の費用便益分析 (B/C) による効率性の検証は難しく、他県の同様事例においても実施されている例は確認されていなかったため、事前評価において参考値としたことから、同様の算出により分析を行った。

(2) 費用便益分析 (参考)

(金額単位：百万円)

区 分		当初計画時 (基準年：50 年)		事後評価時 (基準年：50 年)	
費用	整備費	2,331		2,198	
	大規模改造工事	168	20 年後に実施	238	20 年後に実施
	長寿命化工事	258	40 年後に実施	249	40 年後に実施
	総費用 (C)	2,757	社会的割引率 4 %	2,685	社会的割引率 4 %
便益					
費用便益比 (B/C)		—	—	—	—

【修繕計画】※主な修繕計画

	修繕費 (千円)	改修サイクル (年)
大規模改修 (建築・電気・機械)	561,700	概ね 20 年 (学校施設の実績を参考に算出)
長寿命化 (建築・電気・機械)	988,380	概ね 40 年 (学校施設の実績を参考に算出)

(3) 費用便益分析についての評価

事前評価においても B/C の算定は行っておらず、参考値として、50 年間の施設整備費用の算定を行った。

他の施設の企画立案への反映

1 施設や設備設計に対する立案のあり方等について

施設整備に当たっては、高等学校再編計画と密接な関係があることから、関係課と情報を共有の上、計画していく必要があること。

2 立地、周辺地域への影響に対する留意点等について

同一敷地内に整備することから、特に影響はないこと。

3 施設規模や収支計画等に対する企画立案等について

少子化の影響により、生徒数は減少傾向にあることから、適正な施設規模とする検討が必要であること。

※ 評価対象事業の位置図、計画平面図等を添付すること。（事前評価時に比べ変更があった場合は、それがわかるように記載すること。）

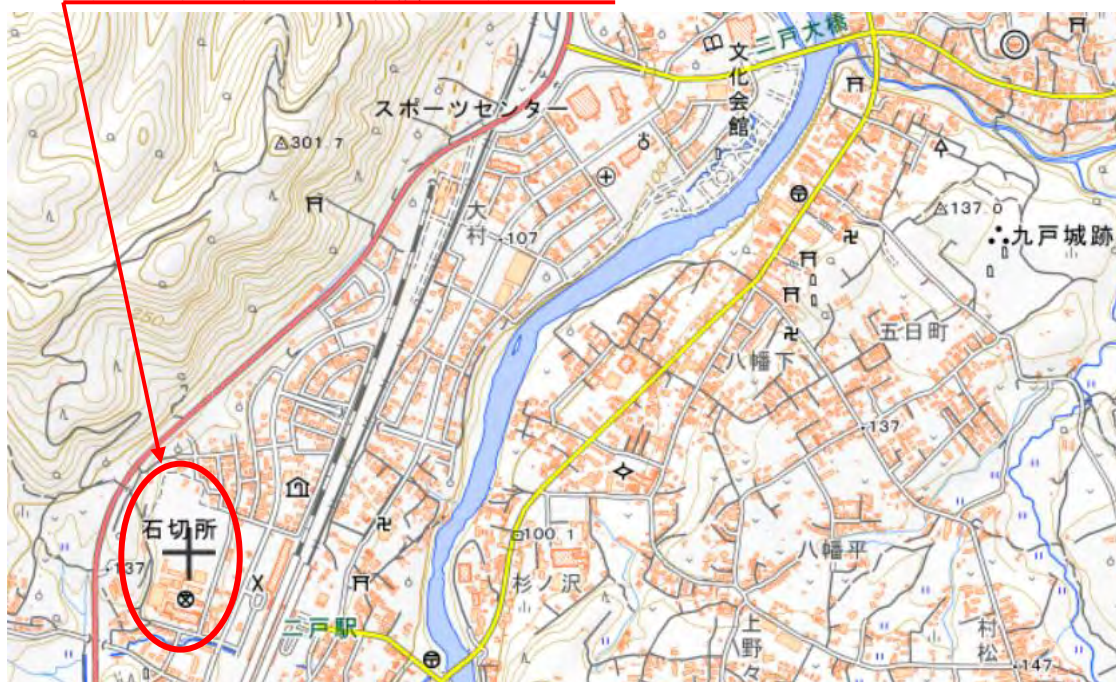
※ 本様式は、標準的な評価項目を示したものであり、事後評価を行う際には、施設の特性に応じて項目の追加や省略、修正するなど適切な評価項目を検討すること。

大規模施設整備事業 事後評価調書 (付表)

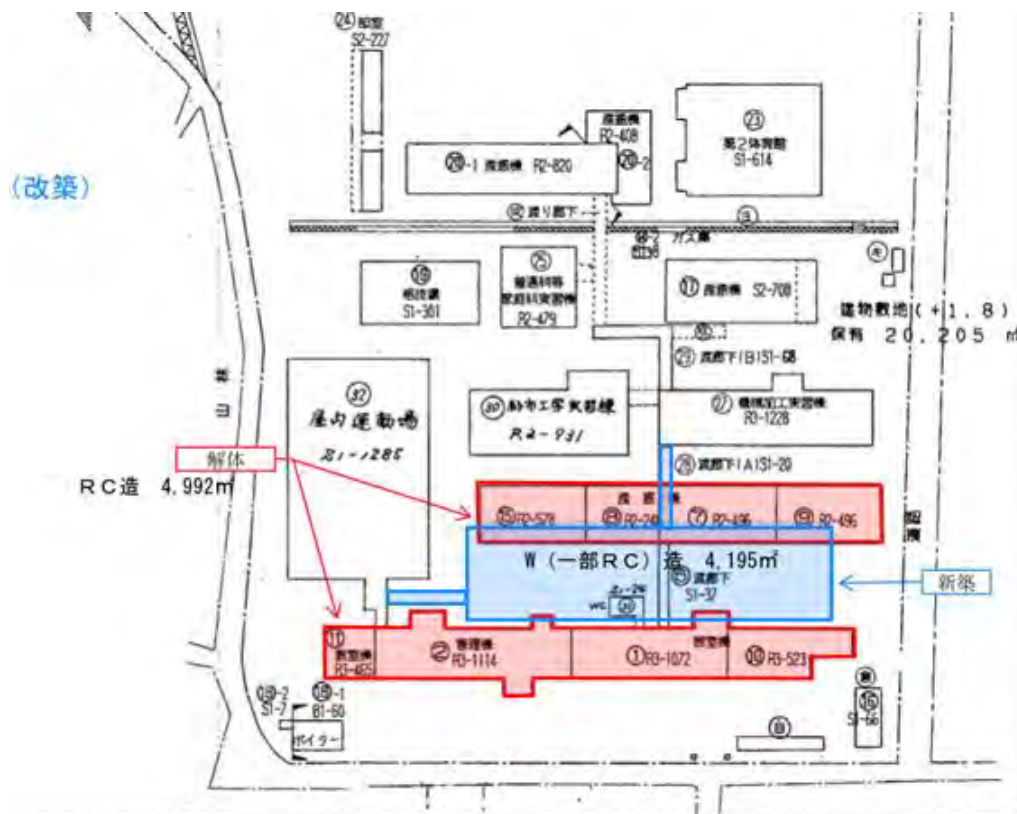
施 設 の 名 称	岩手県立福岡工業高等学校 (現：北桜高等学校工業校舎)	供 用 開 始	令和3年3月9日
施 設 の 場 所	二戸市	担当部局課名	教育委員会教育企画室

(1) 位置図・事業概要図

計画地：岩手県二戸市石切所字火行塚2-1



この配置地図等データは、国土地理院の電子国土 Web システムから配信されたものである。



(2) 周辺地域の状況

二戸駅に近く、近隣は会社の事務所や住宅などが建ち並ぶ準工業地域となっている。

(3) 改善を要する設備等の状況（写真）

特になし。

(4) 整備前と整備後の自然環境及び景観（写真）

整備前



整備後



岩手県立福岡工業高等学校改築等事業 （所在市町村：二戸市）

- ▶ I. 事業概要
- ▶ II. 事業目的の検証
- ▶ III. 施設の検証
- ▶ IV. 立地、周辺環境の検証
- ▶ V. 収支の検証と費用便益分析
- ▶ VI. 他の施設の企画立案への反映

I 事業概要

1 事業目的

(1) 目的

当該校校舎は建築後54年（平成29年時点）が経過しており老朽化が著しく、耐震性も低いことから、生徒が安全で安心して学べる教育環境を確保し、学校教育活動の円滑な推進に資するため、改築整備を実施するものである。

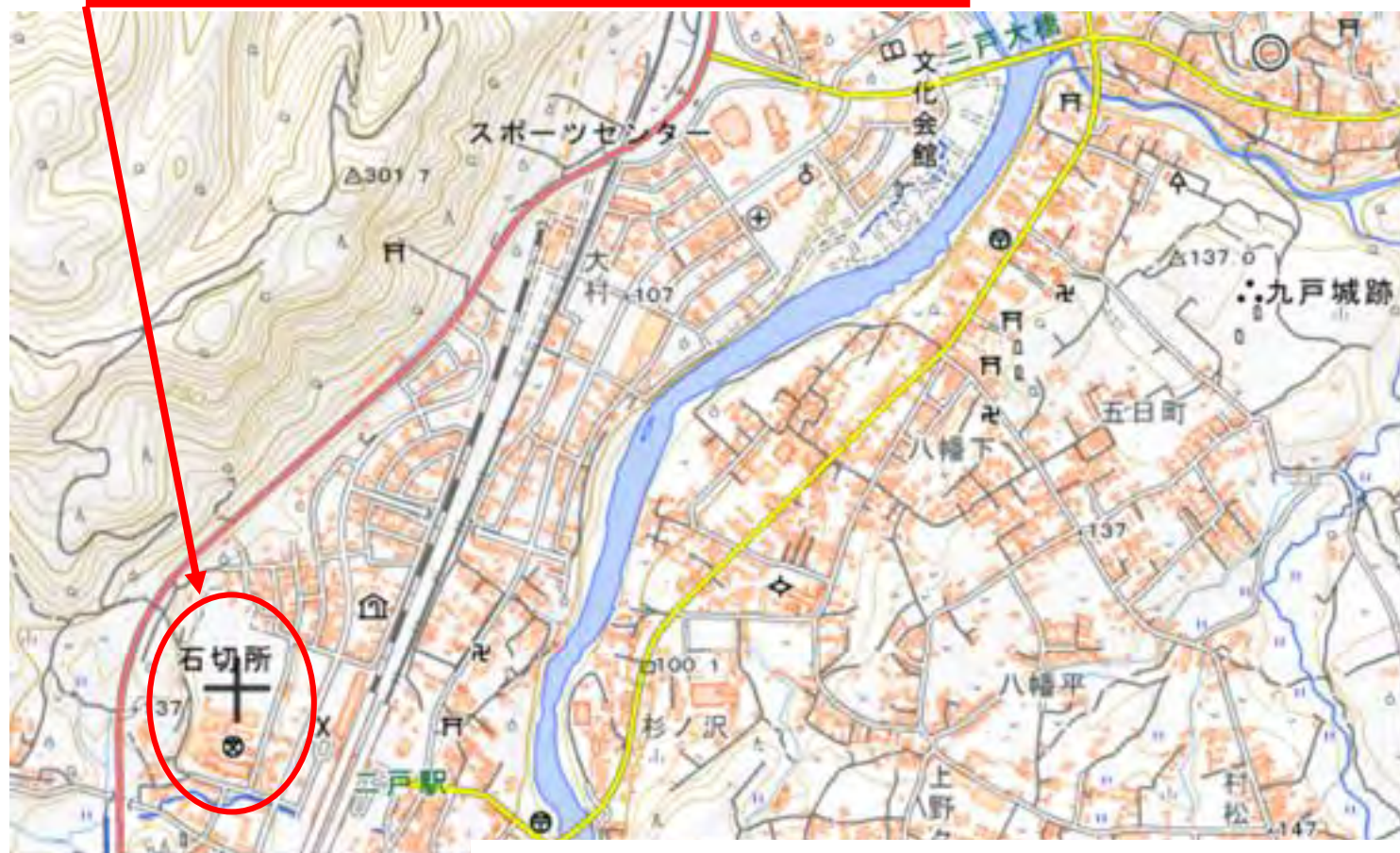
(2) 事業の特徴

校舎を改築することにより、老朽化への対応を行うとともに耐震性の確保を図る。

I 事業概要

参考 岩手県立福岡工業高等学校位置図

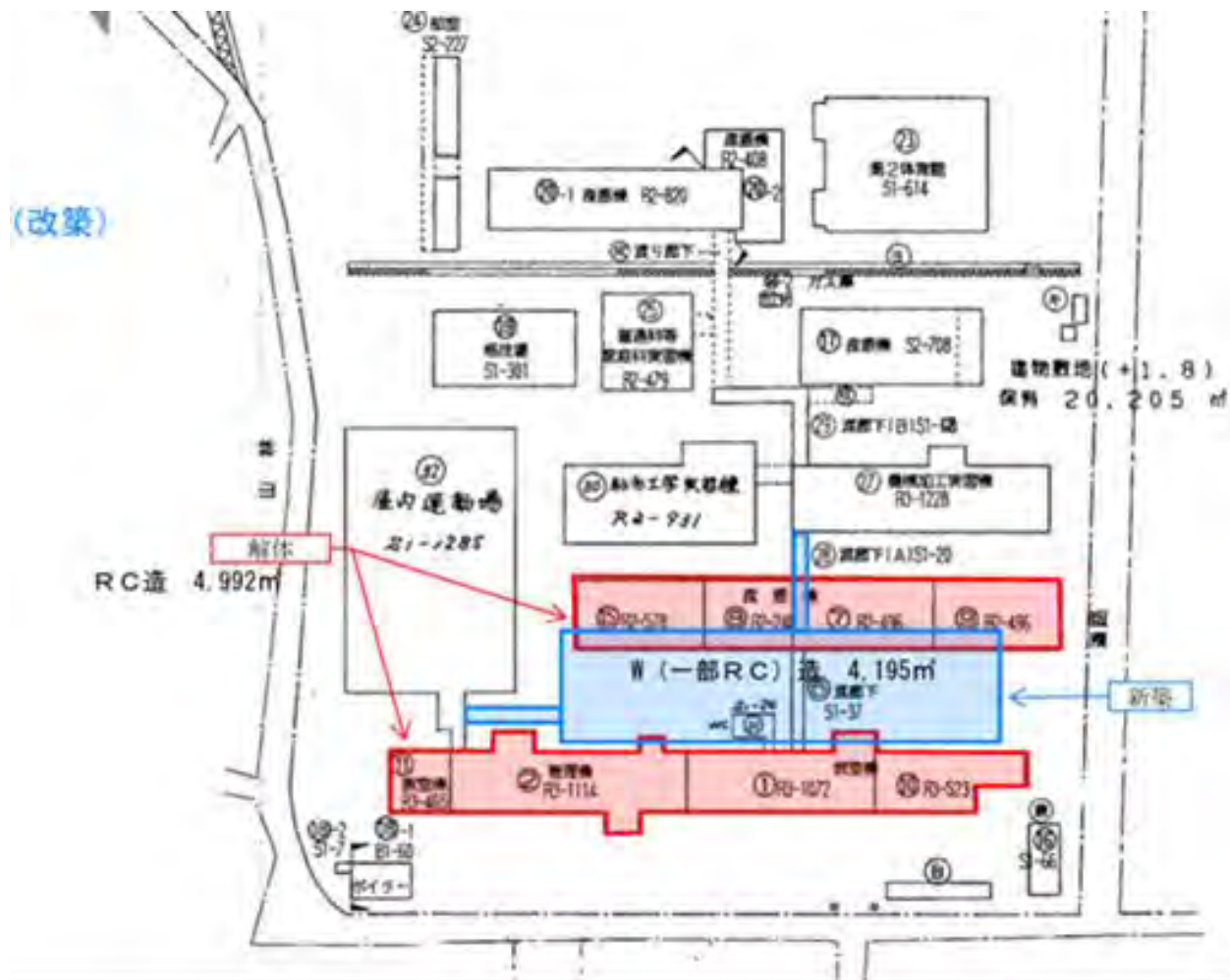
計画地：岩手県二戸市石切所字火行塚 2 - 1



この配置地図等データは、国土地理院の電子国土Webシステムから配信されたものである。

I 事業概要

参考 岩手県立福岡工業高等学校事業概要図



I 事業概要

参考 現在の校舎の状況



I 事業概要

2 事業目標

指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値
県立学校施設の耐震化率	H29	98.2%	H30	99.1%

事業目的である安全で安心して学べる教育環境の整備状況を示す指標として設定した。

第2期岩手県耐震改修促進計画に基づき、令和2年度までに県立学校施設の耐震化率100%を目指したもの。

I 事業概要

3 事業内容

(1) 事業主体

岩手県

(2) 施設の概要及び規模（敷地面積、建物構造、延べ床面積等）

- | | | |
|----------|---------------------|---------------|
| ・ 敷地面積 | 46,736 m^2 | |
| ・ 新築校舎 | 4,117 m^2 | 木造一部鉄筋コンクリート造 |
| ・ 仮設校舎整備 | 2,260 m^2 | プレハブ |
| ・ 既存校舎解体 | 5,016 m^2 | |

I 事業概要

3 事業内容

(3) スケジュール

- ・ 当初計画期間 (着工) 平成30年度 ~ (完成) 令和2年度
- ・ 実績期間 (着工) 平成30年度 ~ (完成) 令和2年度

(4) 事業費

単位：百万円

	総事業費	用地費	本体工事費	設備費	その他
当初計画	2,659	0	2,356	0	303
実績	2,532	0	2,148	18	366

(5) 財源

単位：百万円

	総事業費	国庫支出金	その他特定財源	一般財源	県債
当初計画	2,659	97	0	276	2,286
実績	2,532	6	0	39	2,487

Ⅱ 事業目的の検証

1 事業目的の達成状況

(1) 事業目標の達成状況

県立学校施設の 耐震化率	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
当初計画	98.2%	99.1%	99.1%	100.0%
実 績	98.2%	99.1%	99.1%	100.0%

計画どおりに耐震基準を満たさない校舎を改築し、目標を達成した。

(2) 事業効果、利用者等の満足度及びニーズ

耐震基準を満たさない校舎を改築することにより、安全で安心して学べる教育環境を確保することが出来ている。

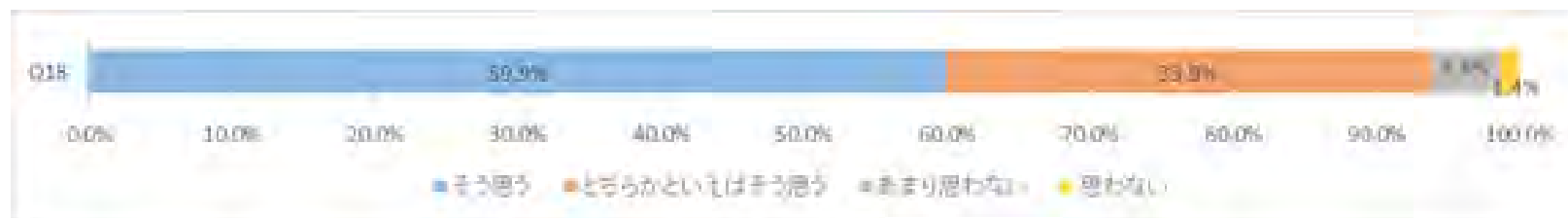
なお、学校が実施している学校運営に対する学校評価においても、肯定的な評価が多くみられる。

Ⅱ 事業目的の検証

参考 令和6年度学校評価結果

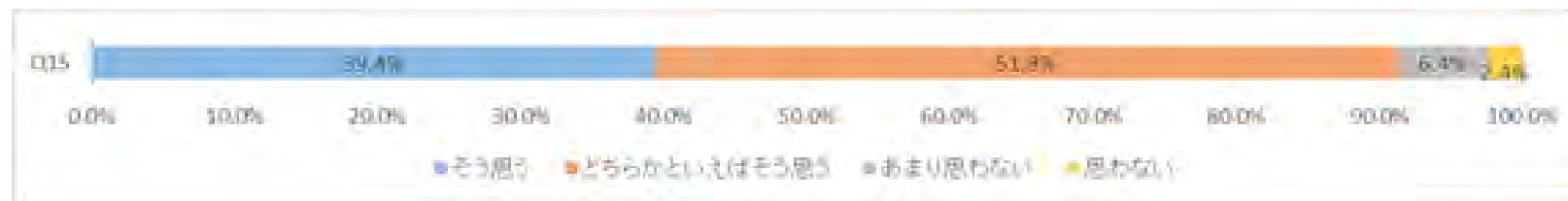
生徒への質問項目（回答：292人）

・Q18 学校は、生徒一人ひとりの人格や人権を尊重し、生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えている



保護者への質問項目（回答：251人）

・Q15 学校は、生徒一人ひとりの人格や人権を尊重し、生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えている



Ⅱ 事業目的の検証

2 社会経済情勢等の変化

(1) 計画当時の社会経済情勢や共用開始までの経緯等

(ア) 計画当時の社会経済情勢

耐震改修促進法に基づき、本県でも耐震改修促進計画を策定し、耐震化の取組を進めているところであり、また、近年、東日本大震災や熊本地震など全国各地で大規模な地震が発生していたこと。

(イ) 供用開始までの経緯等

平成18年度	耐震改修促進計画の策定 (第1期 (H18～H27) 県立学校の耐震化目標100%)
平成21年度	耐震診断の実施 (管理棟・教室棟)
平成27年度	耐震診断の実施 (電気情報システム科等実習棟) ※H28一部使用中止
平成27年度	新たな県立学校再編計画の策定 (当該校の統廃合の計画なし)
平成28年度	耐震改修促進計画の策定 (第2期 (H28～H32) 県立学校の耐震化目標100%)

Ⅱ 事業目的の検証

2 社会経済情勢等の変化

(2) 事後評価時における社会経済情勢と計画当時との変化等

計画当時と変わらず、耐震改修促進法に基づき、国から早期の耐震化(100%)を求められており、生徒の安心・安全な教育環境を確保すること。

なお、計画当時における新たな県立学校再編計画においては、統廃合の計画はなかったものの、令和3年5月に策定した新たな県立学校再編計画後期計画で、令和6年度に一戸高等学校と福岡工業高等学校が統合することとなり、令和6年4月に北桜高等学校工業校舎として開校したが、現在も施設の役割や機能はこれまでと変化がないこと。

参考 生徒数の推移

定員数 機械システム科 120名 (40名×3学年)
電気情報システム科 120名 (40名×3学年) 合計240名

学 科	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
機械システム科	112	102	88	79	84	83	83	76	63	57
電気情報システム科	82	87	78	64	47	56	69	72	62	44
計	194	189	166	143	131	139	152	148	125	101

Ⅱ 事業目的の検証

3 事業目標、運営の方向性等の見直しの必要性

事業目標である「県立学校施設の耐震化率」は、平成30年度の目標値、さらには令和2年度の目標値100%も達成されているが、引き続き、生徒の安全・安心な教育環境を確保していく必要がある。

Ⅲ 施設の検証

1 施設の設備の機能の検証

(1) 施設や設備の効果、利用者等の満足度及びニーズ

校舎は建築後55年以上（改築当時）が経過し老朽化が著しく、平成21年度に実施した管理教室棟の耐震診断の結果、耐震性及びコンクリート強度が低いこと、平成27年度に実施した実習棟の耐震診断の結果、一部に耐震性及びコンクリート強度が著しく低い建物があることが判明し、当該建物については、生徒の立入禁止措置を講じる等、早急な対応が必要であったが、改築したことにより、生徒が安全・安心して教育を受けることに繋がっている。

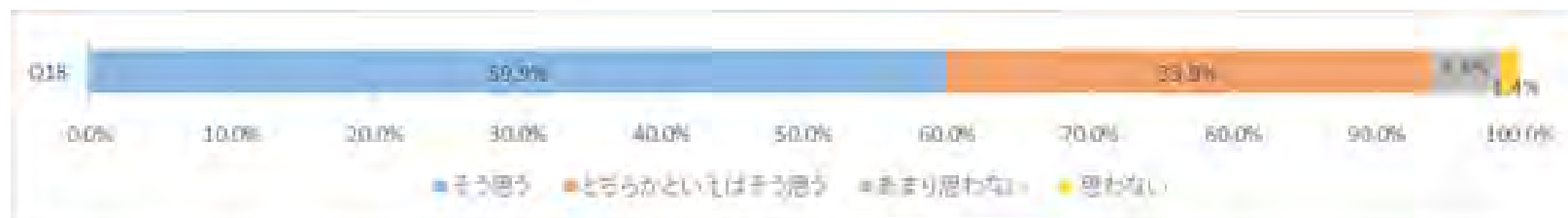
なお、学校が実施している学校運営に対する学校評価においても、肯定的な評価が多くみられる。

Ⅲ 施設の検証

参考 令和6年度学校評価結果

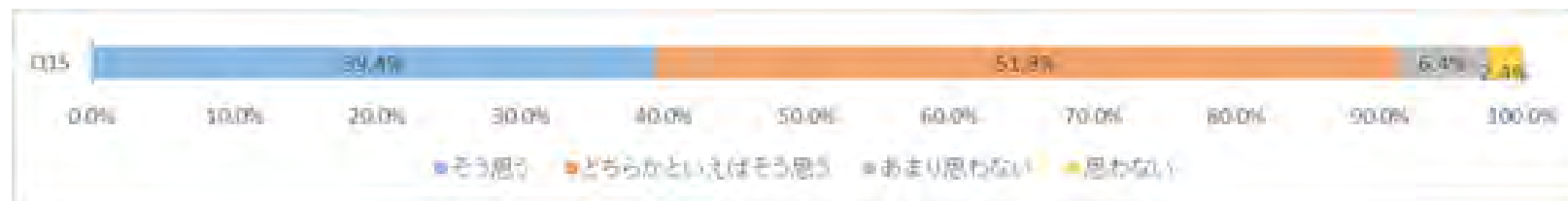
生徒への質問項目（回答：292人）

・Q18 学校は、生徒一人ひとりの人格や人権を尊重し、生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えている



保護者への質問項目（回答：251人）

・Q15 学校は、生徒一人ひとりの人格や人権を尊重し、生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えている



Ⅲ 施設の検証

1 施設の設備の機能の検証

(2) これまでの改善、見直し等の状況

特に改善や見直し等はなかった。

(3) 今後の改善、見直し等の必要性

耐震化が図られたことにより、特に改善や見直し等の必要性はない。

Ⅲ 施設の検証

2 施設や設備の構造の検証

(1) 設備の安全対策

(ア) 関連する安全基準と点検結果

学校においては日常的に安全点検を行っているほか、建築基準法に基づく建築物定期点検を3年毎に当室営繕担当職員（建築士）が行っており、特に問題ない。

(イ) 今後の対応方針

今後も、引き続き同様の方法により点検を行っていく。

(2) 施設の耐震対策

(ア) 耐震設計基準

「建築構造設計基準（国土交通省）」、「官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省）」、「建築構造設計指針（文部科学省）」、「木質構造設計規準（日本建築学会）」等を準拠して設計している。このことにより、安全確保が図られている。

Ⅲ 施設の検証

2 施設や設備の構造の検証

(3) ユニバーサルデザイン

(ア) 建築時のユニバーサルデザインへの配慮

生徒の居場所となる教室棟を木造とすることにより、やわらかで温かみのある木材の良さを感じながら生徒が学習できるよう教育環境に配慮するとともに、地球温暖化抑制等の地球環境へも配慮した。

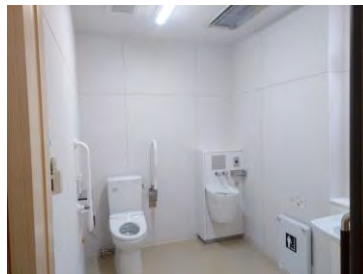
建物内外における段差の解消やバリアフリースイレの設置、昇降口には車いす用のスロープを設けるほか、車を利用して通学・来校してくる車いす利用者のために雪除けも設けるなど、バリアフリーに対応した施設とした。

(イ) ユニバーサルデザインに対する利用者等の満足度及びニーズ

生徒、保護者及び職員からの施設に対する意見は特にない。



普通教室



バリアフリースイレ



昇降口

IV 立地、周辺環境の検証

1 周辺環境の変化等

(1) 自然環境

(ア) 動植物、地形・地質等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分

- ・整備地については、二戸駅付近であること。
- ・岩手県自然環境保全指針による環境保全区分は「E」（自然環境が強度に改変され、あるいはほとんど欠くことにより、概ね人為的環境となっている地域）である。

(イ) 自然環境に対する影響及び配慮

省エネルギー、CO2削減、低環境負荷材料使用、地域産木材の活用等、環境に配慮した。

Ⅳ 立地、周辺環境の検証

1 周辺環境の変化等

(2) 景観

(ア) 景観形成重点地域等の指定の状況

岩手県景観計画において「一般地域、市街地景観地区」とされている。

(イ) 景観に対する影響及び配慮

シンプルなデザインとすることで周辺の街並みとの調和に配慮し、地域に親しまれる施設となるよう整備した。

(3) 周辺地域へ与えた影響

現時点で、周辺地域へ与えた影響は把握していない。

(4) 周辺環境に対する改善の必要性

現時点で、周辺環境に対する改善の必要性は把握していない。

IV 立地、周辺環境の検証

2 立地、アクセス等

(1) 立地、アクセスに対する利用者等の満足度、ニーズ

二戸駅に近く、通学及び通勤の利便性が高い。

(2) 立地、アクセスに対する改善の必要性

現時点で、立地、アクセスに対する改善の必要性は生じていない。

V 収支の検証と費用便益分析

1 収支の検証

(1) 収支の状況

(ア) 収入

(単位：千円)

	計画時 (R3見込)	事後評価時 (R3実績)	積算根拠
授業料等	29,140	993	授業料、入学選考料、入学料
計	29,140	993	

V 収支の検証と費用便益分析

1 収支の検証

(1) 収支の状況

(イ) 支出

(単位：千円)

	計画時 (R3見込)	事後評価時 (R3実績)	積算根拠
人件費	300,110	295,502	校長、教育職29、行政職3、 技能職1、計34人
管理運営費	25,098	26,052	消耗品費、光熱水費、維持 修繕費等
計	325,208	321,554	

(2) 収支についての分析

- ・収入については、計画時に授業料無償化の影響額を反映させていなかったこと。
- ・支出のうち人件費については、人事異動等による年齢構成により、減となったこと。
- ・管理運営費については、光熱水費の高騰等により、増となったこと。

V 収支の検証と費用便益分析

2 費用便益分析

(1) 採用した費用便益分析の手法等

耐震改築を実施した場合の費用便益分析（B/C）による効率性の検証は難しく、他県の同様事例においても実施されている例は確認されていなかったため、事前評価において参考値としたことから、同様の算出により分析を行った。

V 収支の検証と費用便益分析

2 費用便益分析

(2) 費用便益分析（参考）

（金額単位：百万円）

区 分		当初計画時 (基準年：50年)		事後評価時 (基準年：50年)	
費用	整備費	2,331		2,198	
	大規模改造工事	168	20年後に実施	238	20年後に実施
	長寿命化	258	40年後に実施	249	40年後に実施
	総費用 (C)	2,757	社会的割引率4%	2,685	社会的割引率4%
便益					
費用便益比 (B/C)		—	—	—	—

【修繕計画】※主な修繕計画

	修繕費（千円）	改修サイクル（年）
大規模改修（建築・電気・機械）	561,700	概ね20年（学校施設の実績を参考に算出）
長寿命化（建築・電気・機械）	988,380	概ね40年（学校施設の実績を参考に算出）

V 収支の検証と費用便益分析

2 費用便益分析

(3) 費用便益分析についての評価

事前評価においてもB／Cの算定は行っておらず、参考値として、50年間の施設整備費用の算定を行った。

VI 他の施設の企画立案への反映

1 施設や設備設計に対する立案のあり方等について

施設整備に当たっては、高等学校再編計画と密接な関係があることから、関係課と情報を共有の上、計画していく必要があること。

2 立地、周辺地域への影響に対する留意点等について

同一敷地内に整備することから、特に影響はないこと。

3 施設規模や収支計画等に対する企画立案等について

少子化の影響により、生徒数は減少傾向にあることから、適正な施設規模とする検討が必要であること。

大規模公共事業 事後評価調書

令和7年8月6日作成

事業名	大船渡漁港整備事業		補助・単独	担当部課名	農林水産部漁港漁村課					
路線名等	おおふなとぎょこう 大船渡漁港	地区名	おおふなと 大船渡		市町村	大船渡市				
事業概要	〔事業根拠法令等：漁港及び漁場の整備等に関する法律〕									
	(1) 事業目的									
	①解決すべきとした課題									
	・県内トップクラスの水産物水揚量を有する大船渡漁港の魚市場は、築後40年以上経過し老朽化が著しく進行しており、消費者が求める「安全・安心な水産物の安定供給」に対応した衛生管理強化の取組が難しい状況であった。 ・本漁港は、防波堤の延長が不足しているため、台風等来襲時の波浪や大型船舶の航跡波により、漁港内の静穏度が十分に確保できていないほか、漁船係留や水産物陸揚げ作業を行う岸壁・物揚場の不足とともに、漁具補修や漁獲物の加工などを行う用地が狭隘であることから、漁業活動の安全性、効率性が確保されていなかった。									
	②整備によって得られるとした効果									
	・大船渡市が事業主体として整備する高度衛生管理型産地魚市場に併せ、関連する岸壁・用地・道路を整備することにより、水産物の衛生管理が高度化※され、安全・安心な水産物の安定供給が可能となる。 ・防波堤や岸壁、用地などを整備することにより、波浪による漁船の被害や用地不足などが解消され、漁業活動の安全性及び効率性が確保される。									
	※魚市場の衛生管理高度化の具体的内容									
	・開放型から閉鎖型（側面は壁、海側、陸側はシャッター） ・排気塔、市場出入口に消毒室、センサー式手洗設備、清浄海水導入設備等の整備 ・市場内と他所との間に段差を設け車両進入防止 ・電動フォークリフトの導入など									
	(2) 事業内容									
	（再評価）防波堤75m、岸壁・物揚場882m、船揚場105m、航路・泊地1,000㎡、臨港道路1,249m、用地33,723㎡ （最終）防波堤72m、岸壁・物揚場495m、船揚場31m、航路・泊地1,000㎡、臨港道路1,194m、用地33,699㎡ （変更理由）東日本大震災津波に係る災害復旧事業の実施内容及び震災後の漁港施設の利用状況を踏まえ、本事業による整備が不要となった施設を減工したもの。									
(3) 整備目標等										
高度衛生管理型産地魚市場の整備 1施設										
(4) これまでの評価経緯										
平成24年度 再評価（事業着手後10年経過）：事業継続 政策評価委員会への諮問対象外（簡素化措置）										
事業着手	H14年度	事業期間	H14	～ ～	H30 H27 H23	最終全体事業期間 （再評価時全体計画期間） （当初全体計画期間）	用地着手	—	工事着手	H14年度
事業費 〔百万円〕	当初計画 総事業費 (H14) (うち用地費)		再評価時 総事業費 (H24) (うち用地費)		最終 総事業費 (H30) (うち用地費)		財 源			
	7,767.0		8,199.4		8,380.6		国庫 4,190.3 県 3,352.3 他 838.0			
	(0.0)		(0.0)		(0.0)					
(単位：百万円)										
費目	再評価	最終	増減	増減理由						
事業費	8,199.4	8,380.6	181.2	事業量の減 ▲ 147.2 労務費等の上昇 328.4						

事業概要図

事業概要

大船渡漁港(永沢・下船渡地区)



整備効果の発現状況

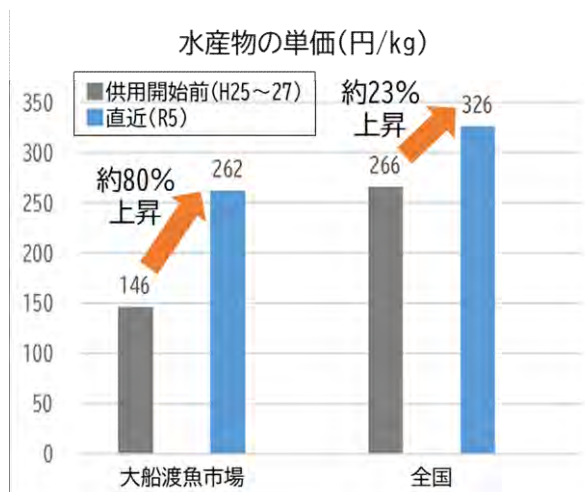
○衛生管理の高度化による水産物の単価上昇

大船渡魚市場において取り扱った水産物の1kg当たり単価が、供用開始前に比べ**約80%上昇**している。

この単価上昇の要因については、不漁や物価高騰の影響もあり一概に言えないものの、全国値と比較しても本魚市場の上昇率は高く、衛生管理の高度化による効果が発現されていると考えられる。

〔出典〕

大船渡魚市場：水揚統計表（大船渡魚市場㈱）
全国：水産白書



○漁業活動の時間短縮（出漁から陸揚げまでの作業時間）

防波堤、岸壁などを整備したことにより、出漁及び帰港時の待ち時間などが短縮された。カキ養殖の場合は、出漁から陸揚げまでの作業時間が**約24%短縮**されている。

※ 漁業者聞き取りによる。整備前206分→整備後156分（約24%短縮）

事業の費用便益分析

再評価時：水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン（H21.4）

事後評価時：水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン（R7.6）

（単位：百万円）

区 分		事業着手時 (基準年：H12)	再評価時 (基準年：H24)	事後評価時 (基準年：R7)
費用項目	建設費	6,301	10,206	25,731
	維持管理費	33	47	65
	総費用(C)	6,334	10,253	25,796
便益項目	水産物の生産性向上	12,198	15,673	23,154
	漁業就労環境の向上	711	624	1,971
	非常時・緊急時の対処			702
	総便益(B)	12,909	16,297	25,827
費用便益比(B/C)		2.04	1.59	1.00

（参考）市事業分を含めたB/C：1.07

※費用便益が増減した理由

〔費用〕

再評価時から基準年を更新（H24→R7）し、**現在価値換算**を行ったことにより、総費用が増加したものの。

〔便益〕

主に以下の理由により、総便益が増加したものの。

ア 便益算定に用いる**漁業関係者の単価が上昇**した。

（漁船漁業者：再評価時（H24）1,569円／時間 → 事後評価時（R7）1,965円／時間）

イ 再評価時から基準年を更新（H24→R7）し、**現在価値換算**を行った。

ウ ガイドライン改定時（H31.4）に追加された「**非常時・緊急時の対処**」を追加計上した。

※東日本大震災津波による漁船の被災や、主要魚種の不漁などによる**水産物の陸揚げ漁船数の減少**が、「水産物の生産性向上」の便益に影響し、**費用便益比が減少**した。

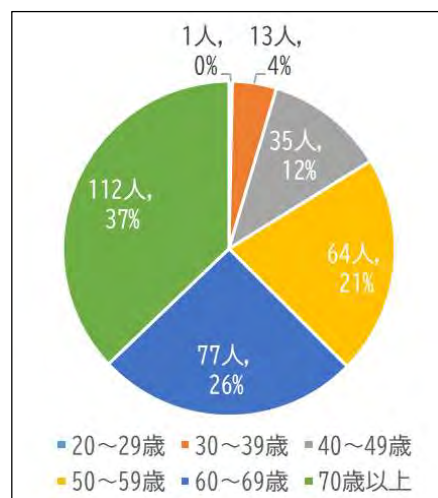
（地元船の年間延べ陸揚げ漁船数：再評価時（H24）833隻 → 事後評価時（R7）238隻）

（参考）維持管理費について

事後評価時は、本事業完了後、実際に要した維持管理費により算定している。

(1) 利用者アンケート調査方法及び回収結果

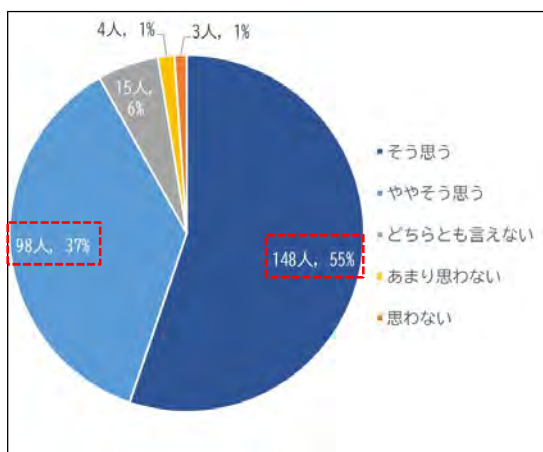
- ①調査対象 : 魚市場及び整備対象漁港施設の利用者
 ②調査対象者数 : 807名
 ③抽出方法 : 魚市場及び漁港施設の利用者全員
 ④調査方法 : アンケート調査
 ⑤調査時期 : 令和6年12月（漁港施設利用者）
 令和7年4月（魚市場利用者）
 ⑥回収結果 : 回収率37.4%（302人／807人）
 ⑦回答者属性 : 男性299人、女性3人
 魚市場利用者268人、
 漁港施設利用者34人
 年齢構成は右図のとおり



(2) アンケート結果

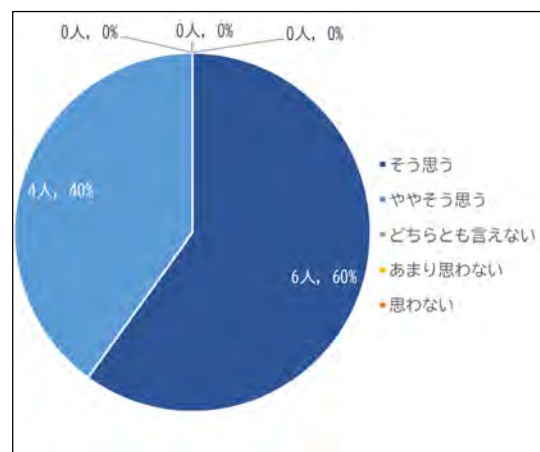
①整備効果

・魚市場の整備により衛生管理の高度化が図られ、安全・安心な水産物を安定供給できるようになったと感じるか。



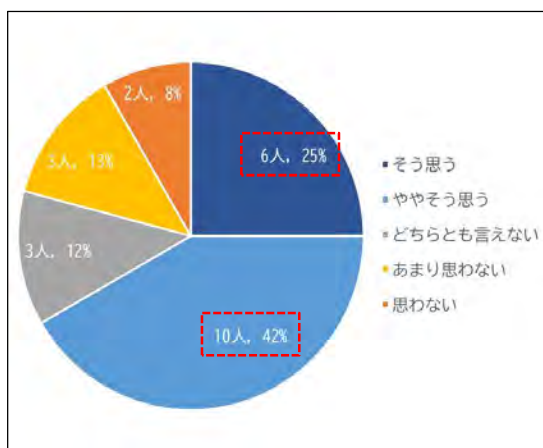
「そう思う」又は「ややそう思う」との回答が回答者の約9割となった。

・船揚場の整備により漁船の上下架作業に要する時間や労力が軽減され、漁業活動が効率化されたと感じるか。



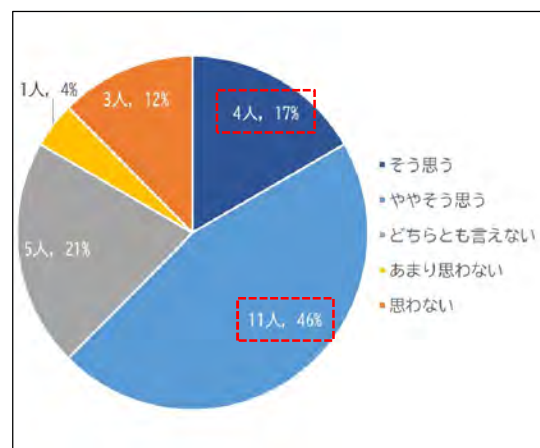
回答者全員が「そう思う」及び「ややそう思う」との回答であった。

・防波堤の整備などにより泊地が静穏となり、漁船の係留や水産物の陸揚げなどの漁業活動の安全性が向上したと感じるか。



「そう思う」又は「ややそう思う」との回答が回答者の約7割となった。

・物揚場と用地の整備により漁港内の混雑が解消され、漁業活動が効率化されたと感じるか。



「そう思う」又は「ややそう思う」との回答が回答者の約6割となった。

利用者等の意見

②事業による環境変化

回答	人数	割合
変わらない	193人	64%
変わった	83人	27%
わからない	26人	9%

漁港周辺の環境が「変わった」との回答が約1割となった。
変わった点として、「海水温や魚種の変化」が最も多く、本県沿岸全域に共通するものであった。

③満足度

回答	人数	割合
満足	113人	37%
やや満足	97人	32%
どちらとも言えない	82人	27%
やや不満	8人	3%
不満	2人	1%

「満足」又は「やや満足」との回答が回答者の約7割となった。

④本事業の改善点

- 改善点として最も多かったのは「岸壁・物揚場の天端高が高く、漁業活動に支障がある」(6人)であった。

(対応方針)

岸壁等が高いと感じる主な要因として、東日本大震災による地盤沈下後に発生している地盤隆起が考えられる。この対応として、令和4年度から順次岸壁等に漁船への昇り降りなどに使用する梯子を設置してきており、今後も地元要望に応じて設置を継続する。

- その他、魚市場の衛生管理などに対する改善点が挙げられていることから、管理者である大船渡市へ共有し、対応の検討を依頼する。

社会経済情勢等の変化

(1) 事業着手時と事後評価時の社会経済情勢の変化

- 海洋環境の変化によるサケ、サンマ等の主要魚種の極端な不漁や燃料・資材価格の高止まりが続いており、漁業、水産加工業のほか、流通業など関連産業に大きな影響を及ぼしている。
- 主要魚種の不漁が継続する一方、これまで漁獲されていなかった魚種の増加が見られることから、これら魚種の有効利用を検討していく必要がある。

○ 関連する開発プロジェクト等の状況

本漁港では、近年入港が増加しているイワシのまき網船など大型漁船に対応した大水深岸壁が不足し、陸揚げのための洋上待機が発生しているため、令和4年度から大型漁船に対応した岸壁及び関連施設の整備に着手している(令和8年度完了予定)。

岸壁等の完成後は、漁船の洋上待機が解消され、地域の水産物流通拠点としての機能向上が図られる見込みである。

(2) 自然環境等の状況及び環境配慮事項

(動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分)

- 岩手県自然環境保全指針による保全区分：D
- 希少野生動植物生息の有無：なし
- 埋蔵文化財包蔵地の有無：なし

(事業実施において環境に配慮した事項)

事業実施にあたり、海中工事の施工箇所周辺に水質汚濁防止膜を布設し、海水汚濁を防止した。

(事業完了後の環境の変化)

本漁港近隣で行われているカキ養殖等への影響は確認されておらず、特になし。

今 後 の 課 題 等	(事業名)大船渡漁港整備事業										
	事業の概要					評価の概要					
						事業効果等の検証等			改善措 置の必 要性	事業計 画・調 査の あり方 の見直し	評価手 法の 見直し
						事業の 効果等	利用者等 の意見	社会経済情 勢等の変化			
	着手 年度	完了 年度	当初 事業費 (百万円)	完成時 事業費 (百万円)	再評価 年度	発現してい る	肯定的な意 見が多い	重大な変化 あり	あり	あり	なし

(1) 当該地区についての総括的なコメント及び改善措置の必要性

①総括的なコメント

- ・本事業は、大船渡市が事業主体として整備する高度衛生管理型産地魚市場に併せた漁港施設の整備により、**安全・安心な水産物の安定供給**を図るとともに、防波堤や岸壁、用地などの整備による**漁業活動の安全性及び効率性の確保**を目的としており、整備前と比較して、衛生管理の高度化による**水産物の単価上昇、漁業活動の時間短縮**などの効果が得られていると考えられる。
- ・アンケートでは、事業全体の整備に対する**満足度が高い**ことが確認できる。
以上のことから、事業の**効果は発現している**と考えられる。

②改善措置の必要性

地盤隆起への対応として設置した梯子については、今後も地元要望に応じて設置を継続する。

(2) 今後の同種の事業計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

①今後の同種の事業計画・調査のあり方

- ・漁港施設の整備には、多くの時間と費用が必要になる場合が多く、計画期間内に**自然環境の変化や急激な物価変動**など社会情勢の変化が生じる可能性がある。このことから、今後の事業計画検討の際は、**将来見通しを踏まえつつ、情勢変化に対応可能な計画を策定**するとともに、事業効果の早期発現に向けて事業進捗を図っていく。
- ・現在対策を進めている**地盤隆起への対応**に加え、今後は、**気候変動による海水面の上昇や波高の増大**など、**将来を見据えた施設整備が必要**であることから、漁港施設の**計画・設計**にあたっては**考慮していき**たい。

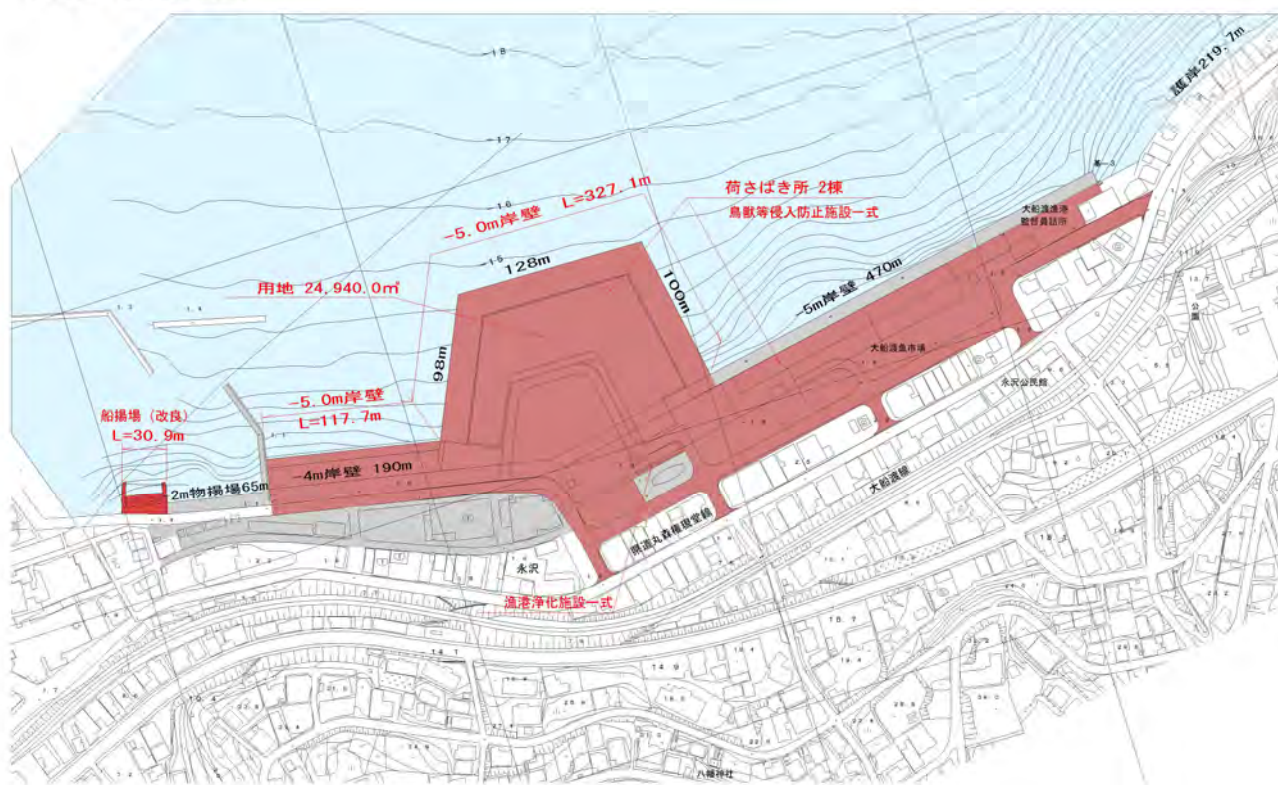
②事業評価手法の見直し必要性

事業評価手法の問題点が抽出されなかったことから、見直しの必要性はない。

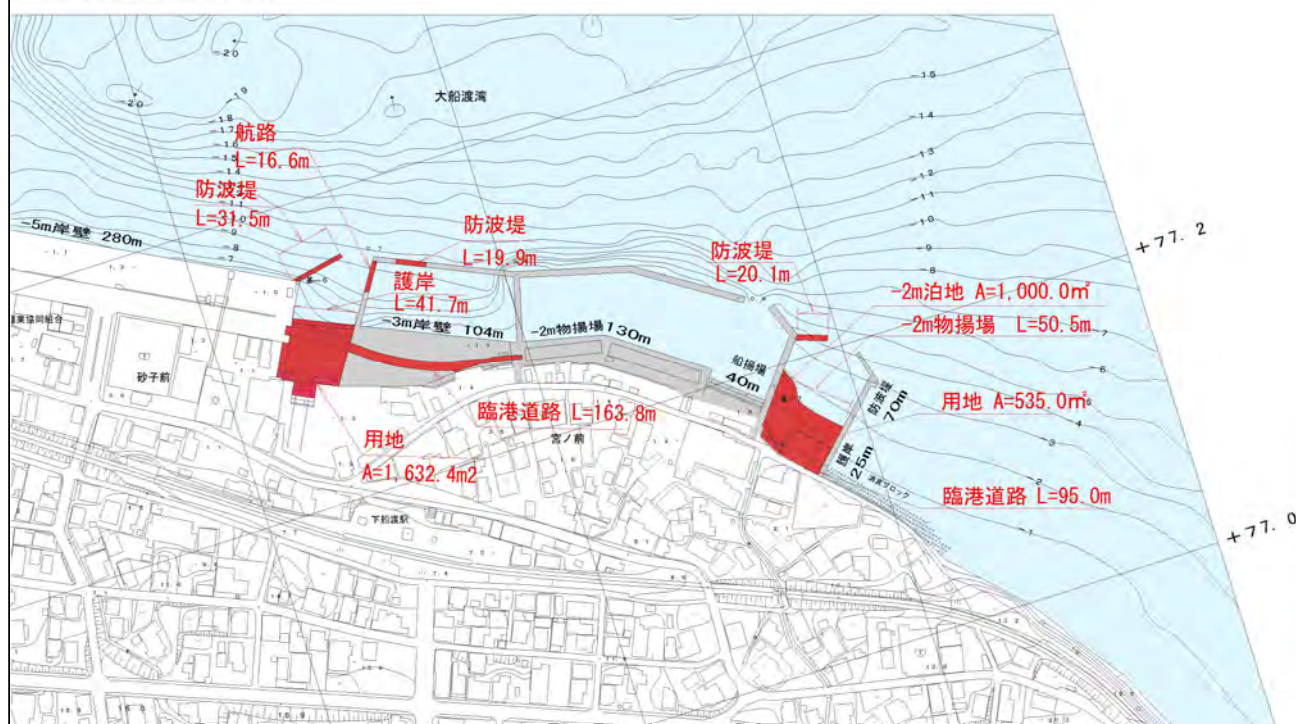
大規模公共事業 事後評価調書 (付表)

事業名	大船渡漁港整備事業		補助	単独	担当部課名	農林水産部漁港漁村課	
路線名等	おおふなとぎょこう 大船渡漁港	地区名	おおふなと 大船渡		市町村	大船渡市	

平面图（永沢地区）



平面图 (下船渡地区)



写真（永沢地区）
〔整備前〕



〔整備後〕



魚市場及び岸壁等関連施設

〔整備前〕



〔整備後〕



漁船の係留場所が不足

係留場所の不足が解消

写真（下船渡地区）
〔整備前〕



〔整備後〕



漁港内の静穏度が悪く危険

安全な係留が可能

大規模公共事業 事後評価の概要 (大船渡漁港整備事業)

令和7年8月22日
農林水産部漁港漁村課

1 大船渡漁港の概要

本漁港は、永沢、下船渡、細浦の3地区からなり、永沢地区の魚市場を中心に、漁港背後用地には水産加工場が多数立地し、地域の流通加工拠点として重要な役割を担っている。

また、静穏な大船渡湾を漁場としてカキなどの養殖業が盛んに営まれており、下船渡及び細浦地区は、カキ養殖などの生産拠点としての役割を担っている。

●所在地：大船渡市

●漁港種別：第3種

●漁港管理者：岩手県

位置図



大船渡漁港(永沢・下船渡地区)



大船渡漁港(細浦地区)



2 事業概要(永沢地区)

①解決すべきとした課題

- ・県内トップクラスの水揚げ量を有する魚市場の老朽化が著しく進行し、消費者が求める「安全・安心な水産物の安定供給」に対応した衛生管理強化の取組が難しい状況であった。
- ・漁船係留や水産物陸揚げ作業を行う岸壁・用地などが狭隘であることから、漁業活動の効率性が確保されていなかった。

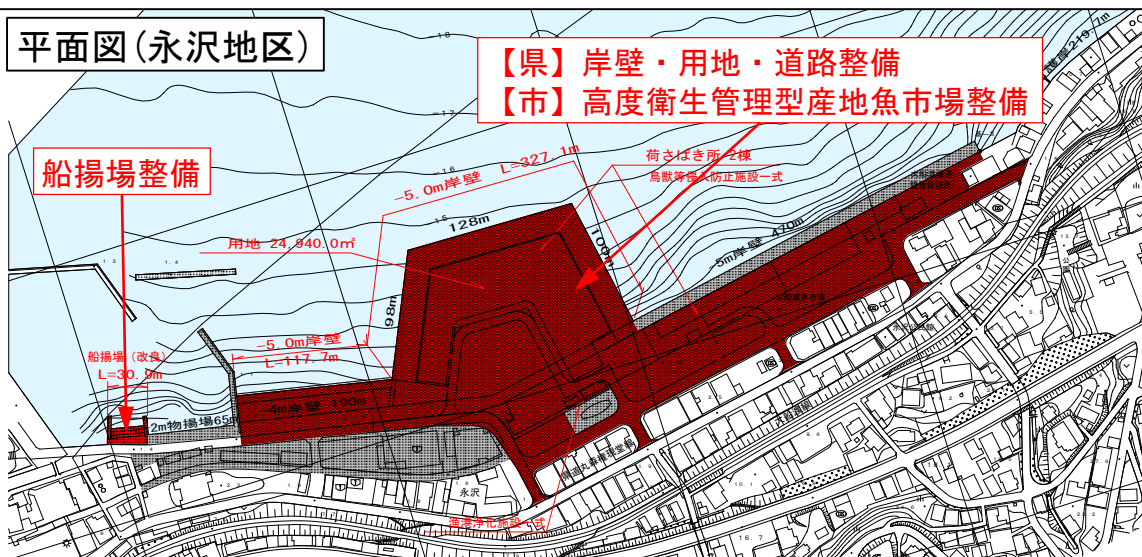
②整備によって得られるとした効果

大船渡市が事業主体として整備する高度衛生管理型産地魚市場に併せ、関連する岸壁・用地・道路を整備することにより、水産物の衛生管理が高度化され、安全・安心な水産物の安定供給が可能になるとともに、漁業活動の効率性が確保される。

【魚市場の衛生管理高度化の具体的内容】

- ・開放型から閉鎖型（側面は壁、海側、陸側はシャッター）
- ・排気塔、市場出入口に消毒室、センサー式手洗設備、清浄海水導入設備等の整備
- ・市場内と他所との間に段差を設け車両進入防止
- ・電動フォークリフトの導入など

平面図(永沢地区)



魚市場(整備後)



魚市場(整備後):
屋根の下や屋内で作業が可能



魚市場(整備前):
老朽化が進行



水揚げ状況(整備前):
屋外で作業



岸壁(整備前):
係留場所が不足



2 事業概要

- 漁港名：大船渡漁港
- 事業内容：〔再評価〕防波堤75m、岸壁・物揚場882m、船揚場105m、航路・泊地1,000㎡、臨港道路1,249m、用地33,723㎡
〔最 終〕防波堤72m、岸壁・物揚場495m、船揚場31m、航路・泊地1,000㎡、臨港道路1,194m、用地33,699㎡
(増減理由)
東日本大震災津波に係る災害復旧事業の実施内容及び震災後の漁港施設の利用状況を踏まえ、本事業による整備が不要となった施設を減工したもの。
- 事業期間：〔当 初〕 H14～23 〔再評価〕 H14～27 〔最 終〕 H14～30
- 再評価：平成24年度（事業着手後10年経過） 事業継続
※政策評価委員会への諮問対象外（簡素化措置）
- 事業費

事後評価対象

	県事業分	増減理由	(参考)市事業分
当 初	7,767.0百万円	—	2,316.0百万円
再評価	8,199.4百万円 (+432.4百万円)	東日本大震災で工事中の施設に被害が発生したことによる復旧費用の増額等	3,064.7百万円 (+748.7百万円)
最 終	8,380.6百万円 (+181.2百万円)	事業量の減 ▲147.2百万円 労務費等の上昇 +328.4百万円	3,597.8百万円 (+533.1百万円)

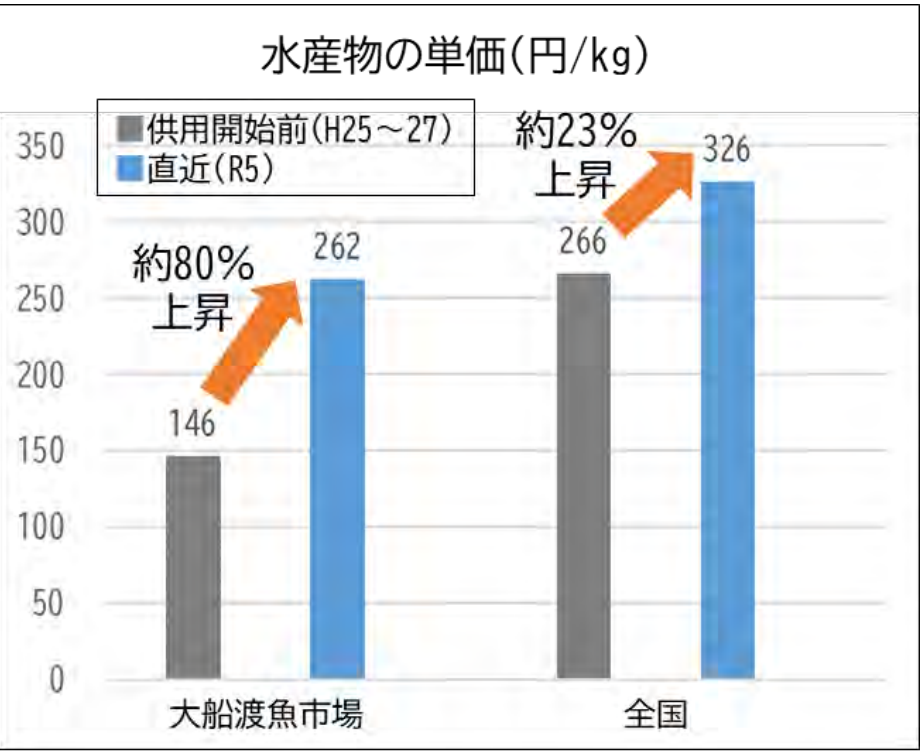
3 事業の効果等(整備効果の発現状況)

●衛生管理の高度化による水産物の単価上昇

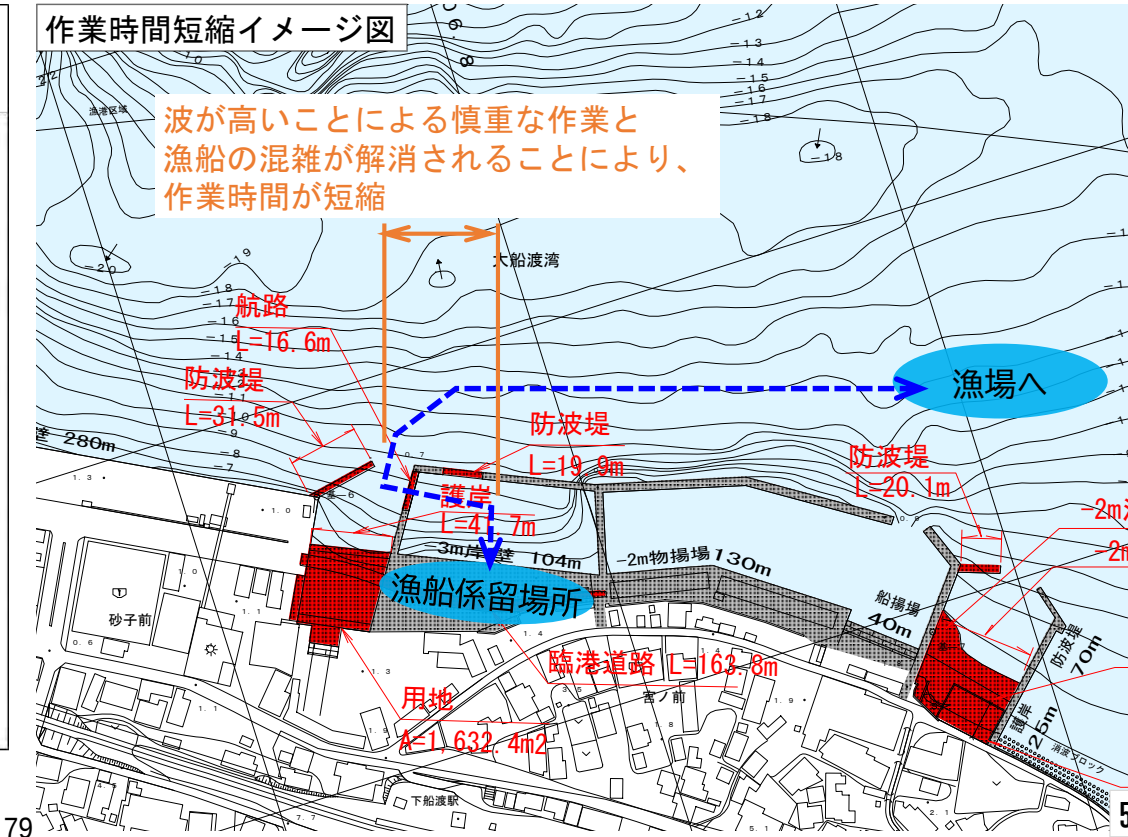
大船渡魚市場において取り扱った水産物の1kg当たり単価が、供用開始前に比べ約80%上昇している。
この単価上昇の要因については、不漁や物価高騰の影響もあり一概には言えないものの、全国値と比較しても本魚市場の上昇率は高く、衛生管理の高度化による効果が発現されていると考えられる。

●漁業活動の時間短縮（出漁から陸揚げまでの作業時間）

防波堤、岸壁などを整備したことにより、出漁及び帰港時の待ち時間などが短縮された。カキ養殖の場合は、出漁から陸揚げまでの作業時間が約24%短縮されている。
※ 漁業者聞き取りによる。整備前206分→整備後156分（約24%短縮）



〔出典〕大船渡魚市場：水揚統計表（大船渡魚市場(株)）
全国：水産白書



3 事業の効果等(費用便益分析)

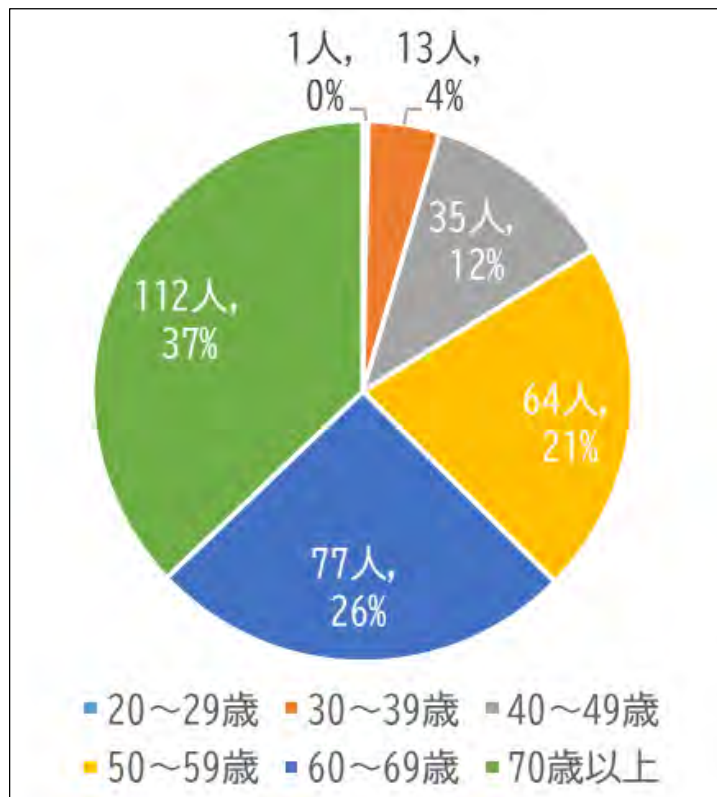
(単位：百万円)

区 分		事業着手時 (基準年：H12)	再評価時 (基準年：H24)	事後評価時 (基準年：R7)	備考
費用項目	建設費	6,301	10,206	25,731	現在価値換算
	維持管理費	33	47	65	現在価値換算
	総費用 (C)	6,334	10,253	25,796	
便益項目	水産物の生産性向上	12,198	15,673	23,154	単価上昇・現在価値換算
	漁業就労環境の向上	711	624	1,971	単価上昇・現在価値換算
	非常時・緊急時の対処			702	追加
	総便益 (B)	12,909	16,297	25,827	
費用便益比 (B/C)		2.04	1.59	1.00	(参考)市事業分を含めたB/C:1.07

- 適用基準
- 再評価時：水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン (H21.4)
- 事後評価時：水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン (R7.6)
- 総費用の増額理由
- 再評価時から基準年を更新 (H24→R7) し、**現在価値換算**を行ったことにより、総費用が増加したもの。
- ※東日本大震災により発生した被害からの復旧費用は除いている。
- 総便益の増額理由
- 主に以下の理由により、総便益が増加したもの。
- ア 便益算定に用いる**漁業関係者の単価**が上昇した。
- (漁船漁業者：再評価時 (H24) 1,569円 → 事後評価時 (R7) 1,965円／時間)〔出典〕漁業関係者単価：漁業経済調査報告
- イ 再評価時から基準年を更新 (H24→R7) し、**現在価値換算**を行った。
- ウ ガイドラインH31.4改訂時に追加された「**非常時・緊急時の対処**」を追加計上した。
- ※東日本大震災津波による**漁船の被災**や**主要魚種の不漁**などによる**水産物の陸揚げ漁船数の減少**が「水産物の生産性向上」の便益に影響し、**費用便益比が減少**した。
- (地元船の年間延べ陸揚漁船数：再評価時 (H24) 833隻 →事後評価時 (R7) 238隻) 80

4 利用者等の意見 ((1)利用者アンケート調査方法及び回収方法)

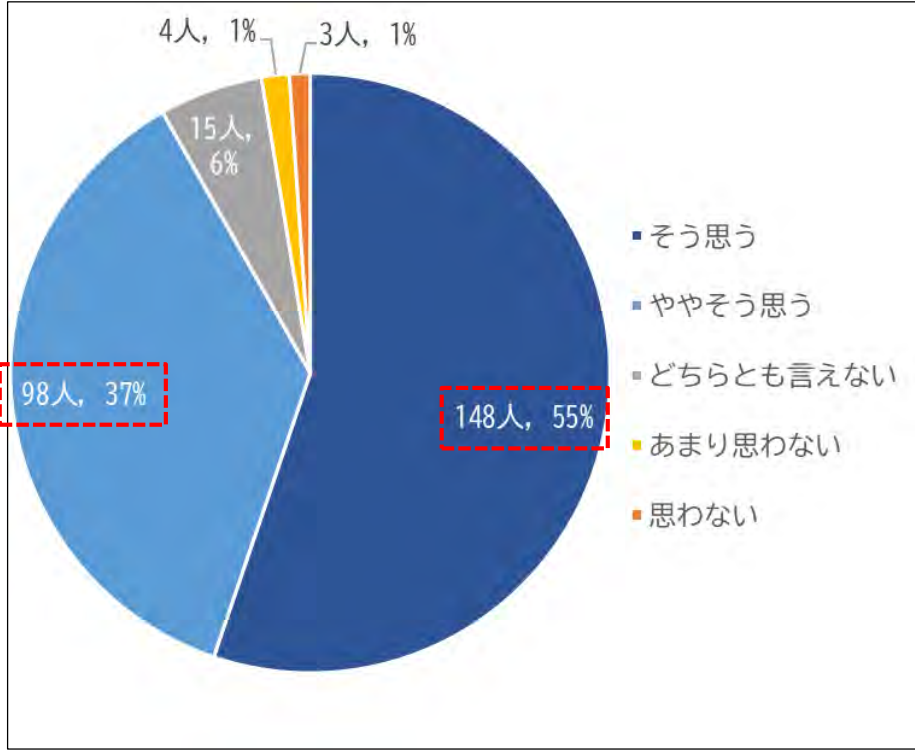
- ①調査対象 : 魚市場及び整備対象漁港施設の利用者
- ②調査対象者数 : 807名
- ③抽出方法 : 魚市場及び漁港施設の利用者全員
- ④調査方法 : アンケート調査
- ⑤調査時期 : 令和6年12月 (漁港施設利用者)
令和7年4月 (魚市場利用者)
- ⑥回収結果 : 回収率37.4% (302人／807人)
- ⑦回答者属性 : 男性299人、女性3人
魚市場利用者268人、漁港施設利用者34人
年齢構成は下図のとおり



4 利用者等の意見 ((2)アンケート結果)

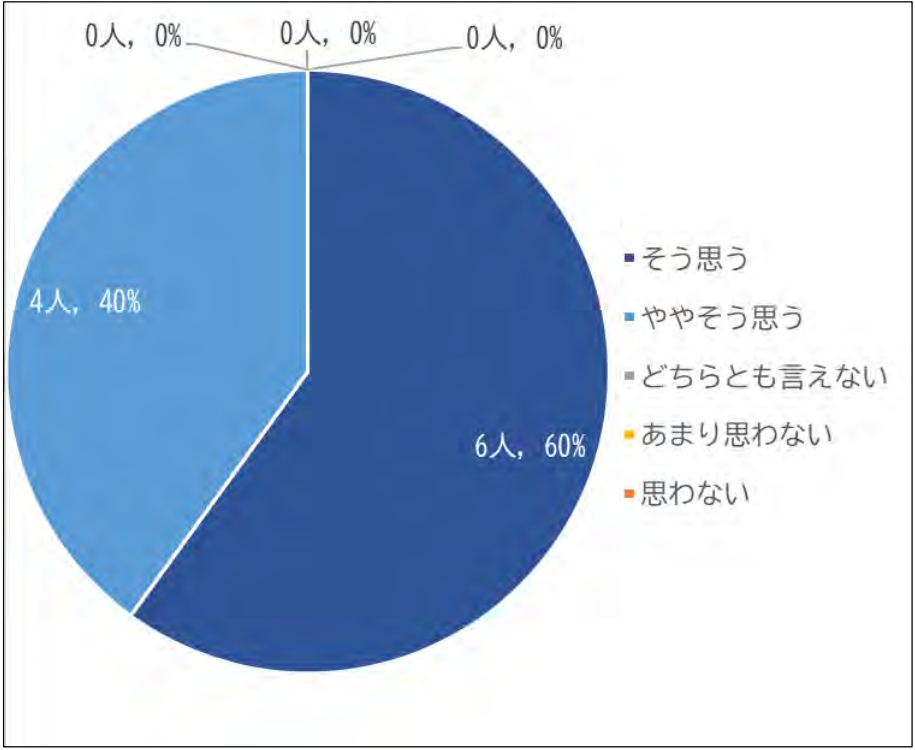
①整備効果

●魚市場の整備により衛生管理の高度化が図られ、安全・安心な水産物を安定供給できるようになったと感じるか。



「そう思う」又は「ややそう思う」との回答が回答者の約9割となった。

●船揚場の整備により漁船の上下架作業に要する時間や労力が軽減され、漁業活動が効率化されたと感じるか。

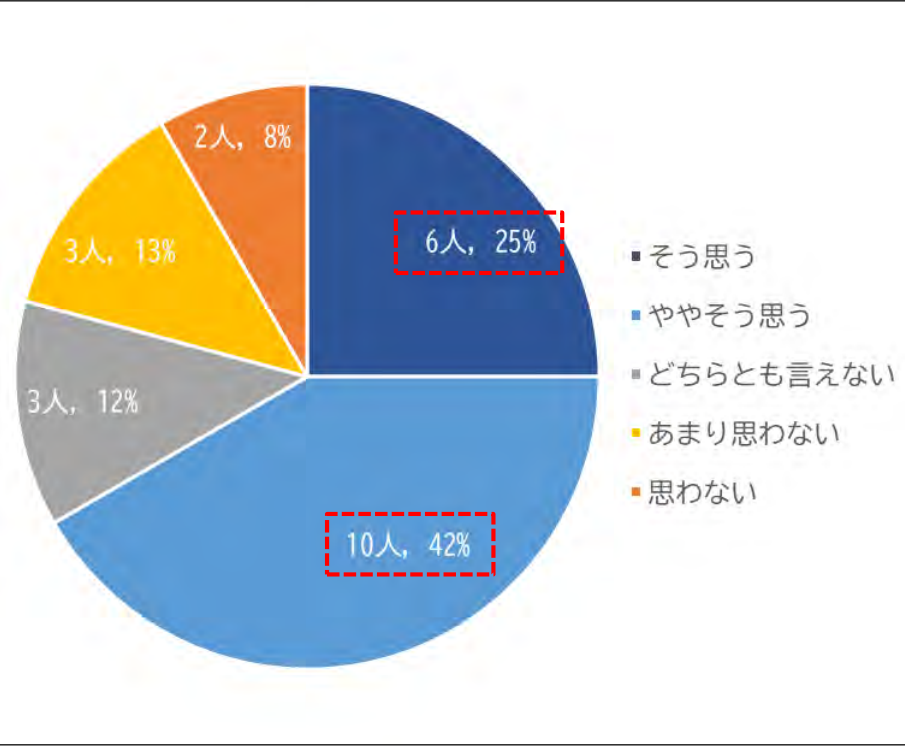


回答者全員が「そう思う」及び「ややそう思う」との回答であった。

4 利用者等の意見 ((2)アンケート結果)

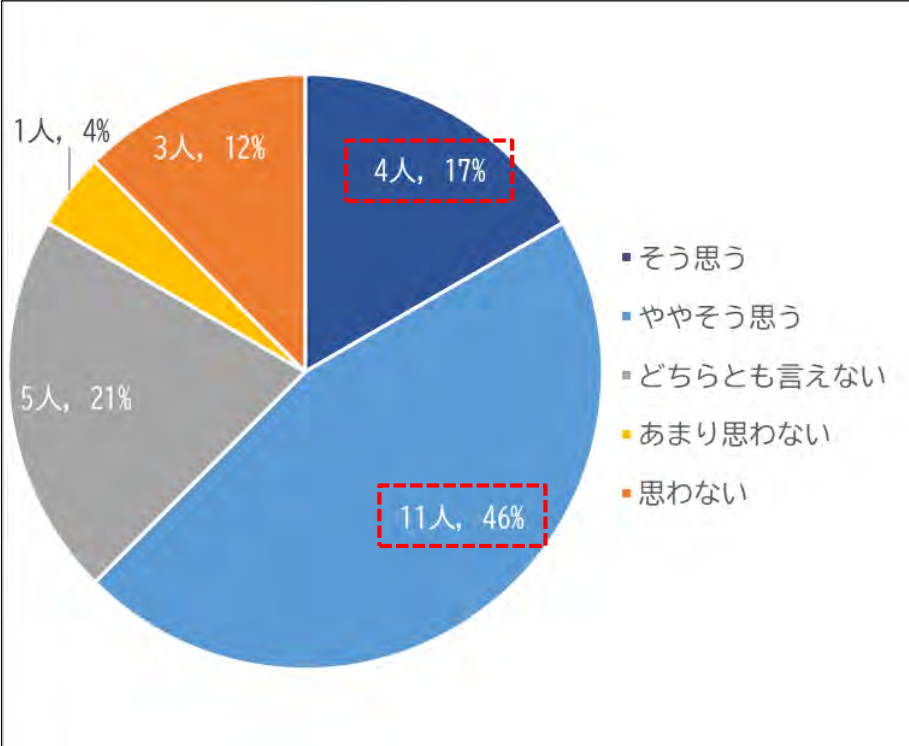
①整備効果

●防波堤の整備などにより泊地が静穏となり、漁船の係留や水産物の陸揚げなどの漁業活動の安全性が向上したと感じるか。



「そう思う」又は「ややそう思う」との回答が回答者の**約7割**となった。

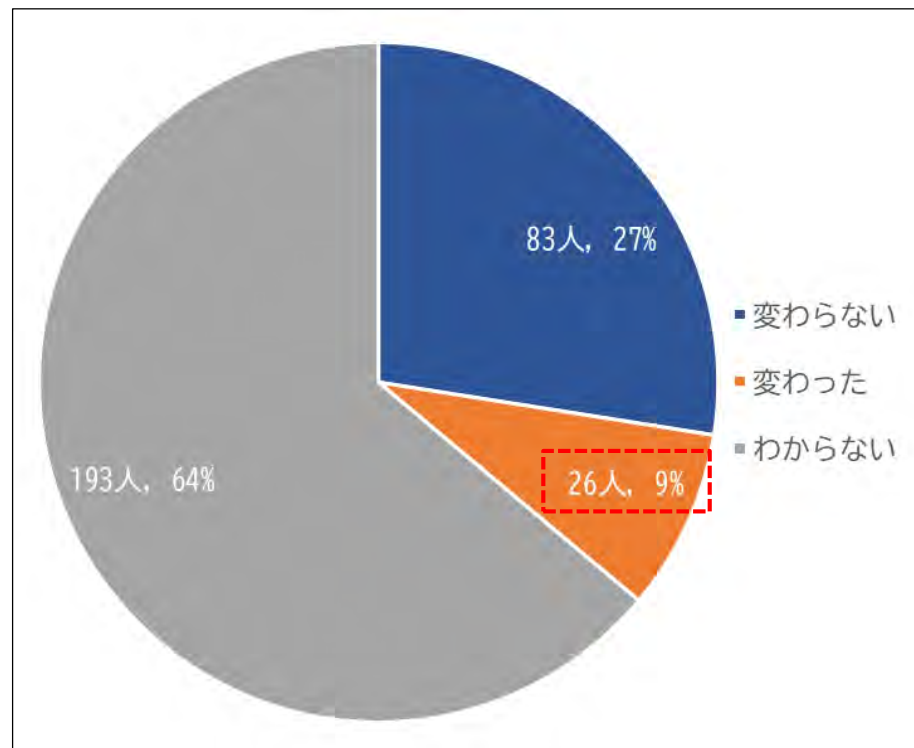
●物揚場と用地の整備により漁港内の混雑が解消され、漁業活動が効率化されたと感じるか。



・「そう思う」又は「ややそう思う」との回答が回答者の**約6割**となった。

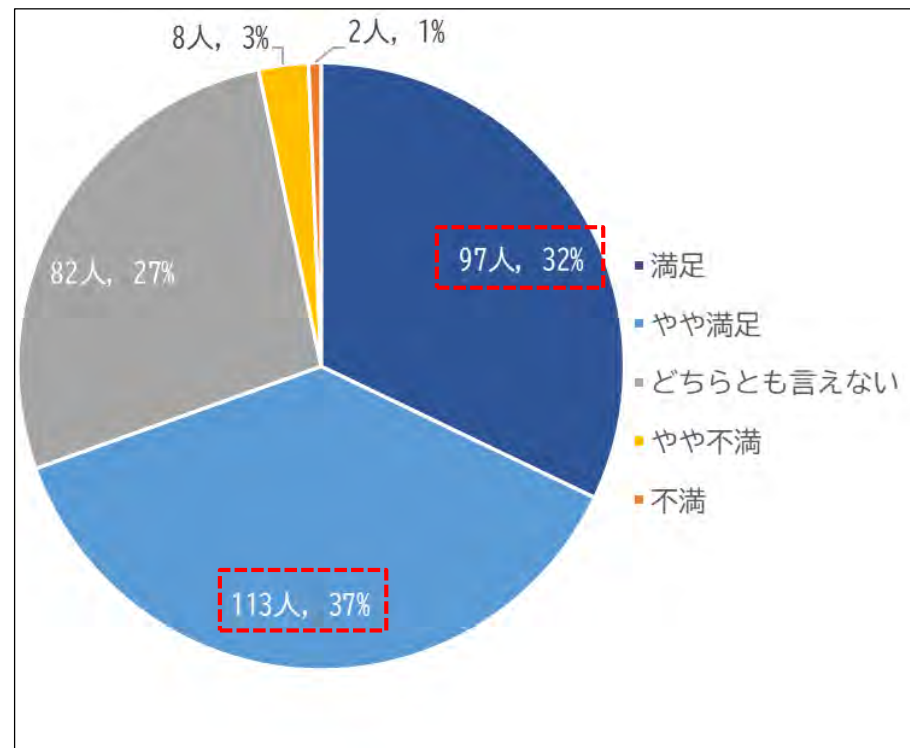
4 利用者等の意見 ((2)アンケート結果)

②事業による環境変化



- ・漁港周辺の環境が「変わった」との回答が約1割となった。
- ・変わった点として、「海水温や魚種の変化」が最も多く、本県沿岸全域に共通するものであった。

③満足度



「満足」又は「やや満足」との回答が回答者の約7割となった。

4 利用者等の意見 ((2)アンケート結果)

④本事業の改善点

・改善点として最も多かったのは「岸壁・物揚場の天端高が高く、漁業活動に支障がある」（6人）であった。

（対応方針）

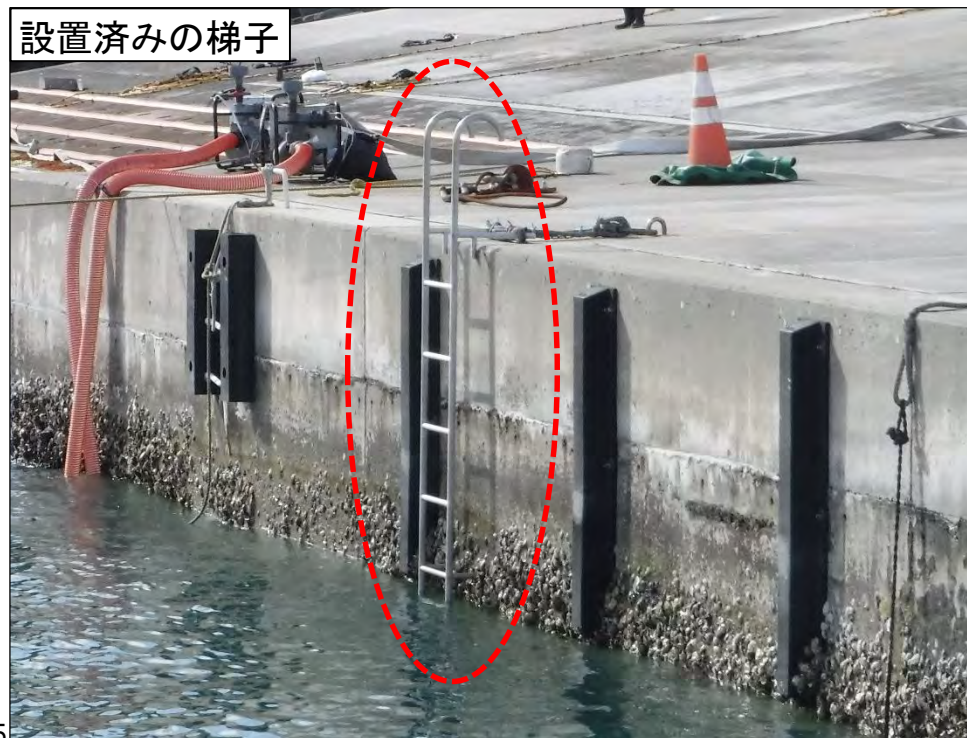
岸壁等が高いと感じる主要因として、東日本大震災による地盤沈下後に発生している**地盤隆起**が考えられる。この対応として、令和4年度から順次岸壁等に漁船への昇り降りなどに使用する**梯子を設置**しており、今後も地元要望に応じて設置を継続する。

・その他、魚市場の衛生管理などに対する改善点が挙げられていることから、管理者である大船渡市へ共有し、対応の検討を依頼する。

漁船係留状況



設置済みの梯子



5 社会経済情勢等の変化

(1) 事業着手時と事後評価時の社会経済情勢の変化

- ・ **海洋環境の変化**によるサケ、サンマ等の主要魚種の**極端な不漁**や**燃料・資材価格の高止まり**が続いており、漁業、水産加工業のほか、流通業など**関連産業に大きな影響**を及ぼしている。
- ・ 主要魚種の不漁が継続する一方、これまで**漁獲されていなかった魚種の増加**が見られることから、これら魚種の**有効利用を検討**していく必要がある。

関連する開発プロジェクト等の状況

本漁港では、**近年入港が増加**しているイワシのまき網船など**大型漁船に対応した大水深岸壁が不足**し、陸揚げのための洋上待機が発生しているため、令和4年度から大型漁船に対応した**岸壁及び関連施設の整備に着手**している（令和8年度完了予定）。

岸壁等完成後は、洋上待機が解消され、地域の**水産物流通拠点としての機能向上**が図られる見込みである。

(2) 自然環境等の状況及び環境配慮事項

●動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分

- ・ 岩手県自然環境保全指針による保全区分：D
- ・ 希少野生動植物生息の有無：なし
- ・ 埋蔵文化財包蔵地の有無：なし

●事業実施において環境に配慮した事項

事業実施にあたり、海中工事の施工箇所周辺に水質汚濁防止膜を布設し、海水汚濁を防止した。

●事業完了後の環境の変化

本漁港近隣で行われているカキ養殖等への影響は確認されておらず、特にない。

6 今後の課題等

(事業名) 大船渡漁港整備事業										
事業の概要					評価の概要					
					事業効果等の検証等			改善措置 の必要性	事業計画 ・調査の あり方の 見直し	評価手法 の見直し
着手 年度	完了 年度	当初 事業費 (百万円)	完成時 事業費 (百万円)	再 評価 年度	事業の 効果等	利用者等 の意見	社会経済情 勢等の変化			
H14	H30	7,767	8,381	H24	発現している	肯定的な意見 が多い	重大な変化あ り	あり	あり	なし

(1) 当該地区についての総括的なコメント及び改善措置の必要性

①総括的なコメント

- ・本事業は、大船渡市が事業主体として整備する高度衛生管理型産地魚市場に併せた漁港施設の整備により、安全・安心な水産物の安定供給を図るとともに、防波堤や岸壁、用地などの整備により、漁業活動の安全性及び効率性の確保を目的としており、整備前と比較して、衛生管理の高度化による水産物の単価上昇、漁業活動の時間短縮などの効果が得られていると考えられる。
 - ・アンケートでは、事業全体の整備に対する満足度が高いことが確認できる。
- 以上のことから、事業の効果は発現していると考えられる。

②改善措置の必要性

地盤隆起への対応として設置した梯子については、今後も地元要望に応じて設置を継続する。

(2) 今後の同種の事業計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

①今後の同種の事業計画・調査のあり方

・漁港施設の整備には、多くの時間と費用が必要になる場合が多く、計画期間内に**自然環境の変化**や**急激な物価変動**など社会情勢の変化が生じる可能性がある。このことから、今後の事業計画検討の際は、**将来見通しを踏まえつつ、情勢変化に対応可能な計画を策定するとともに、事業効果の早期発現**に向けて事業進捗を図っていく。

・現在対策を進めている**地盤隆起**への対応に加え、今後は、**気候変動**による**海水面の上昇**や**波高の増大**など、**将来を見据えた施設整備**が必要であることから、漁港施設の**計画・設計**にあたっては**考慮**していきたい。

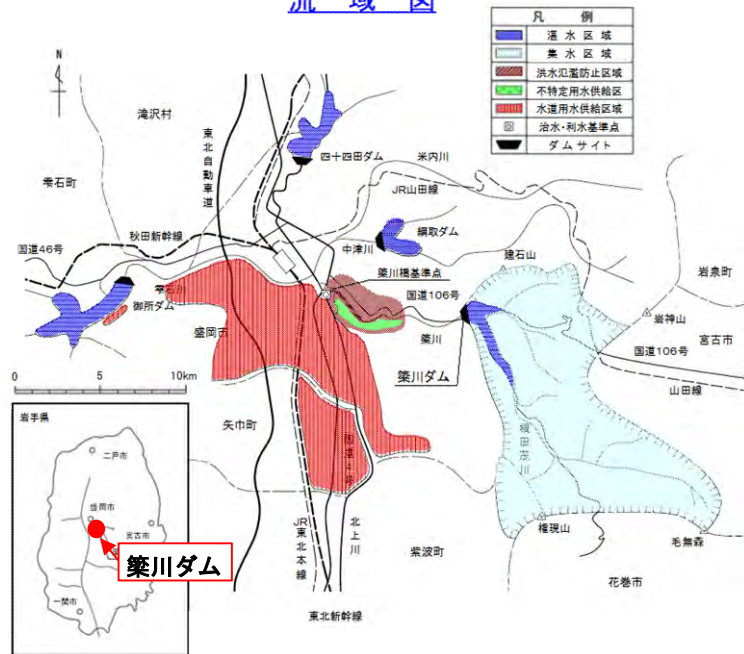
②事業評価手法の見直し必要性

事業評価手法の問題点が抽出されなかったことから、見直しの必要性はない。

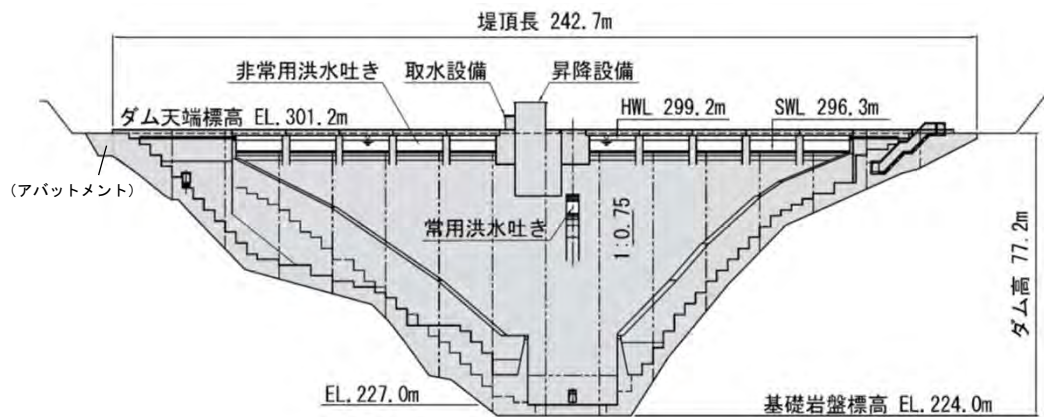
事業名	築川ダム建設事業		補助・単独	担当部課名	県土整備部河川課		
路線名等	いっきゅうかせんきたかみがわすいけいやながわ 一級河川北上川水系築川	地区名	もりおかしかわめ 盛岡市川目		市町村	盛岡市	
事業概要	〔事業根拠法令等：河川法第9条〕						
	(1) 事業目的						
	○解決すべき課題 築川は、盛岡市の市街地東部を貫流する河川であり、断面が狭小なため、過去、たびたび洪水被害を受けており、特に昭和22年、23年のカスリン台風、アイオン台風により甚大な被害が生じている。近年においても平成2年、14年等の豪雨により沿川の家屋や農地、道路等が冠水し、堤防等に被害を受けてきたことから、治水対策が必要であった。また、築川は古くから沿川のかんがい用水や水道水として広く利用されており、盛岡市及び矢巾町の水道水の安定した水源の確保、並びに流水の正常な機能の維持が必要となっている。						
	○整備によって得られる効果 ・洪水調節（ダム地点の計画高水流量580m ³ /sのうち、480m ³ /sの洪水調節を行う。） ・流水の正常な機能の維持（既得用水の安定化、河川環境の保全等） ・水道用水の確保（盛岡市、矢巾町に対し新たに5,000m ³ /日の取水を可能とする。） ・発電（利水放流に従属する発電方式。）						
	(2) 事業内容						
	重力式コンクリートダム：ダム高77.2m、堤頂長242.7m（前回再評価時249.0m）、 堤体積230,000m ³ （前回再評価時212,900m ³ ）、総貯水容量19,100千m ³ 付替道路：国道106号6.7km、主要地方道盛岡大迫東和線4.9km 堤頂長については、右岸側のゆるみ岩盤対策として施工した造成アバットメントを除く堤体の延長とし、242.7m（6.3m減）となった。 堤体積については、減勢工を含む体積とし、230,000m ³ （17,100m ³ 増）となった。						
	(3) 整備目標等						
	治水安全度1/100〔治水基準点：築川橋〕						
	(4) これまでの評価経緯						
	・平成13年度再評価（建設採択から10年目） 総合評価（対応方針案）：事業継続 事業期間：平成4年度～平成24年度（当初 平成4年度～平成18年度） 事業費：670億円（当初 340億円） 事業採択後に詳細な地質調査を行った結果、岩盤の風化層が事業採択時の推定より厚かったことや、付替道路の現地における地形・地質調査の結果、切取法面の安定を図るため事業採択時より切取法面勾配を緩やか(1:1.0)にすることが必要となり掘削土量、法面工等の数量が増となったことにより、事業費が増額となり、事業期間が延伸した。 ・平成17年度随時再評価（事業計画の大幅な変更による再評価） 総合評価（対応方針案）：要検討（見直し継続） 事業期間：平成4年度～平成28年度（前回評価時 平成4年度～平成24年度） 事業費：530億円（前回評価時 670億円） 利水計画の変更 平成15年度 発電の参加の取りやめ 平成16年度 水道用水の規模縮小 灌漑用水の参加の取りやめ 築川の既得農業用水の再調査による流水の正常な機能の維持の縮小 ・平成22年度再評価（再評価実施後5年経過） 総合評価（対応方針案）：要検討（事業継続） 事業期間：平成4年度～令和2年度（前回評価時 平成4年度～平成28年度） 国土交通省の「新たな基準に沿った検証」の対象とするダム事業に区分されたため、検証をする間は新たな段階へ進む予算が国から配分されないこと等から、事業の進捗が4年遅れる見込みとなった。 ・平成27年度再評価（再評価実施後5年経過） 総合評価（対応方針案）：事業継続 利水計画の変更 平成27年度 発電の利水参加						
事業着手	〔S62実調〕 H4建設採択	事業期間	～ R2 最終全体事業期間 H4 ～ R2（前回評価時全体計画期間） ～ H18（当初全体計画期間）	用地着手	H8年度	工事着手	H10年度
事業費 〔百万円〕	当初計画 総事業費 (H3)	前回評価時 総事業費 (H27)	最終 総事業費 (R2)				
	(うち用地費)	(うち用地費)	(うち用地費)	財 源			
	34,000.0	53,000.0	52,286.7	国庫	27,353.3		
	(3,610.0)	(9,445.0)	(8,000.6)	県	22,674.2		
				他	2,259.2		

事業概要図

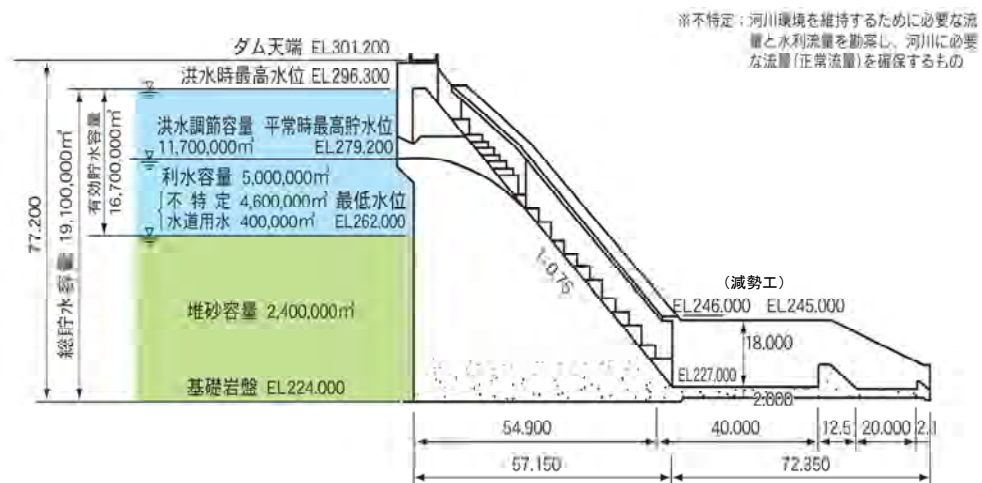
流域図



堤体下流面図



標準断面図及び容量配分図



(1) 整備効果の発現状況

【洪水調節】

築川ダム供用開始(R3年4月～)してからR6年までの4年間に、ダム洪水流量(80m³/s)を超えた1洪水に対して洪水調節を行った。

	ダム地点					
	2日雨量 (mm)	確率 規模	最大流入量 (m ³ /s)	ピーク流入時 放流量(m ³ /s)	最大放流量 (m ³ /s)	最大調節量 (m ³ /s)
計画値	216.2	1/100	580	100	170	480
R4.8.13～14	174.6	1/30.9	148.4	8.7	92.2	139.7

【利水補給】

河川が本来有している機能の維持と増進を図るため、ダム供用開始後の実績として、渇水時に最大40,349m³/日を補給した。

年	供給日数 (日)	最大供給量 (m ³ /s)	最大供給量 (m ³ /日)
R3	25	0.291	25,142
R4	12	0.191	16,502
R5	15	0.231	19,958
R6	22	0.467	40,349

(2) 費用便益分析

費用便益分析手法：治水経済調査マニュアル（案）令和6年4月 国土交通省水管理・国土保全局

（単位：百万円）

（治水分のみ）

区 分		事業着手時 (基準年：平成3年度)	前回評価時 (基準年：平成27年度)	事後評価時 (基準年：令和7年度)
費用項目	建設費	11,892	40,301	59,279
	維持管理費	707	1,047	1,549
	総 費 用 (C)	12,599	41,348	60,828
便益項目	被害軽減の便益	15,996	60,705	80,813
	残存価値	446	1,748	550
	総 便 益 (B)	16,442	62,453	81,363
費用便益比 (B/C)		1.3	1.5	1.3

【費用便益分析が変化した理由】

（総費用増について）

基準年の変更（H27⇒R7）に伴う現在価値の増加によるもの。

（総便益増について）

基準年の変更（H27⇒R7）に伴う現在価値の増加によるもの。

ただし、治水経済調査マニュアルの見直しに伴い、公共土木施設等被害額が減少している。

（費用便益比について）

総費用、総便益ともに基準年の変更（H27⇒R7）に伴う現在価値が増加した一方で、治水経済調査マニュアルの見直しに伴い、公共土木施設等被害が減少したことにより、前回評価時よりも費用便益比が減少（1.5⇒1.3）した。

利用者等の意見を把握するため、下記の内容でアンケート調査を実施した。

【調査対象】築川沿川地域並びに盛岡市内の築川ダム給水対象区域（盛岡市沢田浄水場給水区域）

【調査方法】紙配布及びWEB方式によるアンケート調査を実施。

紙配布：築川沿川町内会の住民にアンケート調査票を配布し実施。

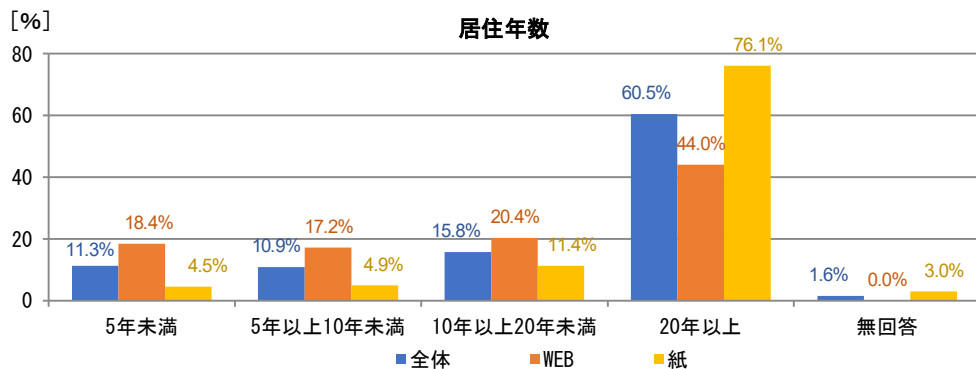
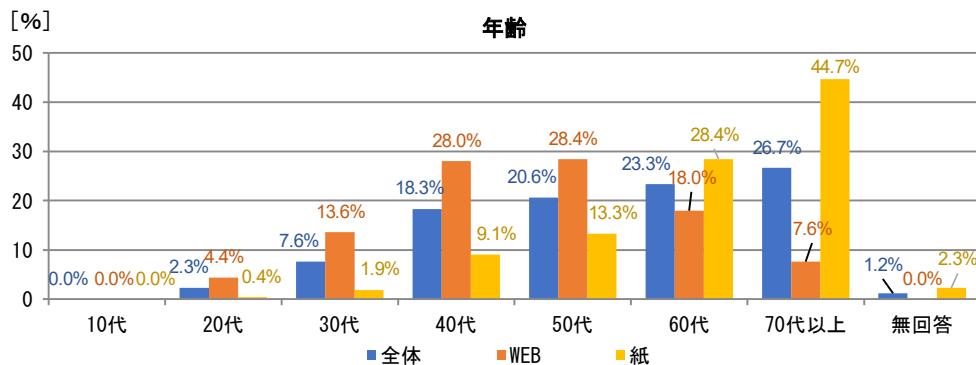
WEB方式：楽天インサイトを利用し、WEB上でアンケート調査票を配布し実施。回答可能者は、令和6年3月時点の築川ダム給水区域（沢田浄水場給水区域）のうち、上記築川沿川を除いた地域の住民で、楽天インサイトにモニター登録をしている住民。

【調査対象者数】紙配布350世帯 WEB方式250世帯 合計600世帯

【調査時期】令和6年12月3日～令和7年1月10日

【回収結果】紙：264世帯/350世帯（回収率75%）、WEB：250世帯

【回答者属性】

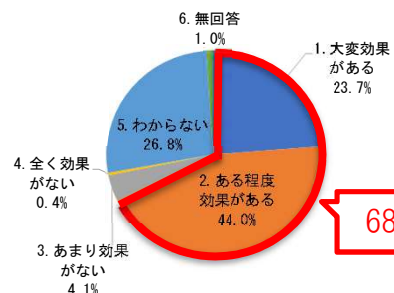


アンケート結果

（洪水調節効果）ダムの完成後、洪水被害軽減に対する効果についてどのように感じていますか。

「大変効果がある」「ある程度効果がある」の合計が6割以上となり、半分以上の人が事業実施により洪水被害軽減に対する効果はあると感じている。

【洪水調節効果】

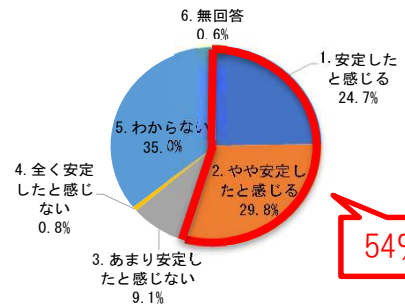


「大変効果がある」「効果がある」と回答した人の割合
全体：68%、紙：72%、WEB：63%

（正常流量確保効果）ダム completion 後、川の水量についてどのように感じていますか。

「安定したと感じる」「やや安定したと感じる」の合計が5割以上で、約半数の人が川の水量が安定したと感じている。

【正常流量確保効果】

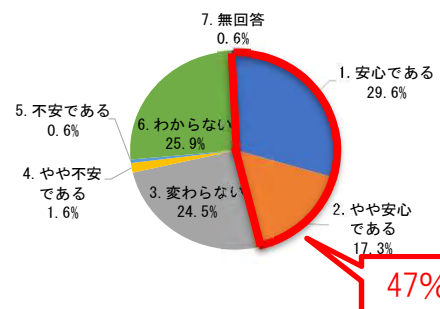


「安定したと感じる」「やや安定したと感じる」と回答した人の割合
全体:54%, 紙:62%, WEB:46%

（水道用水の確保）ダム completion 後、水道用水の水量についてどのように感じていますか。

「安心である」「やや安心である」の肯定的な意見が約5割、「変わらない」の回答が約2割となっている。

【水道用水の確保】



「安心である」「やや安心である」と回答した人の割合
全体:47%, 紙:53%, WEB:40%

（環境）ダム completion 前と completion 後と比較して、自然環境に変化はあったと感じますか。

①動植物について

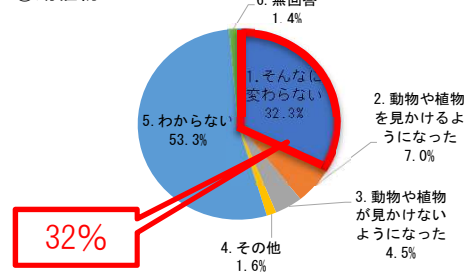
動植物の変化については、3割以上の方が大きな変化を感じていない。また、「わからない」という回答は約5割であった。

一方、約1割の人が、以下のように何らかの動植物の変化を感じている。

- ・川岸の植物が多くなった。
- ・鹿、ハクビシンを多く見かける。
- ・猛禽類を見ることが減った。
- ・アユやヤマメの数が少なくなった。

【環境】

①動植物について



「そんなに変わらない」と回答した人の割合
全体:32%, 紙:35%, WEB:30%

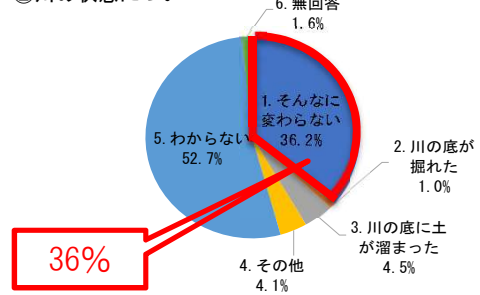
②ダム下流の川の状態について

ダム下流の川の状態の変化については、3割以上の人が大きな変化を感じていない。また、「わからない」という回答は約5割であった。

一方、約1割の人が、以下のように何らかの川の状態の変化を感じている。

- ・川の水量が減った。
- ・川底が汚れて見える。
- ・砂が溜まるようになった。
- ・水ぎわの雑草・雑木が増えた。

②川の状態について



「そんなに変わらない」と回答した人の割合
全体:36%, 紙:42%, WEB:30%

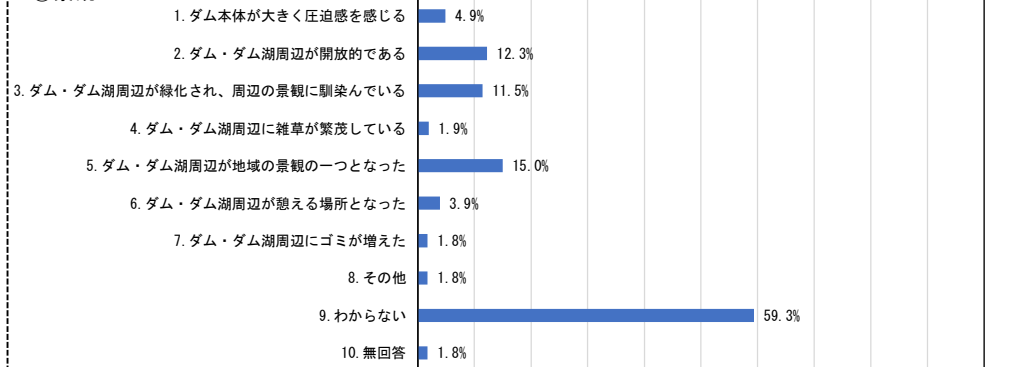
③景観について

景観の変化については、「わからない」という回答が約6割であった。

それ以外の回答については、回答の多い順に「地域の景観の一つとなった」15%、「ダム・ダム湖周辺が開放的である」12%、「周辺の景観に馴染んでいる」12%と、ダム・ダム湖周辺の景観に対し好印象を感じている。

一方、「圧迫感を感じる」、「雑草が繁茂している」「ゴミが増えた」と、改善の余地があると感じている意見は1割未満であった。

③景観について



(満足度)

上述のアンケート結果では、洪水調節及び正常流量の確保の効果を感じているといった肯定的な意見が半数以上を占めている。また、自然環境の変化については、変化を感じたとする意見が約1割にとどまり、景観に対する改善意見も1割未満であった。このような結果から、本事業に対する満足度はある程度高いと評価できると考えられる。

(全般に関する意見)

- ・洪水調節: ダムが出来てから大雨が降っても安心している。
- ・河川環境: 河川内に雑草や雑木が増えているため、伐採等の整備が必要である。
築川の川底を美化する上で、定期的に水を放流してほしい。
- ・利水補給: 水道用水の供給、水力発電について、効果的な機能と思われるので、PRにもう少し力をいれたらどうか。
- ・周辺環境: 周辺の景観を整備し、市民が憩える様な公園などを創ってはどうか。
ダム建設に伴って周辺道路が整備され便利になった。
- ・情報提供: 豪雨の際のダムの洪水調節が適切だったか検証した結果を市民が知ることができるよう広報してほしい。
ダム見学を増やしてほしい。

社会経済情勢等の変化	(1) 事業着手時と事後評価時の社会経済情勢の変化 ア 全国の状況 - 近年、全国各地で豪雨による洪水被害が発生しており、さらに今後、気候変動による降雨量の増大が予測されるなど、気候変動による水災害リスクが増大している。これらを踏まえ、国土交通省では、令和2年7月の「気象変動を踏まえた水災害対策のあり方について」社会資本整備審議会からの答申を受け、防災・減災が主流となる社会を目指し、ハード整備の加速化に加え、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進している。 - 令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、国が管理する1級水系では、ダムのある全99水系において治水協定に合意し、令和2年6月から事前放流の運用を開始している。 - 一方、2050年カーボンニュートラルに向けて、再生可能エネルギーのさらなる創出も求められている。 イ 本県の状況 - 平成23年3月11日の東日本大震災による津波により、沿岸域で6千名弱の死者・行方不明者など、甚大な被害を被っている。また、近年では、平成28年の台風10号、令和元年の東日本台風、令和4年7月～8月豪雨、令和6年8月の洪水により各河川沿川で大規模な浸水被害が発生していることから、河川・海岸など防災事業に対する関心が依然として高く、効果的な事業の推進に努める必要がある。 - 県では、近年洪水被害が発生した河川等について重点的に整備している。当面の整備目標は、過去の被災流量相当の洪水被害から地域を守ることとし、段階的整備により治水安全度の向上を図ることとしている。 - ハード対策とともにソフト対策として、住民の迅速かつ円滑な避難を促進し尊い人命を守るため、水位計や監視カメラの設置、ホームページや携帯電話による洪水情報の提供、浸水想定区域図の作成、市町村へのハザードマップの作成支援を行っている。事業箇所においては、地域の洪水情報に関する広報を配布するなど、県民に対する防災意識の啓発に努めている。 - 令和3年3月策定・公表の北上川水系流域治水プロジェクトを皮切りに、県内すべての水系について「流域治水プロジェクト」を策定し、あらゆる関係者が協働して取り組むハード対策とソフト施策の位置付けを行った。 - 既存ダムの洪水調節機能強化を推進する取組として、令和2年5月29日に県内の一級水系において河川管理者とダム管理者等が治水協定を締結し、令和3年2月19日には二級水系においても同様に治水協定を締結した。 - 令和6年8月台風5号の際には、県の管理する久慈市の滝ダムにおいて、治水協定に基づき、県営ダムでは初となる事前放流を行って、既存の洪水調節容量に追加で容量を確保した。このことにより、計画を上回る大雨により緊急放流に移行したものの、下流河川の水位低減が図られ、洪水による浸水被害の防止にダムが効果を発揮した。 ウ 施工地域における状況 - 平成2年、14年等の豪雨により沿川の家屋や農地、道路等が冠水し、堤防等に被害を受けており、盛岡市からは、毎年、築川ダムの建設促進に関する要望を受けていた。 - ダム完成後は、令和4年8月豪雨において築川ダムで最大約140m³/sの流量を調節し、下流の水位低減に寄与している。 - ダム完成に伴い、「北上川水系（北上川上流）治水協定」に築川ダムを追加する変更協定を令和3年6月25日に締結し、事前放流を行うことによって、既存の洪水調節容量に追加で容量を確保することが可能となった。
------------	---

(2) 自然環境等の状況及び環境配慮事項

(動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分)

- ・岩手県自然環境保全指針による保全区分

A、B、D

- ・希少野生動植物生息の有無

あり

- ・埋蔵文化財包蔵地の有無

あり

(事業実施において環境に配慮した事項)

・平成8年に「築川ダム周辺環境調査検討委員会」を設置、平成13年度に「築川ダム周辺自然環境検討専門委員会」に組織変更し、助言を受けながら事業を実施。また、平成18年度に県環境影響評価条例に準じて環境影響評価を公表した。

【具体的な実施内容】

- ・現地調査は平成5年度～平成20年度まで、工事中のモニタリング調査は平成21年度～令和2年度まで、供用後の事後調査は、令和3年度～令和6年度まで実施した。
- ・生息生育環境が影響を受けると考えた重要種(哺乳類、鳥類、両生類、昆虫類、植物)について、専門委員会有識者の助言や指導に基づき、移設、移植等の環境保全措置を実施した。
- ・生態系における上位性の注目種(クマタカ、ヤマセミ)は、生息環境は維持されるものの、繁殖活動の低下の可能性が懸念されたため、モニタリング調査による確認を実施した。
- ・猛禽類の営巣地近傍に計画していた付替道路のルート変更、トンネル工事における発破等の振動騒音を軽減するための防音扉の設置、付替道路工事に係るエコロード化(小動物の斜路付き側溝設置等)、自然植生の回復に配慮した法面保護工を実施した。
- ・専門委員会有識者の意見を踏まえ、試験湛水後の外来植物、立木枯の状況について調査を実施した。
- ・環境配慮方針に基づき、魚類外来種、水質(ダム供用時)のモニタリング調査を実施した。
- ・環境保全措置やモニタリング調査結果を「築川ダム周辺自然環境検討専門委員会」の有識者に報告し、助言を受けた。

(事業完了後の環境の変化)

- ・環境保全措置を行った重要種(哺乳類、両生類、昆虫類、植物)は、令和2年度までのモニタリング調査の結果、ダム工事後も良好な生息生育が維持されていることを確認した。
- ・生態系における上位性の注目種(クマタカ、ヤマセミ)について、事業完了後の令和5、6年度のモニタリング調査の結果、工事前と同様な営巣状況であることが確認された。
- ・外来植物の状況は、令和6年度のモニタリング調査の結果、自然現象により運搬された種子や埋土種子からの発芽と考えられ、試験湛水による影響は軽微であることが確認された。
- ・立木枯の状況は、令和6年度のモニタリング調査の結果、湖岸部を中心に発生しており、通常の湛水により発生したものと考えられ、試験湛水による影響は軽微であったことが確認された。
- ・ダム供用後の外来魚(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル)の貯水池への定着は、確認されなかった。
- ・ダム供用により湛水域が形成されたことで、湖面や湖岸部が水鳥の採餌や休息の場として機能することや、湖岸部に湿地が形成されていることが確認された。

(1) 当該地区についての総括的なコメント及び改善措置の必要性

(事業名) 築川ダム建設事業					評価の概要					
事業の概要					事業効果等の検証等			改善措置の必要性	事業計画・調査のあり方の見直し	評価手法の見直し
着手年度	完了年度	当初事業費 (百万円)	完成時事業費 (百万円)	再評価年度	事業の効果等	利用者等の意見	社会経済情勢等の変化			
H4	R3	34,000	52,286	R27	発現している	肯定的な意見が多い	あり	あり	あり	なし

①総括的なコメント

築川ダムは、洪水調節や流水の正常な機能の維持、盛岡市及び矢巾町の水道水の安定した水源の確保及び発電を目的に建設した多目的ダムであり、洪水調節により築川沿川の洪水被害を防止・軽減が可能になったとともに、安定した水源の確保、再生可能エネルギーである水力発電が可能となった。

アンケートでは、ダム完成により洪水被害に対する安全度が向上したとの回答が6割以上であった。

近年は気候変動の影響により全国的に水害が激甚化・頻発化しており、河川沿川では大規模な浸水被害が発生していることから、河川・海岸における防災事業およびダムの効果に対する住民の関心は高く、今後もハード対策及びソフト施策を推進するとともに県民の防災意識を啓発し、効果的な事業の推進に努める。築川ダムでは、ダム完成後に治水協定を締結し、事前放流を行うことで既存の洪水調節容量に追加で容量を確保することが可能となった。

②改善措置の必要性

川の状態について、川底が汚れて見える、砂が溜まるようになった、水際の雑草・雑木が増えた、等の意見があることから、河川巡視によるモニタリングを実施し、草刈や堆積土砂の除去等の維持管理を継続して行っていく。

今回のアンケートでダムの効果がわからない等の回答があったことから、今後も引き続き、HPへ掲載やダム見学会等により、ダムの洪水調節効果等の周知を図ることとする。今後も必要に応じて情報提供を実施していくこととしたい。

(2) 今後の同種の事業計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

①今後の同種の事業計画・調査のあり方

今後も事業の推進にあたっては、計画段階から地元住民への説明会及び懇談会を開催し、ダム建設事業に対する理解を深めていただくと共に、住民意見を事業に反映させるよう努める。

希少野生動植物を含め動植物等の生息生育環境についても、計画段階から有識者の方からアドバイスを頂きながら、環境調査を実施し、事業実施に伴う影響の最小化に努めていく。

今後実施する工事においても、積極的に新技術・新工法を採用するなどし、一層のコスト縮減に努める。

②事業評価手法の見直し必要性

事業評価手法の問題点が抽出されなかったことから、見直しの必要性はない。

大規模公共事業 事後評価調書 (付表)

事業名	築川ダム建設事業		補助・単独	担当部課名	県土整備部河川課	
路線名等	いっきゅうかせんきたかみがわすいけいやながわ 一級河川北上川水系築川	地区名	もりおかしかわめ 盛岡市川目		市町村	盛岡市

○築川ダムの概要写真



洪水時最高水位（サーチャージ水位）におけるダム湖の様子（令和3年3月：試験湛水時撮影）



築川ダム貯水池（令和3年7月）



左岸上流より望む（令和3年7月）



下流より望む（令和3年6月）

大規模公共事業 事後評価調書 (付表)

事業名	築川ダム建設事業	補助・単独	担当部課名	県土整備部河川課
路線名等	いっきゅうかせんきたかみがわすいけいやながわ 一級河川北上川水系築川	地区名	もりおかしかわめ 盛岡市川目	市町村 盛岡市

○これまでの評価経緯

- ・平成13年度再評価（建設採択から10年目）
 総合評価（対応方針案）：事業継続
 事業期間：平成4年度～平成24年度（当初 平成4年度～平成18年度）
 事業費：670億円（当初 340億円）
 事業採択後に詳細な地質調査を行った結果、岩盤の風化層が事業採択時の推定より厚かったことや、付替道路の現地における地形・地質調査の結果、切取法面の安定を図るため事業採択時より切取法面勾配を緩やか(1:1.0)にすることが必要となり掘削土量、法面工等の数量が増となったことにより、事業費が増額となり、事業期間が延伸した。
 公共事業評価委員会の意見書：事業継続が妥当と認められる
 付帯意見：(1)今後事業内容に大幅な変更があり、再評価を実施する必要があると判断した場合には、再度再評価を実施すること。
 (2)事業費の縮減に全力で取り組むこと。
 (3)利水については、盛岡市、矢巾町及び豊沢川土地改良区の意向を取り入れ、計画に見直しの必要が生じた場合は、ダム事業計画に反映させること。
 (4)築川ダム建設事業の基本コンセプトである「自然と人との共生の舞台」に基づき、環境に配慮した事業を計画・実施すること。
 対応状況：(1)事業内容に大幅な変更がある場合には再評価を実施するととした。
 (2)事業費の縮減については、付替道路のルート変更や県道歩道工等の見直しを行うことにより、コスト縮減を図ることとした。
 (3)利水者の意向を計画に反映することについては、本体の実施設計にあたり利水者の意向確認を行い、取水量に変更が無いとの回答を得た。
 (4)環境対策については、各分野の専門家による「環境専門検討委員会」を開催し、意見・指導を得ながら、保全措置などを講じ、事業を進めることとした。
- ・平成17年度随時再評価（事業計画の大幅な変更による再評価）
 総合評価（対応方針案）：要検討（見直し継続）
 事業期間：平成4年度～平成28年度（前回評価時 平成4年度～平成24年度）
 事業費：530億円（前回評価時 670億円）
 利水計画の変更
 平成15年度 発電事業者が売電先である東北電力㈱との協議において、売電に必要な開発同意を得られず、発電参加を取りやめる表明をした。
 平成16年度 水需要の鈍化等から水道事業者である盛岡市及び矢巾町が、築川ダム取水事業の再評価を経て利水参加量を36,000m³/日から5,000m³/日に減ずることとした。
 特定灌漑事業者である岩手県農林水産部が、受益地である花巻市の豊沢川地区全体の農地転用が進んでいることなどから、築川ダムへの参加を取りやめる表明をした。
 築川掛かりの既得農業用水の受益面積を再調査したところ、対象農地の転用が進み取水量が減少することから、流水の正常な機能の維持のための容量を減じた。
 大規模事業評価専門委員会の答申：「要検討（見直し継続）」とした県の評価は妥当
 付帯意見：治水計画の基本となる基本高水流量について、流域住民等の理解をさらに得られるよう精査を行い、その結果を専門委員会に報告するよう意見を付す。
 対応状況：河川工学の専門家の指導を得ながら、平成17年11月に発刊された「国土交通省河川砂防技術基準・同解説」に示されている複数の手法等で、設定されている基本高水流量について精査を行った。
 流域住民等の理解をさらに得るために、平成19年3月30日に第10回築川流域懇談会を開催し、概ね理解を得られている。
 上記について、平成18年度第4回大規模事業評価専門委員会に報告し、審議。

大規模公共事業 事後評価調書 (付表)

事業名	築川ダム建設事業		補助・単独	担当部課名	県土整備部河川課											
路線名等	いっきゅうかせんきたかみがわすいけいやながわ 一級河川北上川水系築川	地区名	もりおかしかわめ 盛岡市川目	市町村	盛岡市											
・平成22年度再評価（再評価実施後 5 年経過） 総合評価（対応方針案）：要検討（事業継続） 事業期間：平成4年度～令和2年度（前回評価時 平成4年度～平成28年度） 事業費：530億円（前回評価時から変更なし） 国土交通省の「新たな基準に沿った検証」の対象とするダム事業に区分されたため、検証をする間は新たな段階へ進む予算が国から配分されないこと等から、事業の進捗が4年遅れる見込みとなった。 大規模事業評価専門委員会の答申：「要検討（事業継続）」とした県の評価は妥当 付帯意見：次の場合は、専門委員会に対して内容を報告し、随時再評価の要否について意見を聴くよう意見を付す。 （1）ダム建設事業に対する国の方針や予算の配分方法の見直し、新たな環境保全対策などにより、「築川治水対策等比較表」の内容に、大幅な変更が生じることが明らかになった場合 （2）地元自治体が、A案(ダム＋河川改修案)以外の案を要望した場合 対応状況：ダム建設事業に大幅な変更はなく、地元自治体からA案以外の案の要望はないことから、付帯意見への対応は生じていない。 ・平成27年度再評価（再評価実施後 5 年経過） 総合評価（対応方針案）：事業継続 事業期間：平成4年度～令和2年度（前回評価時から変更なし） 事業費：530億円（前回評価時から変更なし） 利水計画の変更 平成27年度 発電事業者において、東日本大震災津波以降の再生可能エネルギー導入等の環境変化を受け、検討を行った結果、発電参加の見通しが立ったことから、ダムが包蔵する水力エネルギーを活用する発電事業が利水参加することとなった。 大規模事業評価専門委員会の答申：「事業継続」とした県の評価は妥当 付帯意見：なし ・コスト縮減対策の実施状況（平成27年度再評価時）<table><tr><td>付替国道：新技術の採用による縮減額</td><td>約 6億円</td></tr><tr><td>付替県道：トンネルへのルート変更や歩道の見直しなどによる縮減額</td><td>約26億円</td></tr><tr><td>付替林道：貯水池周回方式から差込などに変更したことによる縮減額</td><td>約17億円</td></tr><tr><td>建設発生残土：林道計画などに変更による縮減額</td><td>約17億円</td></tr><tr><td>合計</td><td>約66億円</td></tr></table>							付替国道：新技術の採用による縮減額	約 6億円	付替県道：トンネルへのルート変更や歩道の見直しなどによる縮減額	約26億円	付替林道：貯水池周回方式から差込などに変更したことによる縮減額	約17億円	建設発生残土：林道計画などに変更による縮減額	約17億円	合計	約66億円
付替国道：新技術の採用による縮減額	約 6億円															
付替県道：トンネルへのルート変更や歩道の見直しなどによる縮減額	約26億円															
付替林道：貯水池周回方式から差込などに変更したことによる縮減額	約17億円															
建設発生残土：林道計画などに変更による縮減額	約17億円															
合計	約66億円															

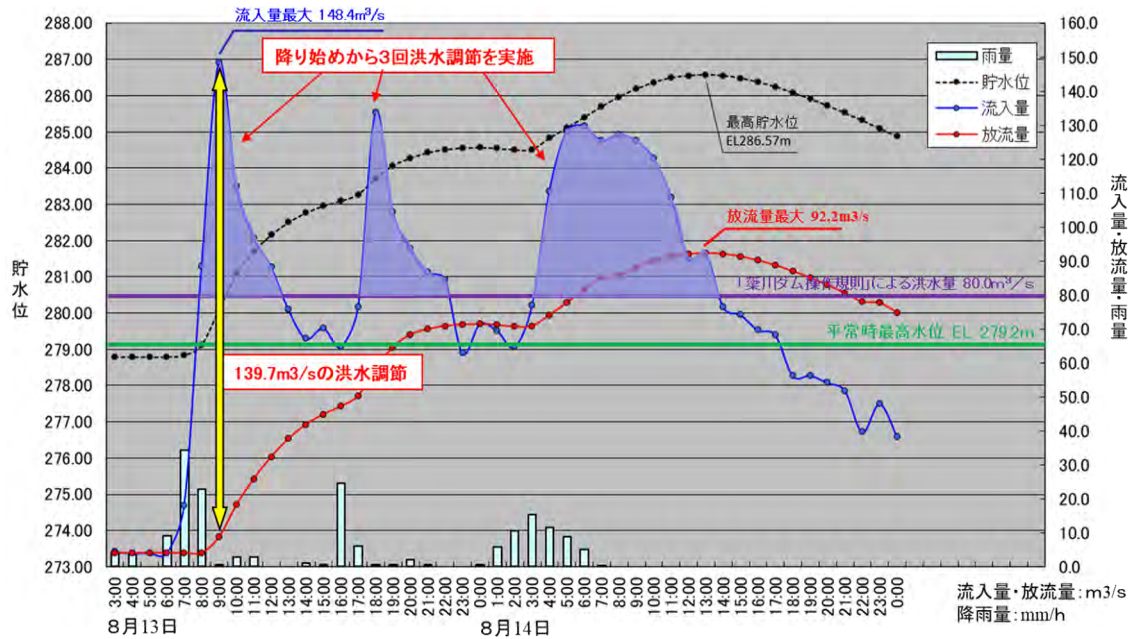
大規模公共事業 事後評価調書 (付表)

事業名	築川ダム建設事業		補助・単独	担当部課名	県土整備部河川課	
路線名等	いっきゅうかせんきたかみがわすいけいやながわ 一級河川北上川水系築川	地区名	もりおかしかわめ 盛岡市川目		市町村	盛岡市

○洪水調節の状況

北上川水系築川の築川ダム（盛岡市）上流域において、令和4年8月13日3時から降雨を観測し、時間最大雨量（流域平均）34.4mm、降り始めからの総雨量は14日7時までで174.6mmを観測。（計画雨量210.0mm/2日）
築川ダムでは、14日9時に最大流入量148.4m³/sのうち139.7m³/sの流量を貯留し、下流の水位低減を図った。

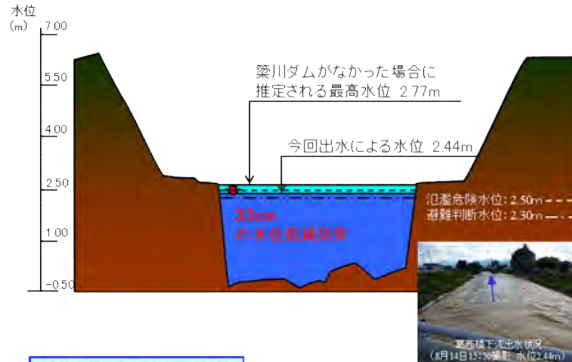
令和4年8月13～14日の洪水調節の状況



築川ダム下流の葛西橋地点では、ダムの洪水調節により、14日6時頃に約33cmの水位の低減効果があったと推定され、ダムがなかった場合、氾濫危険水位を超過していたと推定される。

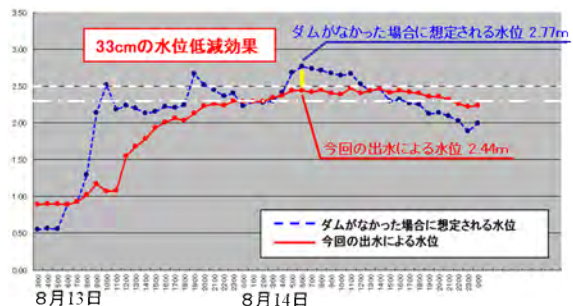
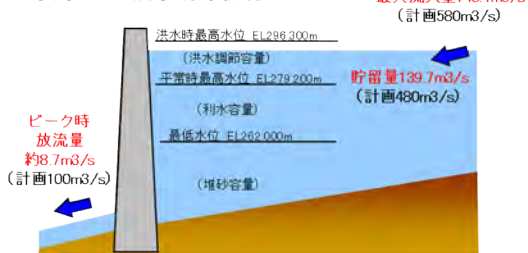
洪水調節による下流河川の水位低減効果

■葛西橋地点の水位低減効果



築川葛西橋水位観測所

■築川ダムの洪水調節状況



大規模公共事業 事後評価調書 (付表)

事業名	築川ダム建設事業	補助・単独	担当部課名	県土整備部河川課
路線名等	いっきゅうかせんきたかみがわすいけいやながわ 一級河川北上川水系築川	地区名	もりおかしかわめ 盛岡市川目	市町村 盛岡市

ダム完成に伴い、「北上川水系（北上川上流）治水協定」に築川ダムを追加する変更協定が令和3年6月25日に締結された。

治水協定に基づく事前放流を行うことによって、洪水調節容量の11,700千 m^3 に加えて、1,210千 m^3 の洪水調節可能容量を確保することができることとなった。

北上川水系（北上川上流）治水協定

一級河川北上川水系（北上川上流）において、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

記

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。
- なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- 既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2.に基づき、事前放流等を実施する。
- この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙の通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙の通り）。
- 河川管理者である国土交通省東北地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

別紙

ダム名	洪水調節容量 (万 m^3)	洪水調節可能容量 [※] (万 m^3)	基準降雨量 (mm)
築川ダム	1,170	124	10.1mm/12hr

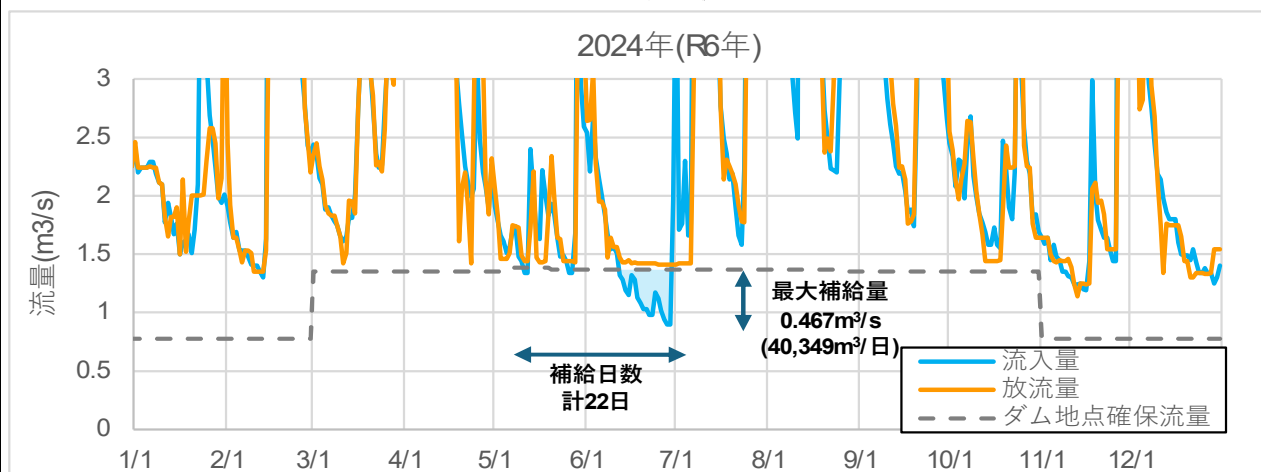
大規模公共事業 事後評価調書 (付表)

事業名	築川ダム建設事業		補助・単独	担当部課名	県土整備部河川課	
路線名等	いっきゅうかせんきたかみがわすいけいやながわ 一級河川北上川水系築川	地区名	もりおかしかわめ 盛岡市川目		市町村	盛岡市

○利水補給の状況

令和6年5月～6月のうち計22日間、築川ダムから最大補給量40,349m³/日の水量を補給。
必要となる流量を確保することにより、水道用水への影響を低減するとともに、築川の河川環境の維持に効果を発揮した。

令和6年の利水補給の状況



大規模公共事業 事後評価調書 (付表)

事業名	築川ダム建設事業		補助・単独	担当部課名	県土整備部河川課	
路線名等	いっきゅうかせんきたかみがわすいけいやながわ 一級河川北上川水系築川	地区名	もりおかしかわめ 盛岡市川目		市町村	盛岡市

○発電

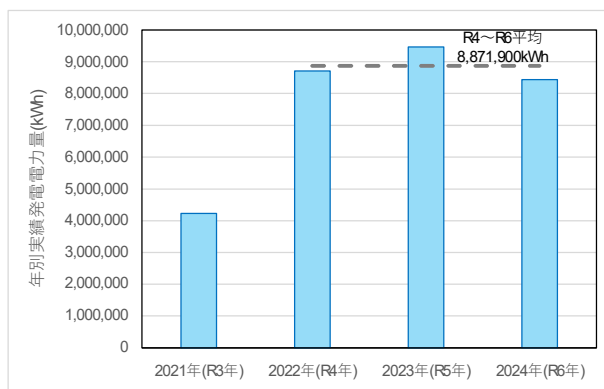
築川発電所において、年間平均8,871,900kWhの発電を行った。これは、世帯当たり年間消費電力量(4,586kWh※)をもとにすると、約1,935世帯分の年間消費電力量に相当する。

※環境省「令和4年度家庭部門C02排出実態統計調査資料編」の地方別世帯当たり年間電気消費量の東北の値

年	実績発電電力量 (kWh)	総放流量のうち発電使用 水量の占める割合 (%)
R3	4,222,500※	80.9
R4	8,712,900	59.3
R5	9,464,600	72.3
R6	8,438,200	63.5
R4～R6平均	8,871,900	65.0

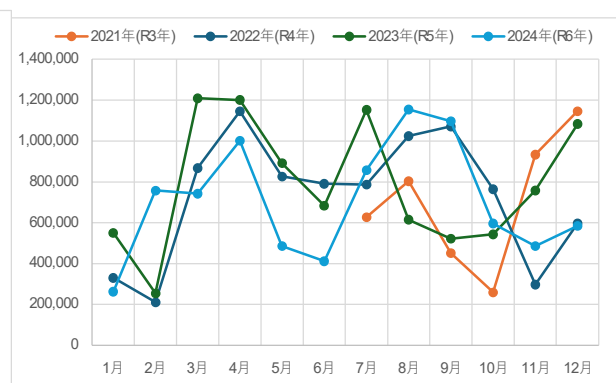
※R3は7月～12月の合計

築川発電所における年間発生電力量

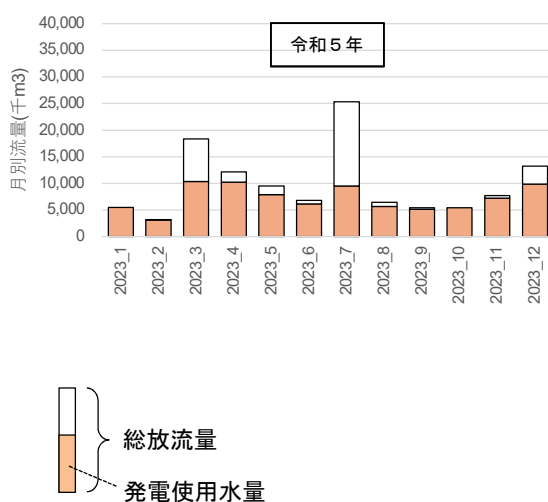


※R3年は、7月～12月の合計

築川発電所における月別発生電力量



総放流量のうち発電使用水量の占める割合



大規模公共事業 事後評価調書 (付表)

事業名	築川ダム建設事業		補助・単独	担当部課名	県土整備部河川課	
路線名等	いっきゅうかせんきたかみがわすいけいやながわ 一級河川北上川水系築川	地区名	もりおかしかわめ 盛岡市川目		市町村	盛岡市

○その他の効果

R4. 8洪水では、築川ダム流域から流出した流木及び塵芥を築川ダム貯水池において捕捉し、下流域での被害軽減に寄与した。



築川ダムの付替道路として整備した一般国道106号築川道路は、平成25年3月10日に開通、主要地方道盛岡大迫東和線は平成27年5月22日に開通した。



付替道路として整備した一般国道106号及び主要地方道盛岡大迫東和線（令和3年6月）

大規模公共事業 事後評価調書 (付表)

事業名	築川ダム建設事業		補助・単独	担当部課名	県土整備部河川課	
路線名等	いっきゅうかせんきたかみがわすいけいやながわ 一級河川北上川水系築川	地区名	もりおかしかわめ 盛岡市川目		市町村	盛岡市

○事業実施において環境に配慮した事項

・付替道路工事に係るエコロード化

沢水処理するために設置した道路を横断するボックスカルバートに動物の通路（けもの道）を確保した。



付替県道に設置したボックスカルバート
(平成27年9月撮影)



ボックスカルバートを利用するアナグマ
(平成27年9月撮影)

・事業調査用坑道に生息するコウモリ類の移動



移殖のためのコウモリ類の捕獲作業
(平成27年9月撮影)

・自然植生が進入しやすい法面保護工の実施

施工直後の法面浸食を防止しながら、在来種による自然植生を回復させるため、試験施工により種子配合を決定し、法面保護工に採用した。施工後のモニタリング調査では、施工後5～7年程度経過すると導入植生が衰退し、畑地雑草と自然植生が混在する状況が確認されたことから、事業全体で同様の種子配合による法面保護工を実施した。



施工後5年経過した独自配合による法面の緑化状況
(平成19年9月撮影)

大規模公共事業 事後評価調書 (付表)

事業名	築川ダム建設事業		補助・単独	担当部課名	県土整備部河川課	
路線名等	いっきゅうかせんきたかみがわすいけいやながわ 一級河川北上川水系築川	地区名	もりおかしかわめ 盛岡市川目		市町村	盛岡市

○環境保全措置の結果 (令和2年度までのモニタリング調査結果)

環境保全措置として、哺乳類1種、両生類1種、昆虫類1種(食草)、植物18種の移植を実施した。これらの種についてモニタリング調査を実施し、いずれについても概ね良好な生息生育が維持されていることを確認した。

	重要種	環境保全措置	モニタリング結果
哺乳類	ウサギコウモリ (コウモリ類)	事業区域外の生息適地へ 個体を移設	生息は維持
両生類	カジカガエル	事業区域外の生息適地へ 個体を移設	移植個体の生存及び 再生産を確認した。
昆虫類	ヒメギフチョウ	食草(トウゴクサイシン) を事業区域外へ移植	概ね良好な生育・生 息が維持されている。
植物	クワクサ ノダイオウ タチハコベ ヤマシャクヤク シャクジョウソウ サクラソウ ミヤマナミキ レンブクソウ ナベナ アマナ ヒメザゼンソウ エビネ キンセイラン クマガイソウ ツチアケビ アオフタバラン トンボソウ ホソバノアマナ ヤシヤゼンマイ	事業区域外へ個体を移 植・播種	概ね良好な生育が維 持されている。



ウサギコウモリ



カジカガエル



ヒメギフチョウ(卵、幼虫)

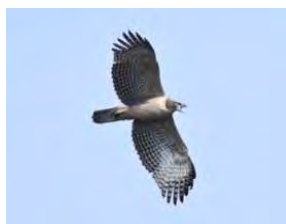


サクラソウ

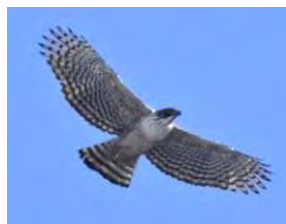
○ダム供用前後の猛禽類(クマタカ)の変化

(平成14～令和3年、令和5～6年度のモニタリング調査結果)

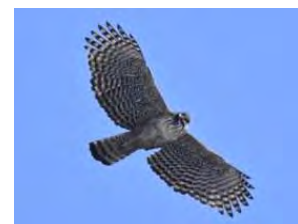
工事前に繁殖が確認されていたクマタカペアは、営巣位置の変化は見られたが、継続して生息、繁殖を実施しており、工事前と同様の営巣状況が維持されていると考えられる。



クマタカ幼鳥 (Aペア)



クマタカ成鳥・雄 (Bペア)



クマタカ成鳥・雌 (Bペア)

大規模公共事業 事後評価調書 (付表)

事業名	築川ダム建設事業		補助・単独	担当部課名	県土整備部河川課	
路線名等	いっきゅうかせんきたかみがわすいけいやながわ 一級河川北上川水系築川	地区名	もりおかしかわめ 盛岡市川目		市町村	盛岡市

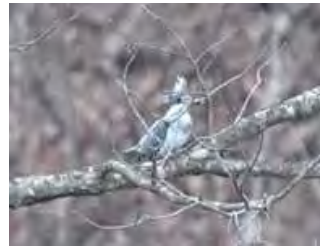
○ダム供用前後の生態系上位種（ヤマセミ）の生息状況の変化

（平成14～令和3年、令和5～6年度のモニタリング調査結果）

工事前に生息が確認されていたヤマセミは、繁殖巣の水没が見られたが、ダム湖形成に伴い新たに出現した法面への営巣が確認されるなど、継続して生息、繁殖を実施しており、工事前と同様の営巣状況が維持されていると考えられる。



ヤマセミ成鳥・雄



ヤマセミ成鳥・雌

○試験湛水による立木枯の変化（令和2、3、6年度のモニタリング調査結果）

確認された枯死木は、常時満水位付近に発生しており、試験湛水ではなく通常時の湛水に伴う定常的な湿润環境による影響のため発生した枯死であり、試験湛水による影響は軽微であると考えられる。

項目	試験湛水前	試験湛水後		
	(R2年9月)	(R3年7月)	(R6年7月)	
			過年度より確認	新たに確認
空中写真により判読された枯死木の本数	38本	342本	88本	104本

○外来植物の状況（令和2、3、6年度のモニタリング調査結果）

外来植物の確認地点は水際部が多く、試験湛水による種子の運搬ではなく、川や雨水の流れ、動物、風によって運搬された種子や埋土種子からの発芽によるものであり、外来植物の分布はやや拡大傾向であるが、試験湛水による影響は軽微であると考えられる。

項目	試験湛水前	試験湛水後	
	(R2年8月)	(R3年7月)	(R6年7月)
河川上流域調査	21種	27種	25種
立木伐採箇所及び森林内調査	0種	1種	6種

○外来魚の状況（令和6年度のモニタリング調査結果）

環境DNA調査を実施し、ダム堤体付近で4種、築川で6種、根田茂川で5種の魚類が確認された。令和6年度時点では、外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル）の定着及び繁殖の可能性は低いと考えられる。

No.	科名	種名	採水地点		
			ダム堤体付近	築川	根田茂川
1	コイ科	コイ（型不明）			●
2		ギンブナ	●		
3		エゾウグイ	●	●	●
4		ウグイ	●	●	●
-		フナ属の一種	○		
5	ドジョウ科	ドジョウ	●		●
6	アユ科	アユ		●	●
7	サケ科	アメマス		●	
8		サクラマス（ヤマメ）		●	
9	カジカ科	カジカ属の一種		●	
合計		9種	4種	6種	5種

●：カウントする種 ○：同属の種が確認されている場合には、カウントしない種

大規模公共事業 事後評価調書 (付表)

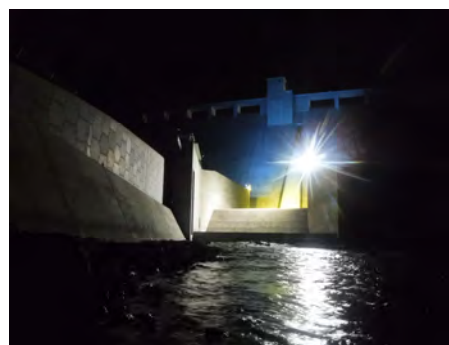
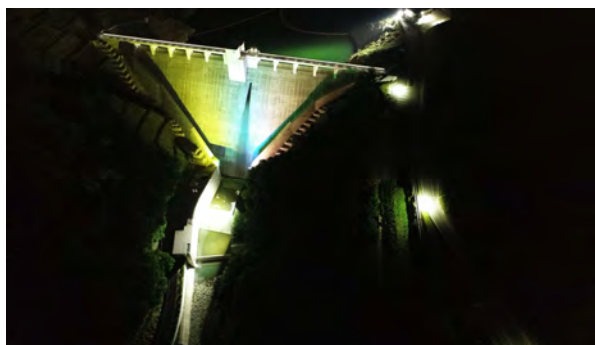
事業名	築川ダム建設事業		補助・単独	担当部課名	県土整備部河川課	
路線名等	いっきゅうかせんきたかみがわすいけいやながわ 一級河川北上川水系築川	地区名	もりおかしかわめ 盛岡市川目		市町村	盛岡市

○新たな空間の創出

築川ダム見学会を随時開催し、多くの人々に親しまれている。



ダム見学会



ダムライトアップ

ダム見学者に対し、令和3年7月から令和7年5月までに約3,500枚のダムカードを配布している。



配布中のダムカード

大規模公共事業 事後評価の概要

築川ダム建設事業

令和7年8月22日 県土整備部河川課

1 事業概要

○所在市町村:盛岡市

○河川名:一級河川北上川水系築川

○ダム形式:重力式コンクリートダム

ダム高77.2m 堤頂長242.7m(前回再評価時249.0m)

堤体積230,000m³(前回再評価時212,900m³)

総貯水容量19,100千m³

○付替道路:国道106号 6.7km、県道盛岡大迫東和線 4.9km

○事業期間:前回再評価時(H27) H4年度～R2年度

最終事業期間 H4年度～R2年度

○総事業費:前回再評価時(H27) 53,000百万円

最終総事業費 52,286.7百万円【-713.3百万円】

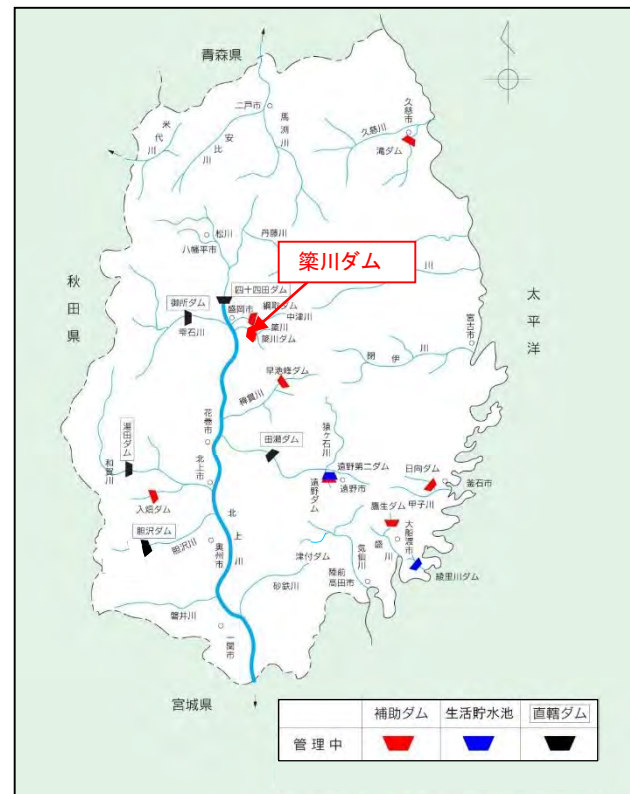
○事業目的:洪水調節(ダム地点の計画高水流量580m³/sのうち、480m³/sの洪水調節を行う。)

流水の正常な機能の維持(既得用水の安定化、河川環境の保全等)

水道用水の確保(盛岡市、矢巾町に対し新たに5,000m³/日の取水を可能とする。)

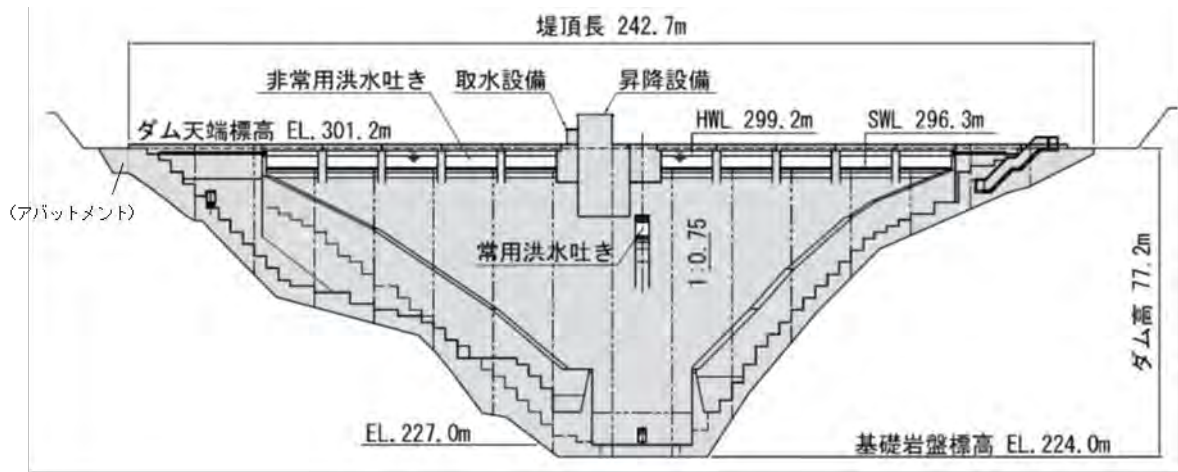
発電(利水放流に従属する発電方式。)

○整備目標等:治水安全度 1/100 [治水基準点:築川橋]

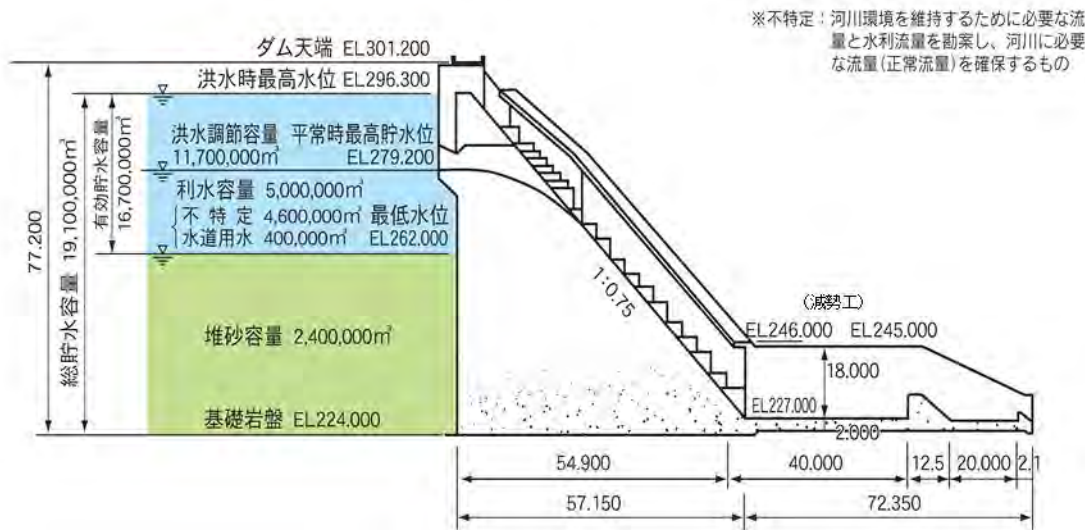


1 事業概要

堤体下流面図



標準断面図及び容量配分図



1 事業概要(築川における洪水被害状況)

H2年9月洪水 (宇津野橋)



(葛西橋地点流量)

流量: $335\text{m}^3/\text{s}$

基本高水流量: $780\text{m}^3/\text{s}$

計画高水流量: $340\text{m}^3/\text{s}$



R7年6月撮影

1 事業概要(築川における洪水被害状況)

H14年7月洪水 (築川橋左岸上流)

(葛西橋地点流量)

流量: $328\text{m}^3/\text{s}$

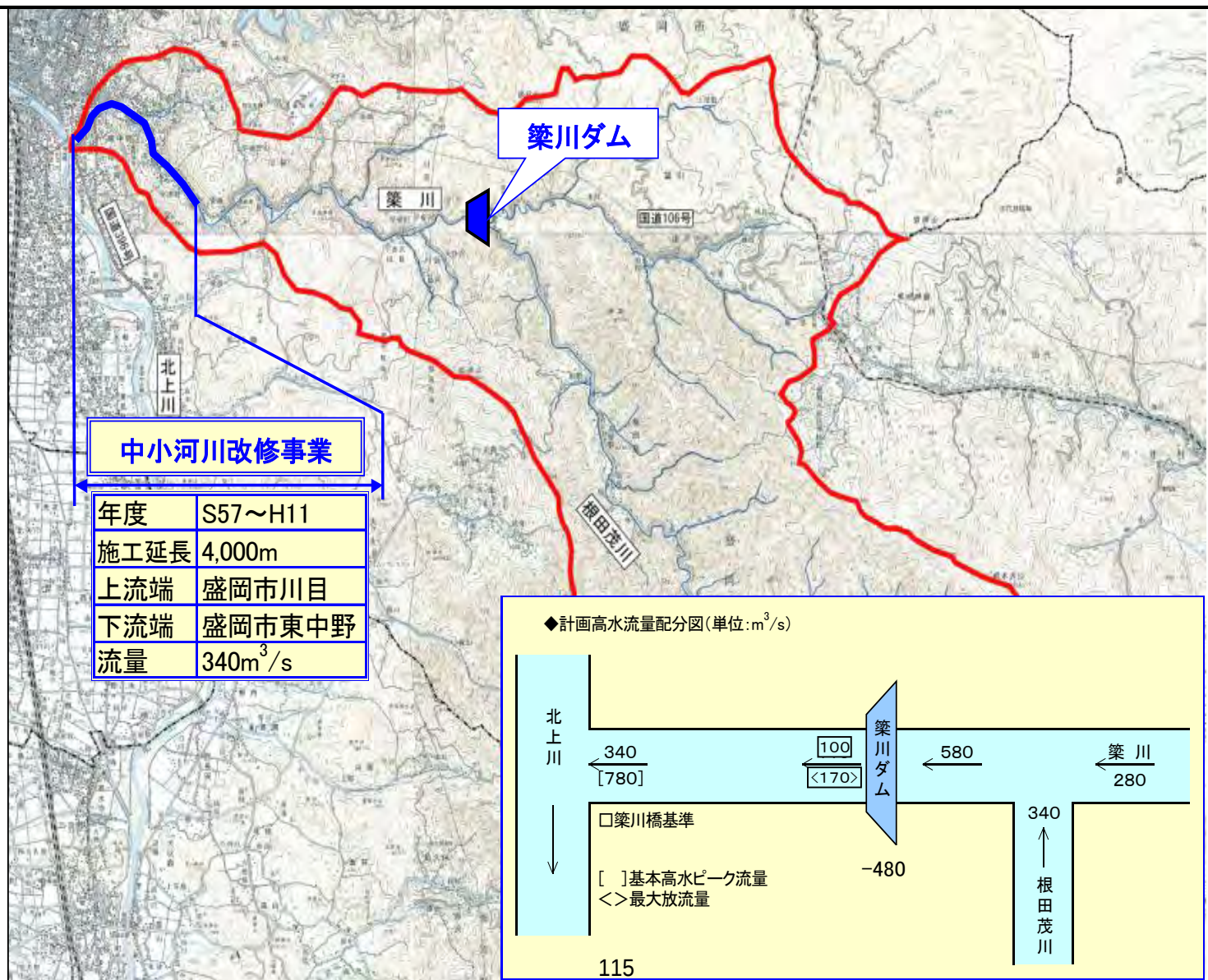
基本高水流量: $780\text{m}^3/\text{s}$

計画高水流量: $340\text{m}^3/\text{s}$



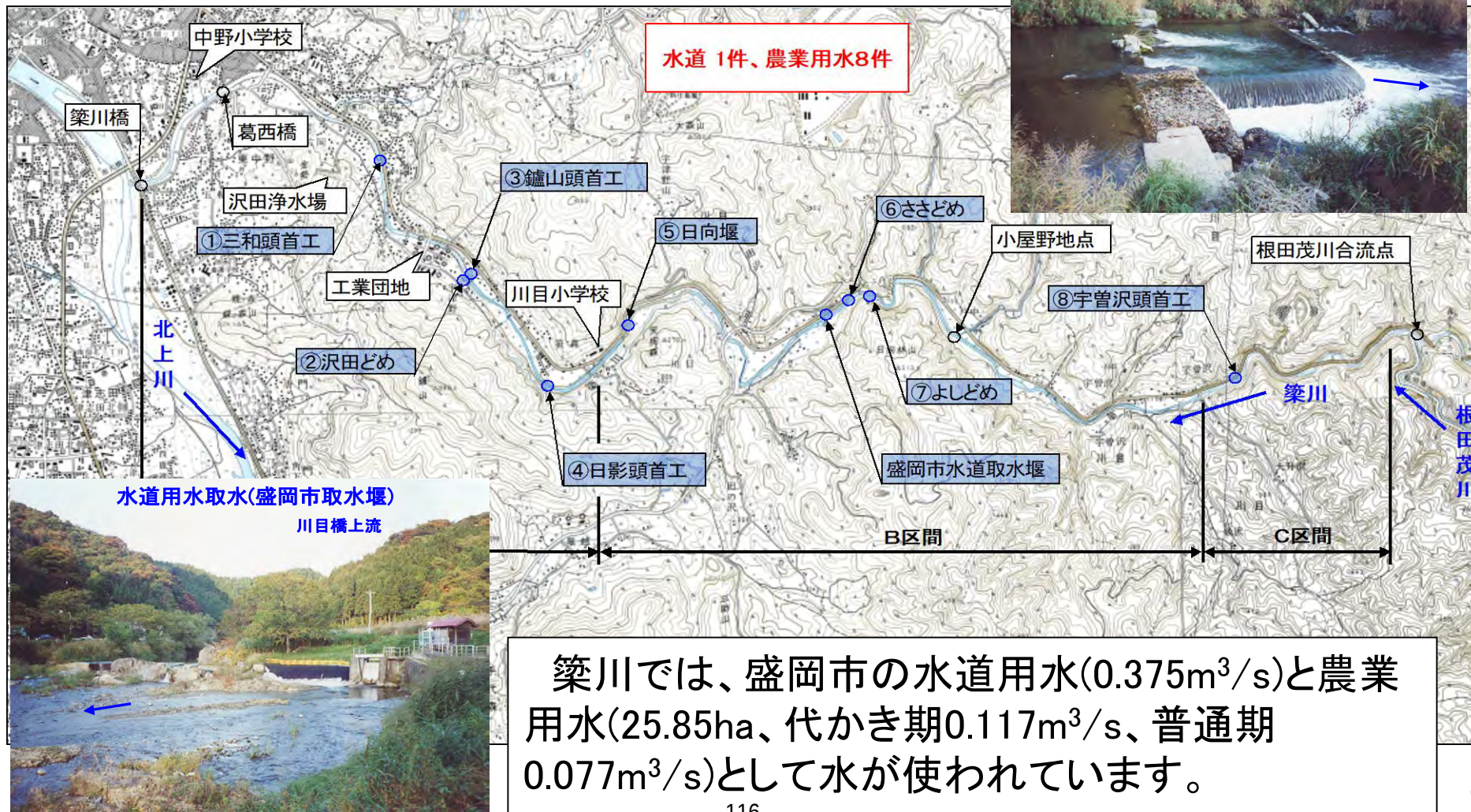
1 事業概要(築川の治水計画)

ダム地点の計画高水流量 $580\text{m}^3/\text{s}$ のうち、 $480\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節を行う



1 事業概要(流水の正常な機能の維持)

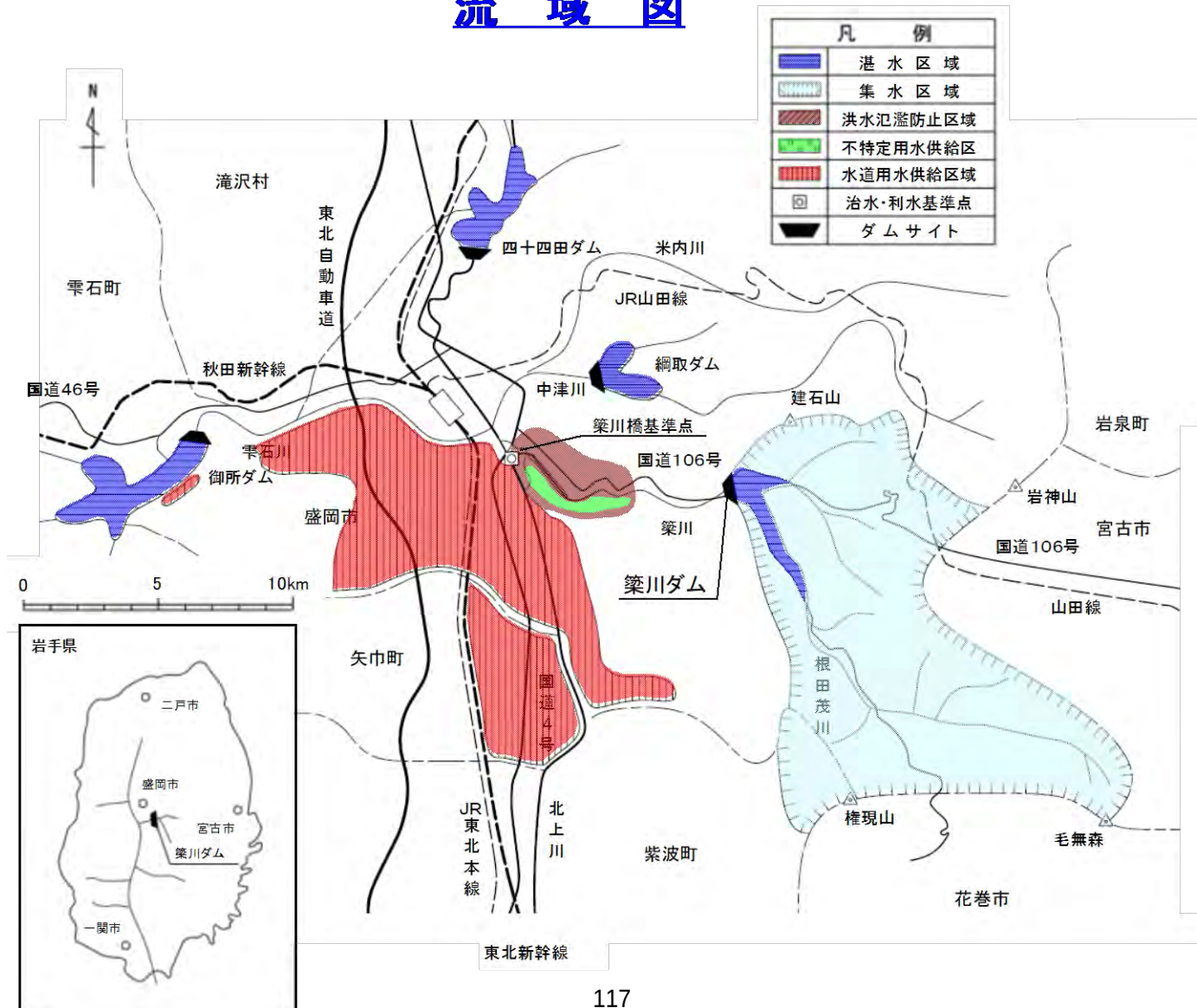
既得用水の補給を行う等、流水の正常な機能の維持と増進を図る



1 事業概要(水道用水の確保)

盛岡市・矢巾町に対し、新たに5,000m³/日の取水を可能とする

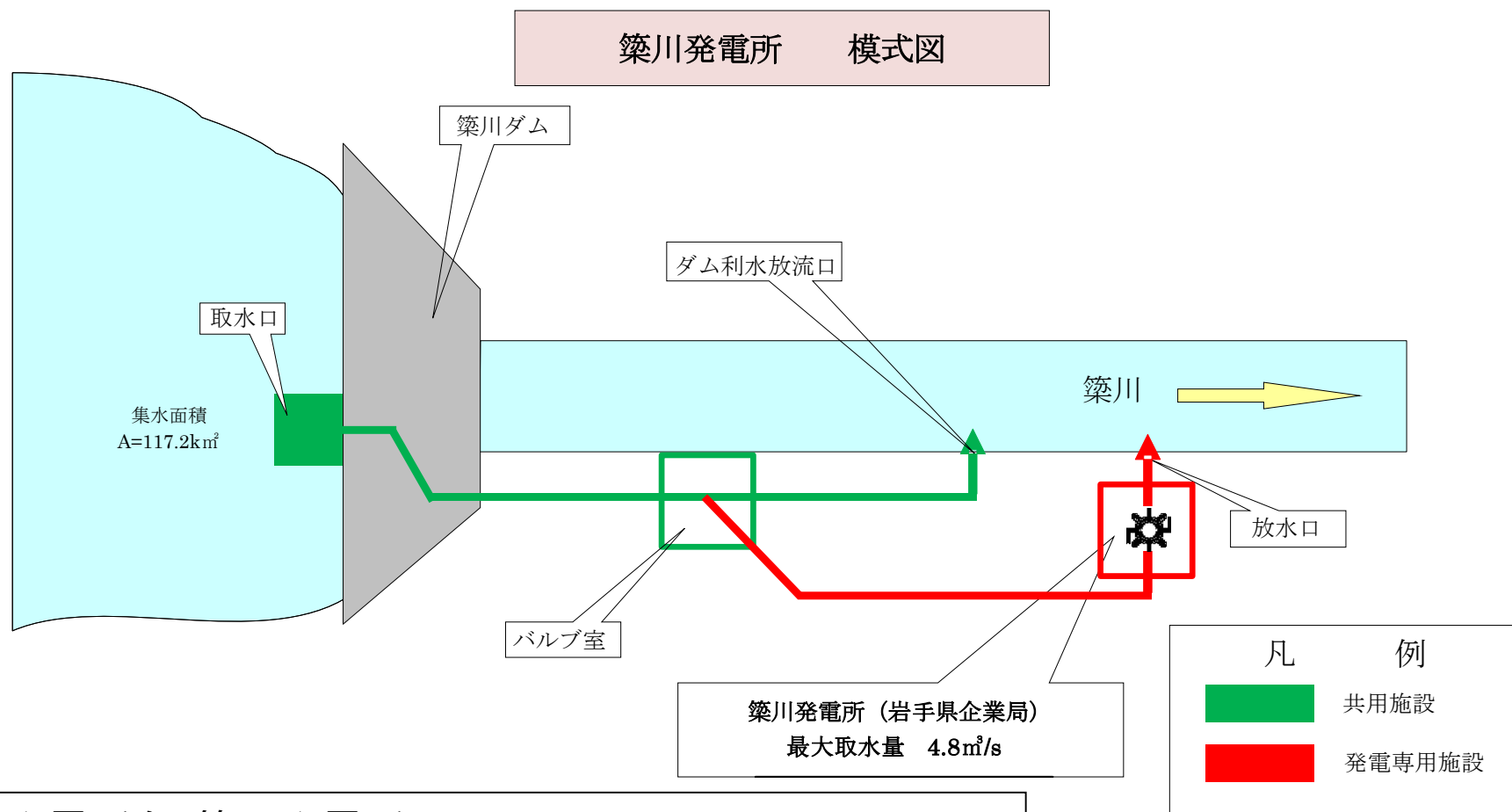
流域图



1 事業概要(発電)

県企業局が、築川ダムの放流水を利用して発電する従属発電を実施

築川発電所 模式図



発電所名: 築川発電所

水車形式: 横軸フランシス水車

最大取水量: 4.8m³/s 最大出力: 1,900kW

実績発電電力量(R4~R6平均): 1年あたり約887万kWh

1 事業概要(これまでの評価経過)

平成13年度再評価（建設採択から10年目）

総合評価（対応方針案）：事業継続

事業期間：平成4年度～平成24年度（当初 平成4年度～平成18年度）

事業費：670億円（当初 340億円）

事業採択後に詳細な地質調査を行った結果、岩盤の風化層が事業採択時の推定より厚かったことや、付替道路の現地における地形・地質調査の結果、切取法面の安定を図るため事業採択時より切取法面勾配を緩やか(1:1.0)にすることが必要となり掘削土量、法面工等の数量が増となったことにより、事業費が増額となり、事業期間が延伸した。

公共事業評価委員会の意見書：事業継続が妥当と認められる

付帯意見：（1）今後事業内容に大幅な変更があり、再評価を実施する必要があると判断した場合には、再度再評価を実施すること。

（2）事業費の縮減に全力で取り組むこと。

（3）利水については、盛岡市、矢巾町及び豊沢川土地改良区の意向を取り入れ、計画に見直しの必要が生じた場合は、ダム事業計画に反映させること。

（4）築川ダム建設事業の基本コンセプトである「自然と人との共生の舞台」に基づき、環境に配慮した事業を計画・実施すること。

対応状況：（1）事業内容に大幅な変更がある場合には再評価を実施することとした。

（2）事業費の縮減については、付替道路のルート変更や県道歩道工等の見直しを行うことにより、コスト縮減を図ることとした。

（3）利水者の意向を計画に反映することについては、本体の実施設計にあたり利水者の意向確認を行い、取水量に変更が無いとの回答を得た。

（4）環境対策については、各分野の専門家による「環境専門検討委員会」を開催し、意見・指導を得ながら、保全措置などを講じ、事業を進めることとした。

1 事業概要(これまでの評価経過)

平成17年度随時再評価（事業計画の大幅な変更による再評価）

総合評価（対応方針案）：要検討（見直し継続）

事業期間：平成4年度～平成28年度（前回評価時 平成4年度～平成24年度）

事業費：530億円（前回評価時 670億円）

利水計画の変更

平成15年度 発電事業者が売電先である東北電力(株)との協議において、売電に必要な開発同意を得られず、発電参加を取りやめる表明をした。

平成16年度 水需要の鈍化等から水道事業者である盛岡市及び矢巾町が、築川ダム取水事業の再評価を経て利水参加量を36,000m³/日から5,000m³/日に減ずることとした。

特定灌漑事業者である岩手県農林水産部が、受益地である花巻市の豊沢川地区全体の農地転用が進んでいることなどから、築川ダムへの参加を取りやめる表明をした。

築川掛かりの既得農業用水の受益面積を再調査したところ、対象農地の転用が進み取水量が減少することから、流水の正常な機能の維持のための容量を減じた。

大規模事業評価専門委員会の答申：「要検討（見直し継続）」とした県の評価は妥当

付帯意見：治水計画の基本となる基本高水流量について、流域住民等の理解をさらに得られるよう精査を行い、その結果を専門委員会に報告するよう意見を付す。

対応状況： 河川工学の専門家の指導を得ながら、平成17年11月に発刊された「国土交通省河川砂防技術基準・同解説」に示されている複数の手法等で、設定されている基本高水流量について精査を行った。

流域住民等の理解をさらに得るために、平成19年3月30日に第10回築川流域懇談会を開催し、概ね理解を得られている。

上記について、平成18年度第4回大規模事業評価専門委員会に報告し、審議。

1 事業概要(これまでの評価経過)

平成22年度再評価（再評価実施後5年経過）

総合評価（対応方針案）：要検討（事業継続）

事業期間：平成4年度～平成32年度（前回評価時 平成4年度～平成28年度）

事業費：530億円（前回評価時から変更なし）

国土交通省の「新たな基準に沿った検証」の対象とするダム事業に区分されたため、検証をする間は新たな段階へ進む予算が国から配分されないこと等から、事業の進捗が4年遅れる見込みとなった。

大規模事業評価専門委員会の答申：「要検討（事業継続）」とした県の評価は妥当

付帯意見：次の場合は、専門委員会に対して内容を報告し、随時再評価の要否について意見を聴くよう意見を付す。

（1）ダム建設事業に対する国の方針や予算の配分方法の見直し、新たな環境保全対策などにより、「築川治水対策等比較表」の内容に、大幅な変更が生じることが明らかになった場合

（2）地元自治体が、A案（ダム＋河川改修案）以外の案を要望した場合

対応状況：ダム建設事業に大幅な変更はなく、地元自治体からA案以外の案の要望はないことから、付帯意見への対応は生じていない。

1 事業概要(これまでの評価経過)

平成27年度再評価（再評価実施後 5 年経過）

総合評価（対応方針案）：事業継続

事業期間：平成4年度～平成32年度（前回評価時から変更なし）

事業費：530億円（前回評価時から変更なし）

利水計画の変更

平成27年度 発電事業者において、東日本大震災津波以降の再生可能エネルギー導入等の環境変化を受け、検討を行った結果、発電参加の見通しが立ったことから、ダムが包蔵する水力エネルギーを活用する発電事業が利水参加することとなった。

大規模事業評価専門委員会の答申：「事業継続」とした県の評価は妥当

付帯意見：なし

コスト縮減対策の実施状況（平成27年度再評価時）

付替国道：新技術の採用による縮減額	約 6億円
付替県道：トンネルへのルート変更や歩道の見直しなどによる縮減額	約26億円
付替林道：貯水池周回方式から差込などに変更したことによる縮減額	約17億円
建設発生残土：林道計画などに変更による縮減額	約17億円
合計	約66億円

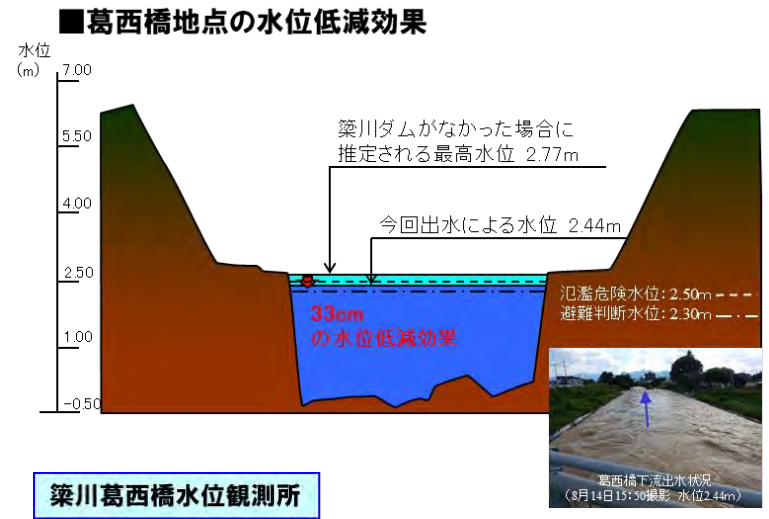
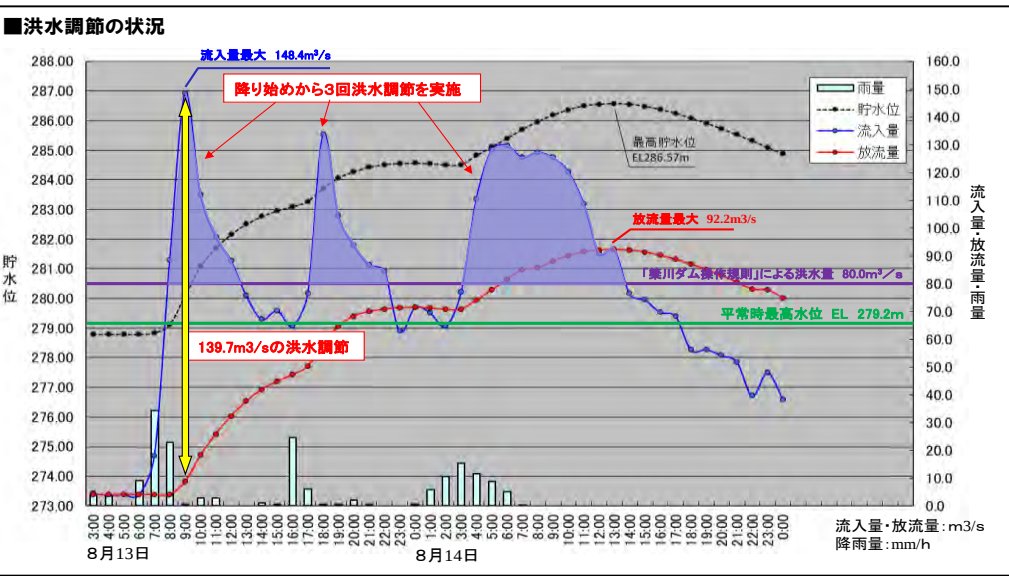
2 事業の効果等(整備効果の発現状況)

○洪水調節(R4.8.13-14)

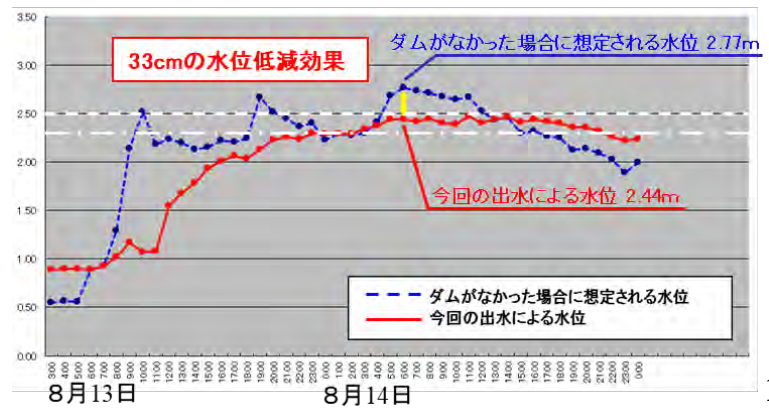
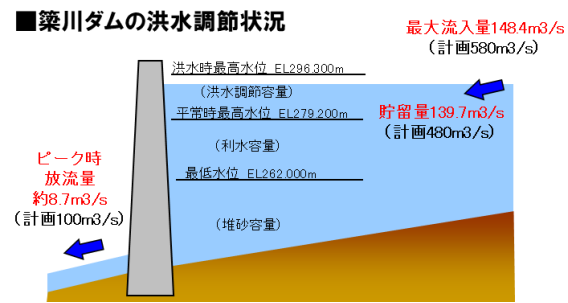
築川ダム上流域において、令和4年8月13日3時から降雨を観測し、時間最大雨量(流域平均)34.4mm、降り始めからの総雨量は14日7時までで174.6mmを観測。

ダムの洪水調節により、ダム下流の葛西橋地点では、14日6時頃に約33cmの水位の低減効果があったと推定され、ダムがなかった場合、氾濫危険水位を超過していたと推定される。

令和4年8月13～14日の洪水調節の状況



築川葛西橋水位観測所

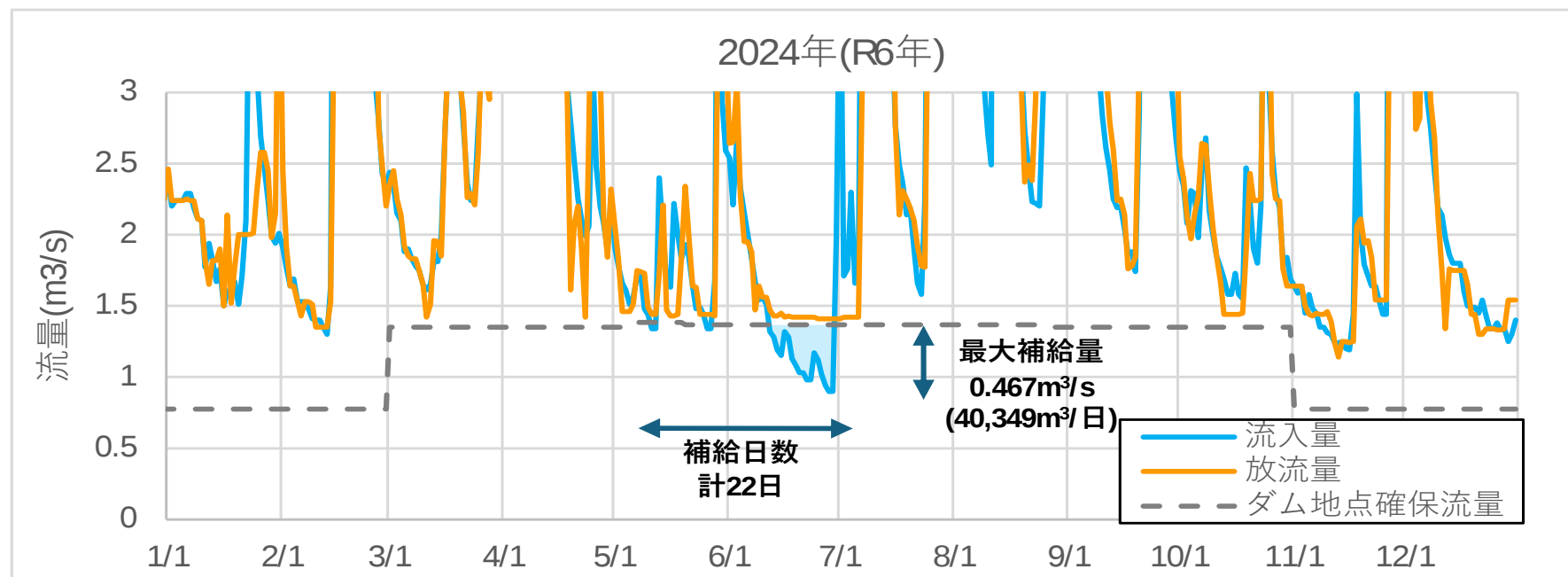


2 事業の効果等(整備効果の発現状況)

○利水補給

令和6年には、5月～6月のうち**計22日間**、築川ダムから最大補給量 $40,349\text{m}^3/\text{日}$ の**水量を補給**し、必要となる流量を確保することにより、**水道用水への影響を低減**するとともに、築川の河川環境の維持に効果を発揮した。

令和6年の利水補給の状況



2 事業の効果等(整備効果の発現状況)

○発電

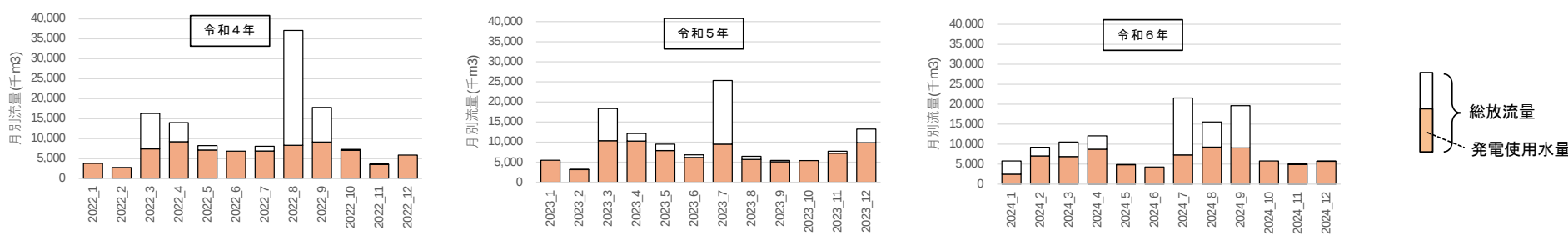
築川発電所において、年間平均8,871,900kWhの発電を行った。これは、世帯当たり年間消費電力量(4,586kWh※)をもとにすると、約1,935世帯分の年間消費電力量に相当する。

※環境省「令和4年度家庭部門CO2排出実態統計調査資料編」の地方別世帯当たり年間電気消費量の東北の値

年	実績発電電力量 (kWh)	総放流量のうち発電使用 水量の占める割合 (%)
R3	4, 222, 500※	80. 9
R4	8, 712, 900	59. 3
R5	9, 464, 600	72. 3
R6	8, 438, 200	63. 5
R4～R6平均	8, 871, 900	65. 0

※R3は7月～12月の合計

総放流量のうち発電使用水量の占める割合



1kWhあたりのCO2排出係数(0.385kg-CO2/kWh※)をもとにすると、1年間当り約3,416tのCO2排出量が削減されたと推定される。

※東北電力(株)が公表している「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」に基づき算出した2023年度のCO2排出係数

2 事業の効果等(整備効果の発現状況)

○その他の効果

R4.8洪水では、築川ダム流域から流出した流木及び塵芥を築川ダム貯水池において捕捉し、下流域での被害軽減に寄与した。



築川ダムの付替道路として整備した一般国道106号築川道路は、平成25年3月10日に開通、主要地方道盛岡大迫東和線は平成27年5月22日に開通した。



2 事業の効果等(費用便益分析)

○ 費用便益分析結果

費用便益分析手法: 治水経済調査マニュアル(案) 令和6年4月 国土交通省水管理・国土保全局

(単位: 百万円)
(治水分のみ)

区 分		事業着手時 (基準年: 平成3年度)	前回評価時 (基準年: 平成27年度)	事後評価時 (基準年: 令和7年度)
費用項目	建設費	11, 892	40, 301	59, 279
	維持管理費	707	1, 047	1, 549
	総 費 用 (C)	12, 599	41, 348	60, 828
便益項目	被害軽減の便益	15, 996	60, 705	80, 813
	残存価値	446	1, 748	550
	総 便 益 (B)	16, 442	62, 453	81, 363
費用便益比 (B/C)		1. 3	1. 5	1. 3

【費用便益分析が変化した理由】

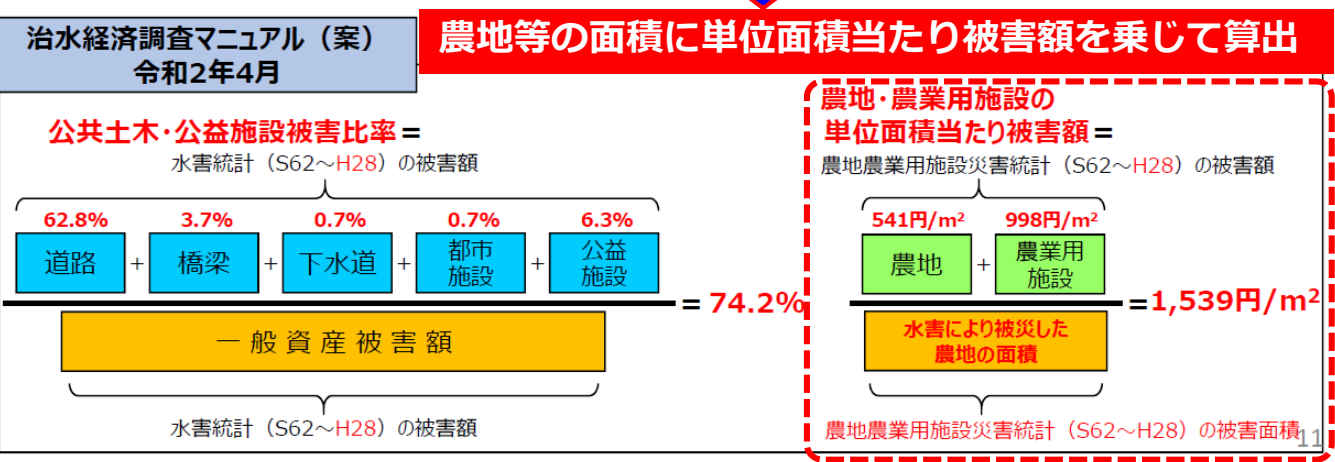
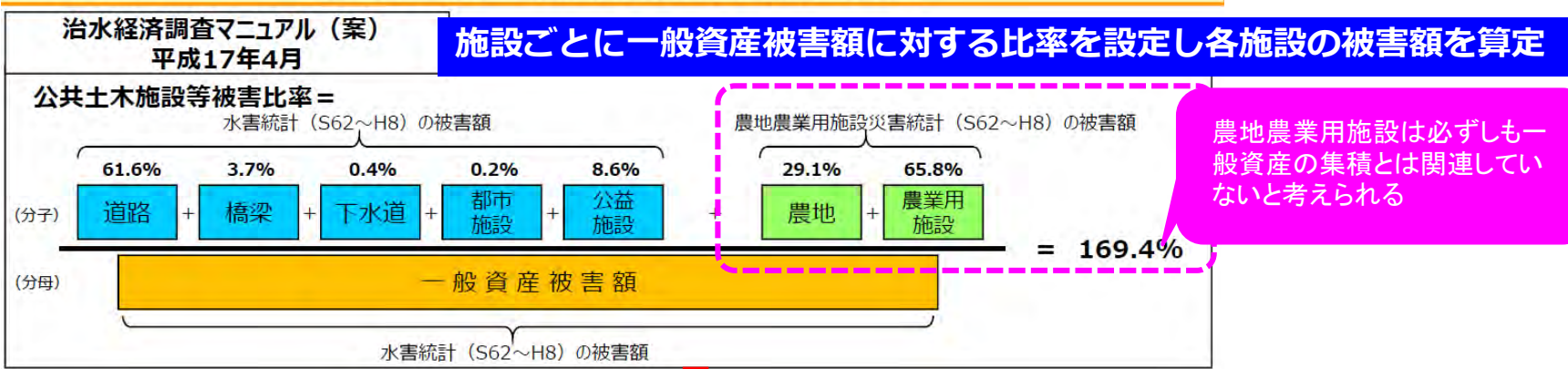
総費用、総便益ともに基準年の変更(H27⇒R7)に伴う現在価値が増加した一方で、治水経済調査マニュアルの見直しに伴い、年平均被害軽減期待額が減少したことにより、前回評価時よりも費用便益比が減少(1.5⇒1.3)した。

2 事業の効果等(費用便益分析)

○マニュアル改定について

令和2年4月に治水経済調査マニュアルを改訂したことで、事前評価時と事後評価時の家庭用品の被害額の算定方法、公共土木施設等被害の算定方法、被害率等が変更。

(参考) 公共土木施設等被害の算出方法



3 利用者等の意見

○利用者アンケート調査内容

①調査対象: 築川沿川地域並びに盛岡市内の築川ダム給水対象区域(盛岡市沢田浄水場給水区域)

②調査対象者数: 紙配布350世帯 WEB方式250世帯 合計600世帯

③調査方法: 紙配布及びWEB方式によるアンケート調査を実施。

・紙配布: 築川沿川町内会の住民にアンケート調査票を配布し実施。

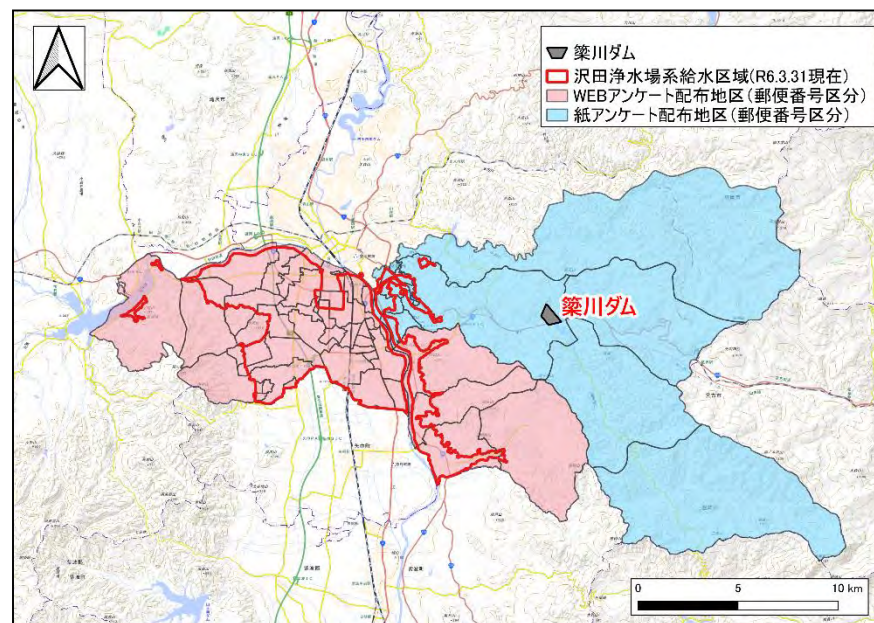
・WEB方式: 楽天インサイトを利用し、WEB上でアンケート調査票を配布し実施。回答可能者は、令和6年3月時点の築川ダム給水区域(沢田浄水場給水区域)のうち、上記築川沿川を除いた地域の住民で、楽天インサイトにモニター登録をしている住民。

④調査時期: 令和6年12月3日(火)
～令和7年1月10日(金)

⑤回収結果:

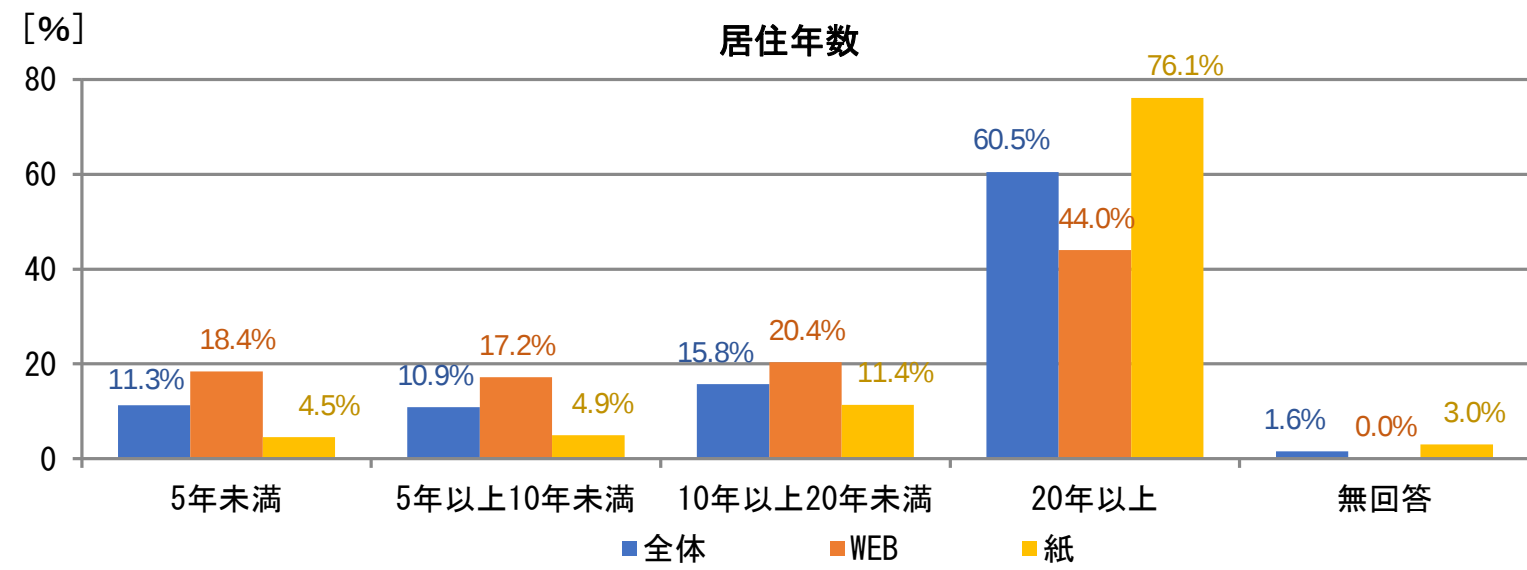
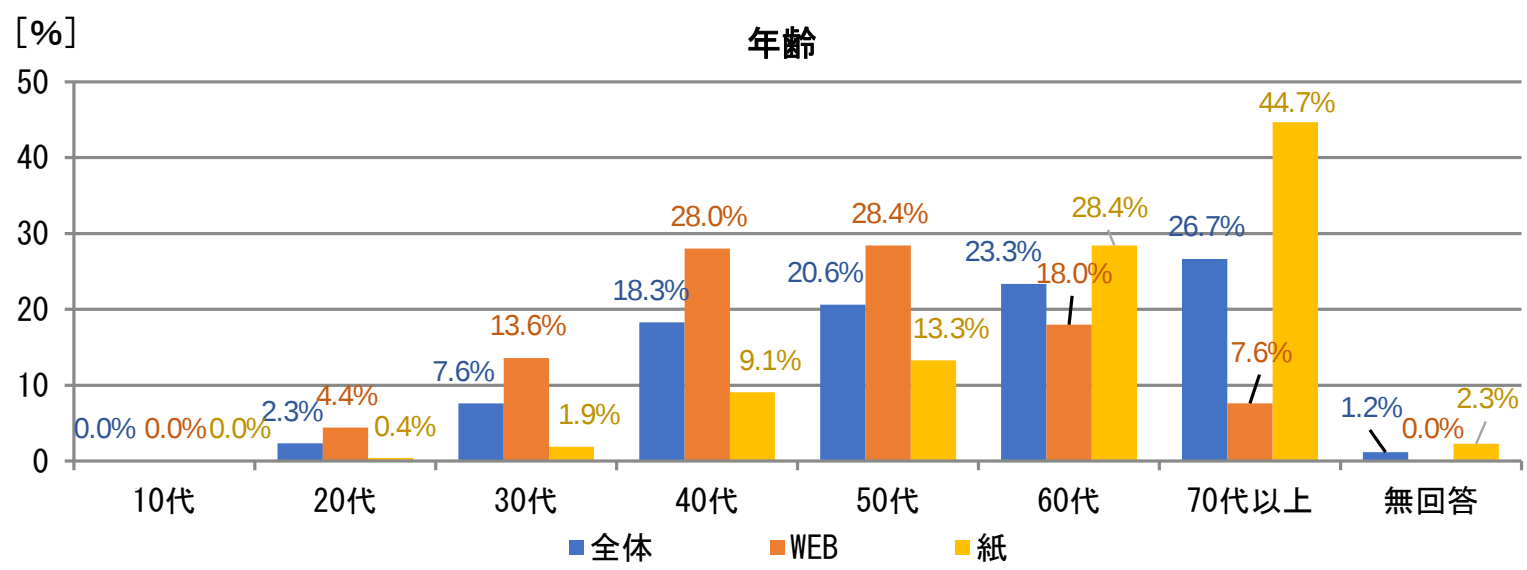
・紙: 264世帯/350世帯(回収率75%)

・WEB: 250世帯



3 利用者等の意見

⑥回答者の属性(年齢、居住年数)

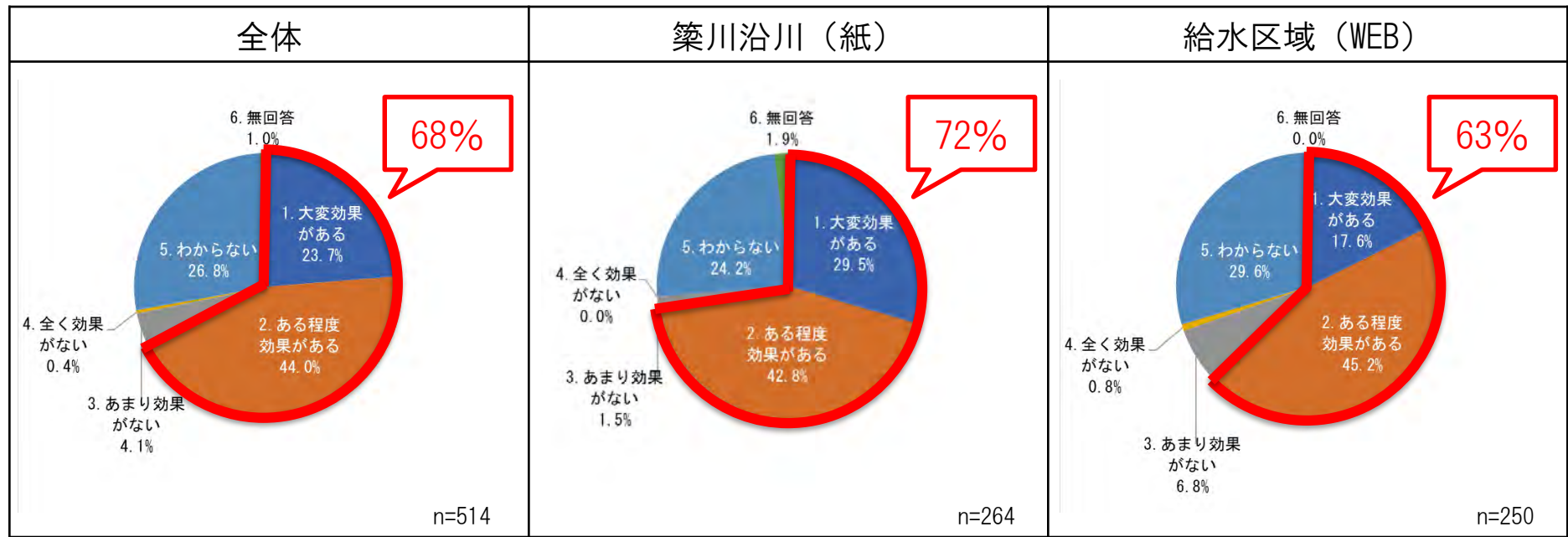


3 利用者等の意見

○事業による整備効果について

① ダムの完成後、洪水被害軽減に対する効果についてどのように感じていますか。

⇒「大変効果がある」「ある程度効果がある」の合計が**6割以上**となり、半分以上の人が事業実施により洪水被害軽減に対する効果はあると感じている。

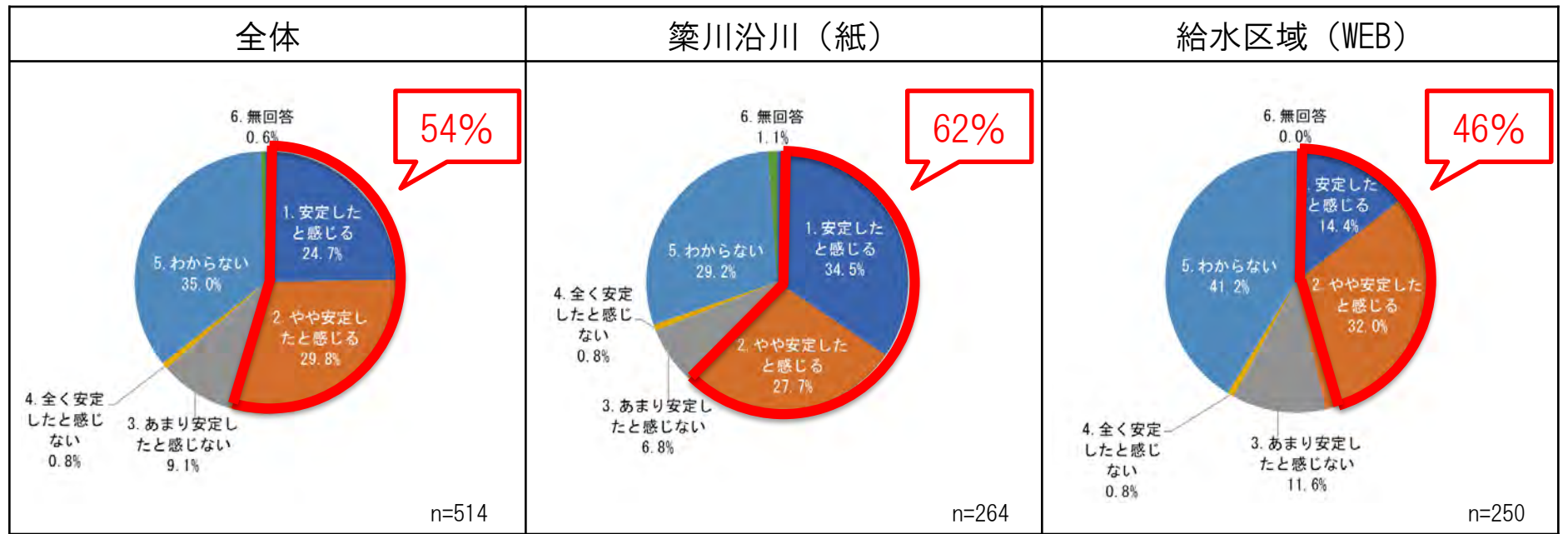


3 利用者等の意見

○事業による整備効果について

② ダムの完成後、川の水量についてどのように感じていますか。

⇒「安定したと感じる」「やや安定したと感じる」の合計が**5割以上**で、約半数の人が川の水量が安定したと感じている。

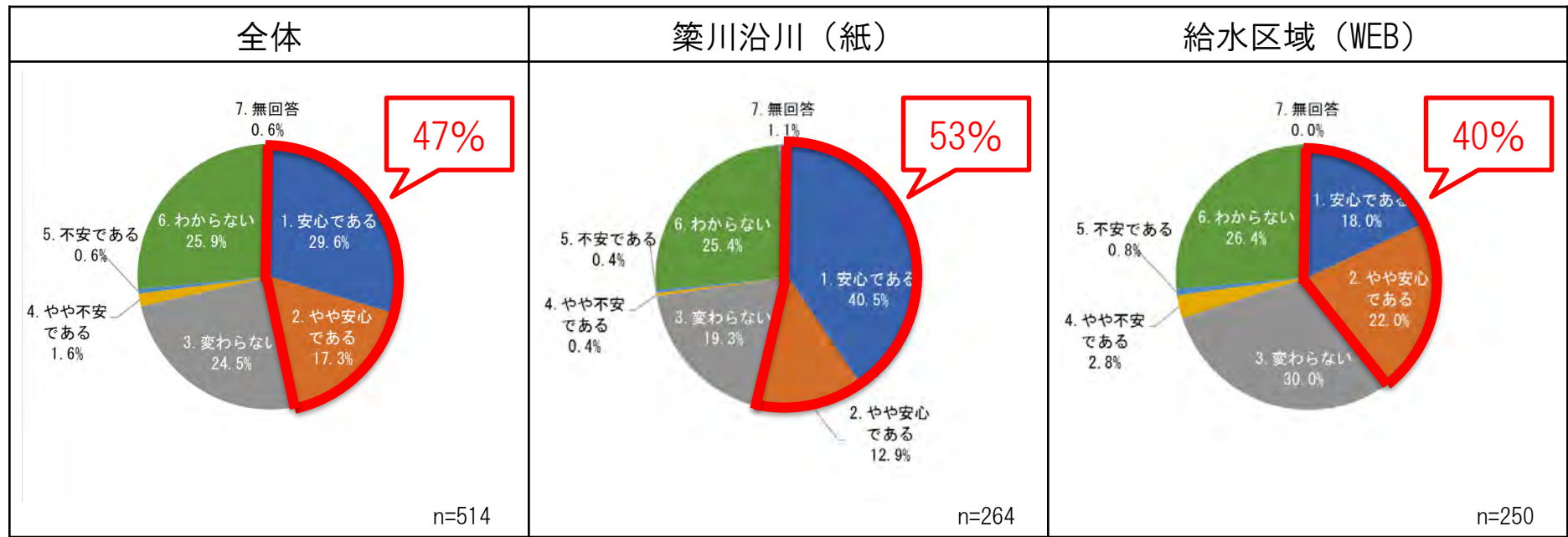


3 利用者等の意見

○事業による整備効果について

③ ダムの完成後、水道用水の水量についてどのように感じていますか。

⇒「安心である」「やや安心である」の肯定的な意見が約5割、「変わらない」の回答が約2割となっている。

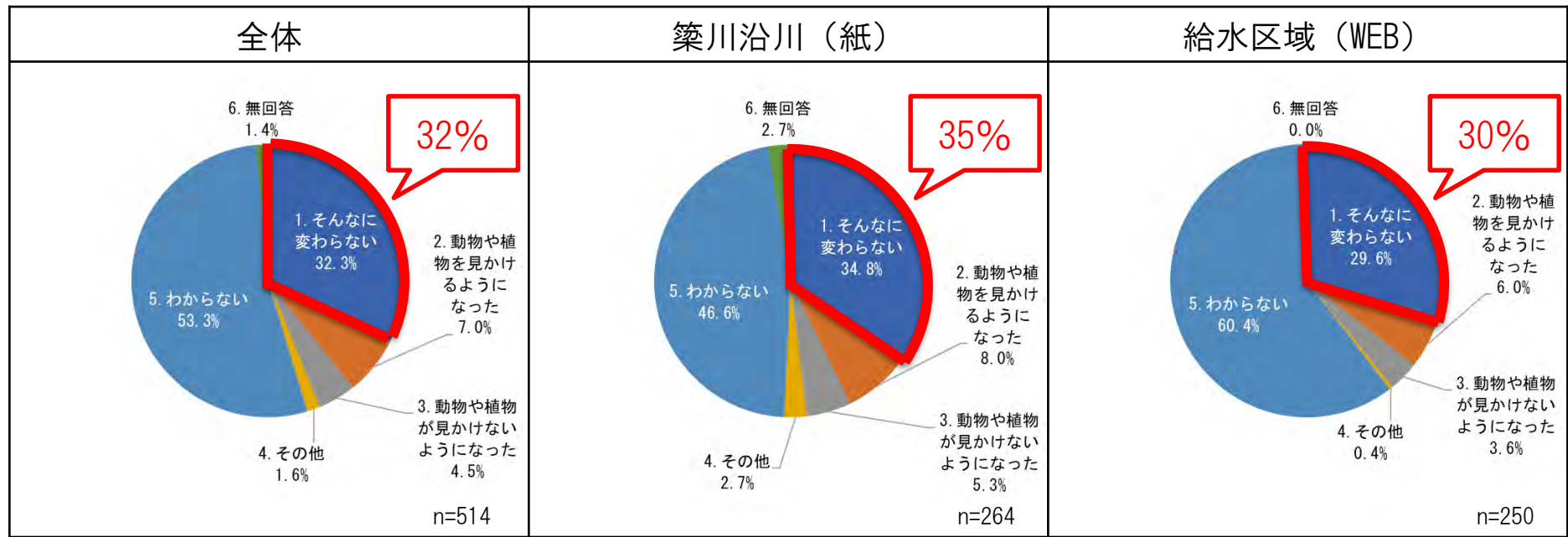


3 利用者等の意見

○事業による整備効果について

④ ダム完成前と完成後を比較して、動植物に変化はあったと感じますか。

⇒動植物の変化については、**3割以上**の人が大きな変化を感じていない。また、「わからない」という回答は**約5割**であった。「動物や植物を見かけるようになった」、「動物や植物が見かけなくなった」、「その他」の回答が**約1割**となった。



3 利用者等の意見

○事業による整備効果について

④ ダム完成前と完成後を比較して、動植物に変化はあったと感じますか。

⇒動植物の変化について具体的な回答内容を分類すると下表のようになる。

＜動植物の変化の具体的な内容＞

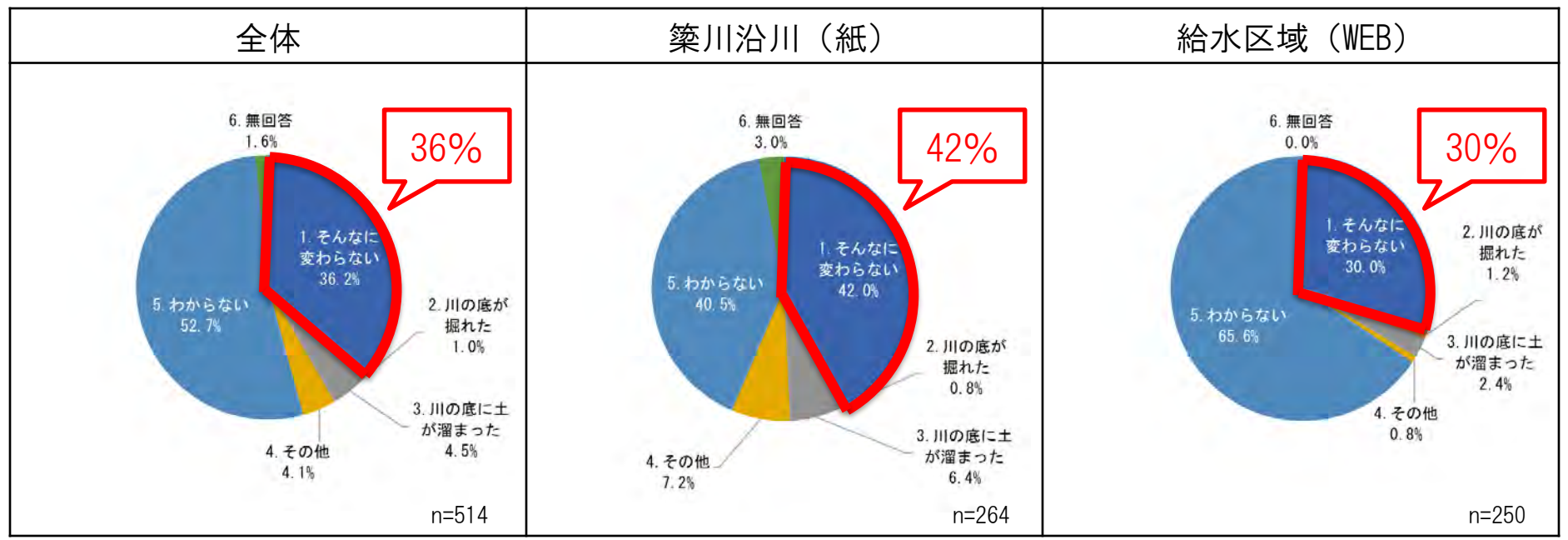
分類	主な意見	回答数
動物の増減 (鹿、熊、猛禽類)	・ 鹿、カモシカを見かける。熊がよく出る。 ・ 蛍を見かけるようになった。 ・ 猛禽類を見ることが減った。増えた。 ・ 動物が山から里におりてきている気がする。	31
河川環境の変化	・ 川岸の植物が多くなった、大きくなった。 ・ 川底に藻が増えた。	9
魚類の変化	・ アユやヤマメの数が少なくなった。 ・ ダムの上流でカジカ・イワナ・ヤマメ等見かけなくなった。	14
被害	・ ダムの関係かどうか分からないが畑等の被害が多くなった。	1
その他	・ 生態系が崩れているように感じる。	4

3 利用者等の意見

○事業による整備効果について

⑤ ダム完成前と完成後を比較して、ダム下流の川の状態に変化はあったと感じますか。

⇒ダム下流の川の状態の変化については、3割以上の方が大きな変化を感じていない。また、「わからない」という回答は約5割であった。
「川の底が掘れた」、「川の底に土が溜まった」、「その他」の回答が約1割となった。



3 利用者等の意見

○事業による整備効果について

⑤ ダム完成前と完成後を比較して、ダム下流の川の状態に変化はあったと感じますか。

⇒下流河川の状況の変化について具体的な回答内容を分類すると下表のようになる。

＜下流河川の状況の変化の具体的な内容＞

分類	主な意見	回答数
河川の水量・水流	・水量、水流の強弱が減った。 ・大雨の時でも、川の水が増える事が少なくなった。	14
河床の状況	・川底がよごれて見える。 ・砂が溜まるようになった。石が小さくなった。	16
魚類	・水量（流れ）がゆるく、川底に土が溜まり、放流したアユがいない。 ・川魚が釣れなくなった。	4
植物	・水際の雑草・雑木が増えた。	8
その他	・真夏の水道水の温度が上がり冷たさを感じなくなった。	5

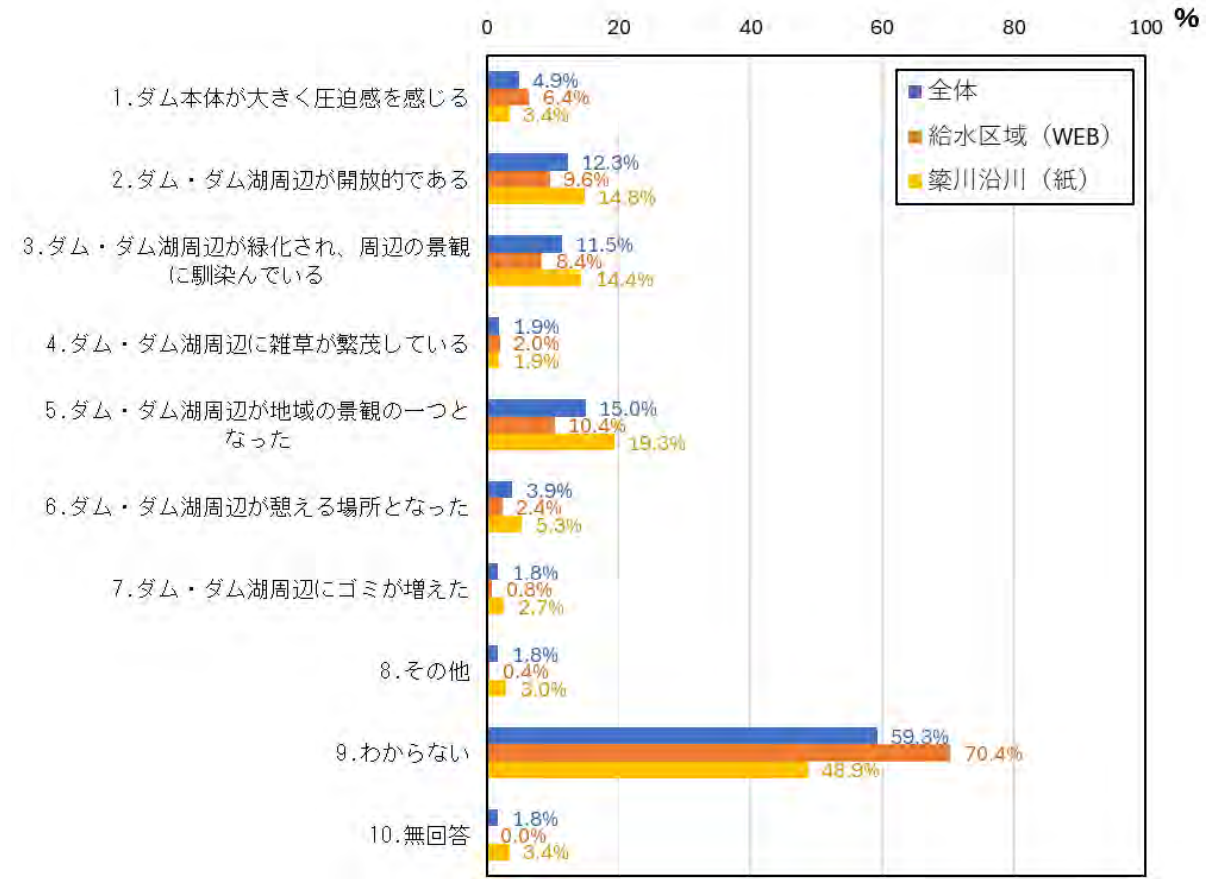
3 利用者等の意見

○事業による整備効果について

⑥ ダム完成前と完成後を比較して、ダム及びダム湖周辺の風景(景観)がどのように変わったと感じますか。(複数回答可)

⇒「わからない」の回答が約6割、それ以外の回答は、回答の多い順に「地域の景観の一つとなった」15%、「ダム・ダム湖周辺が開放的である」12%、「周辺の景観に馴染んでいる」12%と、ダム・ダム湖周辺の景観に対し好印象に感じている。

一方、「圧迫感を感じる」、「雑草が繁茂している」「ゴミが増えた」と、改善の余地があると感じている意見は1割未満となった。



3 利用者等の意見

○事業全般についての要望・意見

⇒事業全般についての要望・意見について具体的な回答内容を分類すると下表のようになる。

分類	主な意見	回答数
洪水調節	・ダムが出来てから大雨が降っても安心である。 ・大雨の後、川の様子が気になり見に行くが、増水しておらず、ダムの効果を感じる。 ・温暖化が進む中、豪雨災害、水不足の被害が発生しており、ダムの役割は益々重要。 ・<u>大雨予想時には、事前にダムを空にしておく事も考えるべき。</u> ・昨今の集中豪雨の状況では、洪水被害軽減としての機能に限界を感じる。	20
自然環境	・<u>河川敷が雑草や木々で林のようになり、川中也狭くなり、景観も悪くなった。</u> ・築川の川底を美化する上で、定期的に水を放流してほしい。	15
水道補給	・水道用水の供給及び水力発電について、効果的な機能と思うので、PRしてはどうか。	9
周辺環境	・ダム湖周辺の景観が良くなった。維持してほしい。 ・ダム湖を開放してほしい。釣りができる環境にしてほしい。 ・ダム建設に伴って周辺道路が整備され便利になった。	20
情報提供・広報	・見学に行き、感動した。<u>ダム見学の機会を増やしてほしい。</u> ・豪雨の際、貯水量の調整加減が適切だったのか、貯水と放流のタイミングが適切だったのか、<u>検証結果を市民が知ることができるよう広報してほしい。</u>	8
その他	・とても安心して生活できる。 ・コンクリートダムの地震の影響による耐久性が不安。	28

3 利用者等の意見

○事業全般についての要望・意見への対応

【洪水調節について】

大雨予想時には事前にダムを空にしておくことも考えるべき。



令和3年6月25日「北上川水系(北上川上流)治水協定」に築川ダムを追加する変更協定を締結。事前放流を行うことによって、既存の洪水調節容量に追加で容量を確保することが可能に。

【自然環境・周辺環境について】

河川敷が雑草や木々で林のようになり、川中也狭くなり、景観も悪くなった。



- ・河川敷の草刈りは、地域住民の方にもご協力いただき、年複数回実施。
- ・支障木の伐採は、管内の河川について治水の面から優先順位をつけ、対応。
- ・ダム周辺の草刈りは、年1～2回実施。
- ・今後も適切な維持管理に努めていく。



3 利用者等の意見

○事業全般についての要望・意見への対応

【情報提供・広報について】

ダム見学の機会を増やしてほしい。



- ・ダムの見学は、県のHPでお知らせしており、平日午前9時から午後3時に随時実施しているところ。（県HP <https://www.pref.iwate.jp/morioka/doboku/1038946/1039454/1039456.html>）
- ・例年7月下旬の「森と湖に親しむ旬間」にあわせ、ダムのライトアップを実施している。
- ・今後も、見学やイベント、広報を通じ、多くの方に築川ダムを知っていただくよう努めていく。



【情報提供・広報について】

ダムの効果について、検証結果を市民が知ることができるよう広報してほしい。



県のHPにおいて、ダムの洪水調節効果を公表しているところ。今後もダムの効果について、PRしていく。（県HP <https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kasensabou/dam/1009973.html>）

4 社会情勢等の変化

○事業着手時と事後評価時の社会情勢の変化

【全国の状況】

- ・ 令和元年12月に策定された「**既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針**」に基づき、**国が管理する1級水系**では、ダムのある全99水系において治水協定に合意し、**令和2年6月から事前放流の運用を開始**している。

【本県の状況】

- ・ 令和3年3月策定・公表の北上川水系流域治水プロジェクトを皮切りに、県内すべての水系について「**流域治水プロジェクト**」を策定し、あらゆる関係者が協働して取り組むハード対策とソフト施策の位置付けを行った。
- ・ 既存ダムの**洪水調節機能強化を推進**する取組
(河川管理者とダム管理者等による**治水協定の締結**)
一級水系:令和2年5月29日 二級水系:令和3年2月19日
- ・ 令和6年8月台風5号 県管理の**滝ダム**(久慈市)
治水協定に基づき**県営ダムでは初となる事前放流**を行い、既存の洪水調節容量に**追加で容量を確保**。計画を上回る大雨により緊急放流に移行したものの、下流河川の水位低減が図られ、**洪水による浸水被害の防止にダムが効果を発揮**。

4 社会情勢等の変化

○事業着手時と事後評価時の社会情勢の変化

【施工地域における状況】

- ・ 平成2年、14年等の豪雨により沿川の家屋や農地、道路等が冠水し、堤防等に被害を受けており、盛岡市からは、毎年、築川ダムの建設促進に関する要望を受けていた。
- ・ ダム完成後は、令和4年8月豪雨において築川ダムで最大約140m³/sの流量を調節し、下流の水位低減に寄与している。
- ・ ダム完成に伴い、「北上川水系(北上川上流)治水協定」に築川ダムを追加する変更協定を令和3年6月25日に締結し、事前放流を行うことによって、既存の洪水調節容量に追加で容量を確保することが可能となった。

北上川水系(北上川上流)治水協定

一級河川北上川水系(北上川上流)において、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利水者(ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。)は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)(以下「基本方針」という。)に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム(以下「既存ダム」という。)の洪水調節機能強化を推進する。

記

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- ・ 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用(以下、「事前放流等」という。)により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。

なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。

- ・ 既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2.に基づき、事前放流等を実施する。
- ・ この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量(以下、「洪水調節可能容量」という)は、別紙の通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- ・ この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- ・ 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする(該当ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙の通り)。
- ・ 河川管理者である国土交通省東北地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

4 社会情勢等の変化

○自然環境等の状況

- ・ 岩手県自然環境保全指針 : A、B、D
- ・ 希少野生動植物の有無 : あり
- ・ 埋蔵文化財包蔵地の有無 : あり

○自然環境等の配慮事項

- ・H8年 築川ダム周辺環境調査検討委員会設置
- ・H13年 築川ダム周辺自然環境検討専門委員会に組織変更
- ・H18年 県環境影響評価条例に準じた評価を行い、結果を公表

専門委員会から助言を受けながら、調査を継続。環境影響評価に基づき重要種の移設・移植や対策工を実施。

年度	調査の種類	具体的な内容
H5～H20年度	現地調査	継続的に調査を実施。一部重要種(哺乳類、鳥類、両生類、昆虫類、植物)の移設・移植を実施。
H21～R2年度	工事中のモニタリング調査	工事による重要種への影響を把握するため、モニタリング調査を実施。重要種移植・移設、工事期間中における環境保全措置を実施。
R3～R6年度	供用後の事後調査	試験湛水後の外来植物、立木枯の状況、魚類外来種、水質調査、猛禽類のモニタリング調査を実施

4 社会情勢等の変化

○事業実施において環境に配慮した事項

・付替道路工事に係るエコロード化

沢水进行处理するために設置した道路を横断するボックスカルバートに動物の通路(けもの道)を確保した。



付替県道に設置したボックスカルバート
(平成27年9月撮影)



ボックスカルバートを利用するアナグマ
(平成27年9月撮影)

・事業調査用坑道に生息するコウモリ類の移動



移殖のためのコウモリ類の捕獲作業
(平成27年9月撮影)

4 社会情勢等の変化

○事業実施において環境に配慮した事項

・自然植生が進入しやすい法面保護工の実施

施工直後の法面浸食を防止しながら、在来種による自然植生を回復させるため、試験施工により種子配合を決定し、法面保護工に採用した。施工後のモニタリング調査では、施工後5～7年程度経過すると導入植生が衰退し、畑地雑草と自然植生が混在する状況が確認されたことから、事業全体で同様の種子配合による法面保護工を実施した。



施工後5年経過した独自配合による法面の緑化状況
(平成19年9月撮影)

4 社会情勢等の変化

【環境保全措置の結果(R2年度までのモニタリング調査結果)】

- ・哺乳類1種、両生類1種、昆虫類1種(食草)、植物18種の移植を実施。



概ね良好な生息生育が維持されていることを確認。

重要種		環境保全措置	モニタリング結果
哺乳類	ウサギコウモリ (コウモリ類)	事業区域外の生息適地へ個体を移設	生息は維持
両生類	カジカガエル	事業区域外の生息適地へ個体を移設	移植個体の生存及び再生産を確認した。
昆虫類	ヒメギフチョウ	食草(トウゴクサイシン)を事業区域外へ移植	概ね良好な生育・生息が維持されている。
植物	クワクサ	事業区域外へ個体を移植・播種	概ね良好な生育が維持されている。
	ノダイオウ		
	タチハコベ		
	ヤマシャクヤク		
	シャクジョウソウ		
	サクラソウ		
	ミヤマナミキ		
	レンブクソウ		
	ナベナ		
	アマナ		
	ヒメザゼンソウ		
	エビネ		
	キンセイラン		
	クマガイソウ		
	ツチアケビ		
	アオフトバラン		
	トンボソウ		
	ホソバナノアマナ		
	ヤシャゼンマイ		



ウサギコウモリ



カジカガエル



ヒメギフチョウ(卵、幼虫)



サクラソウ

4 社会情勢等の変化

【ダム供用前後のクマタカの変化(R5～6年度のモニタリング調査結果)】

- ・工事前に繁殖が確認されていたクマタカの2ペアは、営巣位置の変化は見られたが、継続した生息、繁殖を確認。工事前と同様の営巣状況が維持されていると考えられる。



クマタカ幼鳥 (Aペア)



クマタカ成鳥・雄 (Bペア)



クマタカ成鳥・雌 (Bペア)

【ダム供用前後のヤマセミの変化(R5～6年度のモニタリング調査結果)】

- ・工事前に生息が確認されていたヤマセミは、繁殖巣が水没したものの、ダム湖形成に伴い出現した法面への新たな営巣が確認されるなど、継続して生息、繁殖を実施。工事前と同様の営巣状況が維持されていると考えられる。



ヤマセミ成鳥・雄



ヤマセミ成鳥・雌

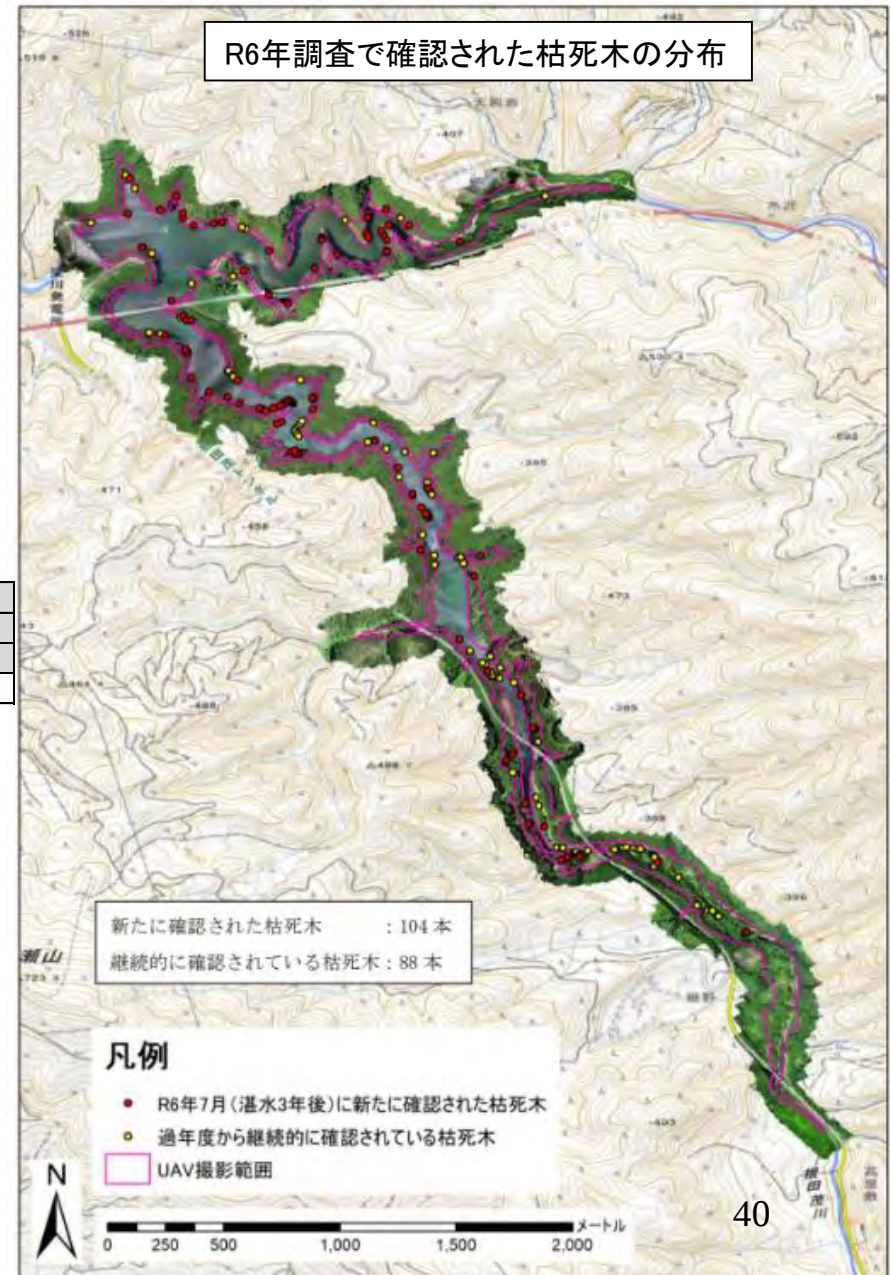
4 社会情勢等の変化

【試験湛水による立木枯の変化

(R2、3、6年度のモニタリング調査結果)】

- ・確認された枯死木は、常時満水位付近に発生しており、湛水により林木にとって過湿な状態が定常的に発生したことが原因で枯死したと考えられ、試験湛水による影響は軽微であると考えられる。

項目	試験湛水前 (R2年9月)	試験湛水後		
		(R3年7月)	(R6年7月)	
			過年度より確認	新たに確認
空中写真により判読された枯死木の本数	38本	342本	88本	104本

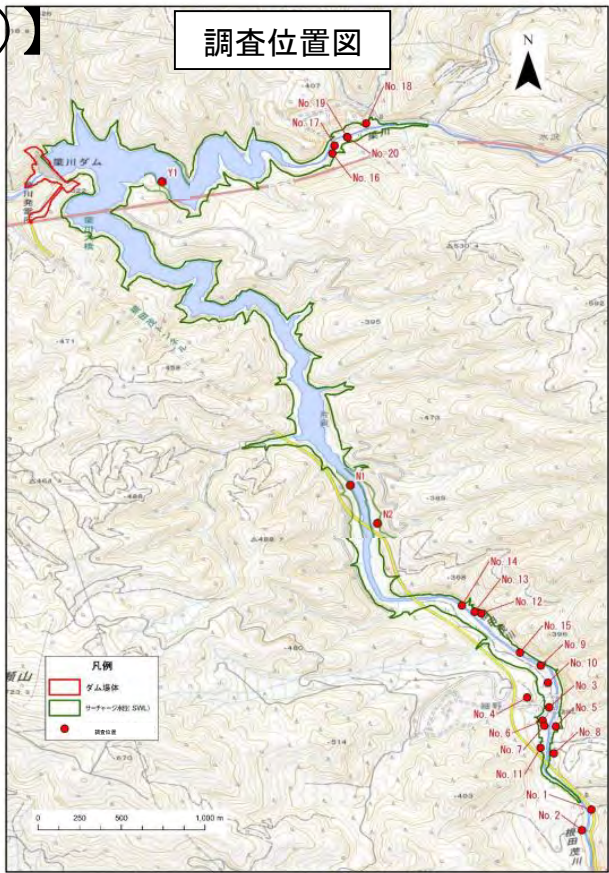


4 社会情勢等の変化

【外来植物の状況（R2、3、6年度のモニタリング調査結果）】

- ・確認された外来種は河川上流域調査で25種、立木伐採箇所及び森林内調査で6種、計26種であり、このうち特定外来生物に該当する種はオオハンゴンソウ1種類であった。
- ・河川上流域調査では、湛水前と比較し、全20地区のうち確認地区数が2地区以上増加した種は7種であり、際立った分布の拡大は確認されていない。
- ・外来植物の確認地点は水際部や道路沿いが多く、試験湛水による種子の運搬ではなく、川や雨水の流れ、動物、風によって運搬された種子の発芽によるものと考えられる。

項目	試験湛水前	試験湛水後	
	(R2年8月)	(R3年7月)	(R6年7月)
河川上流域調査	21種	27種	25種
立木伐採箇所及び森林内調査	0種	1種	6種



築川上流部調査区の変遷



根田茂川上流部調査区の変遷

4 社会情勢等の変化

【外来魚の状況（R6年度のモニタリング調査結果）】

・環境DNA調査を実施し、ダム堤体付近で4種、築川で6種、根田茂川で5種の魚類が確認された。令和6年度時点では、外来魚(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル)の定着及び繁殖の可能性は低いと考えられる。

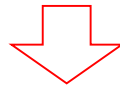
No.	科名	種名	採水地点		
			ダム堤体付近	築川	根田茂川
1	コイ科	コイ（型不明）			●
2		ギンブナ	●		
3		エゾウグイ	●	●	●
4		ウグイ	●	●	●
-		フナ属の一種	○		
5	ドジョウ科	ドジョウ	●		●
6	アユ科	アユ		●	●
7	サケ科	アメマス		●	
8		サクラマス（ヤマメ）		●	
9	カジカ科	カジカ属の一種		●	
合計	9 種		4 種	6 種	5 種

- :カウントする種
- :同属の種が確認されている場合には、カウントしない種

4 社会情勢等の変化

【築川ダム周辺自然環境検討専門委員会への報告】

- ・試験湛水後及びダム供用後のモニタリング調査結果について、委員長及び委員へ報告。



委員の意見

- ・ダムの完成により環境の変化はあったものの、その影響は小さかったと考えられる。
- ・ダム供用による影響はマイナスの影響だけではなく、貯水池ができ、水鳥の飛来地、湖岸部の湿地形成など、新たな環境が形成される。
- ・水質については、今後も調査を継続し、水質の変化に留意すること。

5 評価の総括

○事業及び評価の総括

(事業名) 築川ダム建設事業					評価の概要					
事業の概要					事業効果等の検証等			改善措置の必要性	事業計画・調査のあり方の見直し	評価手法の見直し
					事業の効果等	利用者等の意見	社会経済情勢等の変化			
着手年度	完了年度	当初事業費 (百万円)	完成時事業費 (百万円)	再評価年度	事業の効果等	利用者等の意見	社会経済情勢等の変化	改善措置の必要性	事業計画・調査のあり方の見直し	評価手法の見直し
H4	R3	34,000	52,286	R27	発現している	肯定的な意見が多い	あり	あり	あり	なし

○総括的なコメント

- ・築川ダムは、洪水調節や流水の正常な機能の維持、盛岡市及び矢巾町の水道水の安定した水源の確保及び発電を目的に建設した多目的ダムであり、洪水調節により築川沿川の洪水被害を防止・軽減が可能になったとともに、安定した水源の確保、再生可能エネルギーである水力発電が可能となった。
- ・アンケートでは、ダム完成により洪水被害に対する安全度が向上したとの回答が6割以上であった。
- ・築川ダムでは、ダム完成後に治水協定を締結し、事前放流を行うことで既存の洪水調節容量に追加で容量を確保することが可能となった。

6 今後の課題等

○改善措置の必要性

- ・アンケートで川の状態に関する意見が寄せられており、**今後も河川巡視により状況を把握し、草刈や堆積土砂の除去等の維持管理を継続して行っていく。**
- ・アンケートでダムの効果がわからない等の回答があったことから、今後も引き続き、**HPへ掲載やダム見学会等により、ダムの洪水調節効果等の周知を図ることとする。**

○今後の同種の事業計画・調査のあり方

- ・事業の推進にあたり、今後も計画段階から地元住民への説明会及び懇談会を開催し、事業に対する理解を深めていただくとともに、住民意見を事業に反映させるよう努める。
- ・動植物の生息生育環境について、今後も計画段階から有識者の方からアドバイスをいただきながら調査を実施し、事業実施に伴う影響の最小化に努める。
- ・今後実施する工事においても、積極的に新技術・新工法を採用するなどし、一層のコスト縮減に努める。

○事業評価の見直しの必要性

事業評価手法の問題点が抽出されなかったことから、見直しの必要性はない。

公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定について

1 事後評価実施計画の策定に関する規定について

・公共事業評価実施要領 抜粋

第4 各部長は、毎年度、政策企画部長が定める日までに、当該年度の翌年度から起算して3年度目に事後評価の対象として見込まれる事業を政策企画部長に報告するものとする。

2 政策企画部長は、前項による各部長からの報告に基づき、条例第9条の規定により設置する岩手県政策評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いたうえで、翌年度以降3年度間における当該計画を策定する。

・大規模事業評価実施要領

同上

・事後評価の対象

事業名	公共事業評価の対象 (実施要領第2第2項)	大規模事業評価の対象 (実施要領第2第2項)
道路事業	事業完了後概ね3年を経過したもの	同左
農業農村整備事業	事業完了後概ね5年を経過したもの	同左
その他の事業(道路事業、農業農村整備事業及び水産基盤整備事業以外の事業)	事業完了後概ね3年から5年を経過したもの	事業完了後概ね5年を経過したもの
水産基盤整備事業	事業完了後概ね3年から6年を経過したもの	事業完了後概ね6年を経過したもの
大規模施設整備事業	—	事業完了後概ね5年を経過したもの

2 公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定について

令和8年度から令和10年度までの3年度分の計画を策定することとし（参考資料1の年次計画を参照）、次の方針により実施計画（案）を別紙2のとおり作成した。

(1) 公共事業事後評価実施計画（案）選定方針

【令和8年度】

- ・ 道路事業及び農業農村整備事業について、いずれも大規模公共事業を優先して選定している。
- ・ その他の事業について、事後評価の実施間隔等を考慮し、当該年度に対象となる治山事業及び公営住宅建設事業から各1地区を選定する。

【令和9年度】

- ・ 道路事業及び農業農村整備事業の各1地区について、昨年度策定した当該年度分の計画と同一とする。
- ・ その他の事業について、事後評価の実施間隔等を考慮し、当該年度に対象となる港湾事業1地区（プロジェクト構成事業）を選定する。

【令和10年度】

- ・ 道路事業は、大規模公共事業を優先することとし、農業農村整備事業から1地区を選定する。
- ・ その他の事業について、事後評価の実施間隔等を考慮し、当該年度に対象となる林道事業及び砂防事業から各1地区を選定する。

(2) 大規模事業事後評価実施計画（案）選定方針

【令和 8 年度】

- ・ 大規模施設整備事業 1 地区、大規模公共事業 2 地区（道路事業及び農業農村整備事業）について、昨年度策定した当該年度分の計画と同一とする。

【令和 9 年度】

- ・ 大規模施設整備事業 2 地区について、昨年度策定した当該年度分の計画と同一とする。
- ・ 大規模公共事業について、当該年度に対象となる都市計画事業 1 地区を選定する。

【令和 10 年度】

- ・ 大規模公共事業について、当該年度に対象となる道路事業及び河川事業から各 1 地区を選定する。
- ・ 大規模施設整備事業について、大規模公共事業と合わせた年間実施件数の調整を図るため、当該年度に対象となる 2 地区のうち、供用開始年度が早い 1 地区を選定する。
なお、対象外とした 1 地区は、令和 11 年度の選定候補とする。

公共事業事後評価候補地区の選定方針一覧表

事業名	選定方針
農業農村整備事業	本事業の中には、様々な性格の事業があることから、次のように事業分類し、事業分類別に①再評価、②事前評価、③総事業費の優先順位で地区を選定。 1 ほ場整備事業（各年度2地区）、2 農業水利事業（各年度1地区）、3 農道整備事業（2年度1地区）、4 中山間事業（2年度1地区）、5 土地総事業（2年度1地区）、6 防災事業（2年度1地区） ※ カッコ内の事業分類別選定地区数は、今後予定されている事業費シェアにより算出している。今後は「ほ場整備事業」が非常に多く、次いで「農業水利事業」、「農道整備事業」という順で予定されている。 規模の大きい地区（総事業費50億円以上）及び小さい地区（総事業費1億円未満）は除外。
治山事業	過去に事前評価を実施しており、完了後概ね3年を経過した地区のうち、総事業費の大きい5地区を選定。
林道事業	事前評価又は再評価を実施した地区かつ事業完了後概ね3～5年を経過した地区を選定。
水産基盤整備事業	以下の順に5地区を選定。 ①漁港関係、漁場関係、漁村関係事業別の完了年の古い順、②過去に事前評価を実施した地区、③事業費の大きい地区
道路事業 (道路建設)	以下の順に5地区を選定。 ①事後評価を実施していない事業（予定も含む）、②過去に事前評価を実施した地区、③過去に再評価を実施した地区、④総事業費の大きい地区
道路事業 (道路環境)	・道路環境課においては様々な道路事業を所管していることから、事業ごとに事前評価を実施した地区を選定。 ・事前評価を実施した地区が複数ある道路事業においては、総事業費の大きい地区を選定。
河川事業	過去に事前評価又は再評価を実施した地区並びに総事業費の上位3箇所を選定。
海岸事業	過去に事前評価又は再評価を実施した地区並びに総事業費の上位3箇所を選定。
砂防事業	事前評価を実施した箇所で、完了後概ね5年を経過した砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業から、事業費の大きい箇所を1箇所ずつ選定。
都市計画事業	事業完了地区のうち、交通量等が多い地区で都市内の課題である渋滞等が顕著であった地区を選定。
下水道事業	事業完了後概ね5年を経過した地区を選定。
公営住宅建設	本事業の中には、建替事業と改善事業の2つの性格の事業がある。対象となる事業について、建替事業から1か所、改善事業から2か所該当する事業を選定。
港湾事業	事業完了後概ね5年を経過した地区を選定。

公共事業事後評価実施計画（案）

別紙2

事後 評価 実施 年度	事業の種類	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費 (千円)	着手 年度	完了 年度	事前 評価 年度	再 評価 年度	備考
R 8 (今回 査定)	治山事業	復旧治山事業	-	佐須	谷止工 6 基、護岸工 64.5m	163,067	R1	R4	R1	-	R1年発生台風第19号により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。
	公営住宅建設事業	公営住宅建設事業 (公営住宅)	天下田アパート	花巻市 天下田	住戸改善（居住性向上型、福祉対応型）、安全性確保型、長寿命化型）	1,073,447	R2	R3	R1	-	建物の劣化や設備の陳腐化が顕著となった住宅について、設備改善、高齢化対応改善及び長寿命化改善を行うことにより、住宅ストックの有効活用、ライフサイクルコストの削減等を図ったもの。
R 9 (今回 査定)	農業農村整備事業	経営体育成基盤整備事業	日形地区	一関市	区画整理 102.7ha 暗渠排水 47.7ha	2,207,000	H21	R4	H20	H30	意欲と能力のある経営体の育成に向け、営農の効率化と低コスト生産を促進するため、区画整理や農業用排水施設、農道等の必要な基盤整備を行うもの。
	道路事業 (道路環境)	道路環境改善事業 (交通安全施設整備)	一 矢巾西安庭線	広宮沢	歩道設置 L=140m	55,335	R3	R5	R2	-	通学中の児童等の安全を確保するため、通学路指定箇所の歩道整備を行ったもの。
	港湾事業 【プロジェクト構成事業】	港湾改修事業	宮古港	出崎地区	物揚場（-4m）L=160m 防波堤 L=80m 護岸（防波）L=100m	3,500,579	S63	R2	-	H30	湾内を周遊する遊覧船が利用可能な旅客ターミナルを整備し、隣接地で関連事業として整備する緑地と合わせて、交流拠点機能を有する賑わい空間を創出することにより、地域産業の活性化に寄与するもの。
		港湾環境整備事業	宮古港	出崎地区	緑地整備 A=1.9ha 緑地護岸 L=210m	2,444,617	H13	R3	-	H30	湾内を眺望できる水際線に観光客や市民等が交流できる場として緑地を整備し、隣接地で関連事業として整備する旅客ターミナルと合わせて、交流拠点機能を有する賑わい空間を創出することにより、地域産業の活性化に寄与するもの。
		港湾施設整備事業	宮古港	出崎地区	ふ頭用地 A=1.4ha	514,826	R1	R4	H30	-	湾内を周遊する遊覧船の利用を想定して整備する旅客ターミナルの一部としてふ頭用地の埋立造成を行うことにより、隣接して整備する緑地と合わせて、交流拠点機能の向上を図るもの。
R 10 (今回 査定)	農業農村整備事業	農村地域防災減災事業	東和南	花巻市	用水路工 6,119.6m	496,899	H25	R5	H24	-	災害発生を未然に防止するとともに、農業用水の安定供給を図るもの。
	林道事業	林道整備事業	森林管理道 八木玉川線	洋野町	林道開設 9,531m	1,112,799	H20	R6	H19	R4	造林・保育・素材生産等の森林施策の効率化や山村地域の振興を図るとともに、健全な森林を育成するための森林整備の基盤となる林道を整備するもの。
	砂防事業	急傾斜地崩壊対策事業	神明前	陸前高田市	法面工 A=6,140㎡	530,000	R3	R5	R2	-	本地区は、指定避難所に指定されている小学校が保全対象となっており、整備の優先度が高いことから、急傾斜地崩壊対策施設を整備したもの。

大規模事業事後評価実施計画（案）

事後 評価 実施 年度	事業の種類	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費 (千円)	着手 年度	完了 年度	事前 評価 年度	再 評価 年度	備考
R 8	農業農村整備事業	土地改良総合整備事業	和賀中部岩崎	北上市	区画整理 14.3ha 農道 2.5km 用排水路 143.5km 暗渠排水 14.2ha	5,516,000	H23	R3	H22	-	意欲と能力のある経営体の育成に向け、営農の効率化と低コスト生産を促進するため、区画整理や農業用排水施設、農道等の整備を行うもの。
	道路事業 (道路建設)	地域連携道路整備事業 (ネットワーク形成型)	国 397号	小谷木橋	道路改築L=1,420m (橋梁597m含む)	12,400,000	H24	R7	H23	R3	幅員狭小、線形不良の解消を図り、安全で円滑な交通を確保するもの。
	【施設整備】	岩手県立久慈高等学校改築等事業	-	久慈市	校舎 6,557㎡（改築、RC造）、校舎解体、校舎解体に伴うグラウンド整備 28,564㎡	3,141,655	H29	R3	H28	-	校舎の老朽化が著しく、耐震性も低いことから、生徒が安全で安心して学べる教育環境を確保し、学校教育活動の円滑な推進に資することを目的とする。
R 9 (今回 査定)	都市計画事業	広域公園整備事業	高田松原津波復興祈念公園	高田松原	公園面積：約130ha（広場、園路、植栽、駐車場、管理施設、トイレ等）	4,162,822	H28	R3	H28	-	復興祈念公園の整備により、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の被災の実情と教訓、津波防災文化の継承、歴史的風土と自然環境の再生、市街地の再生と連携したまちの賑わいの創出、市民の様々な活動のための場を提供するとともに、復興のシンボルとして日本の再生に向けた復興への強い意志と力を国内外に発信しようとするもの。
	【施設整備】	盛岡南公園野球場（仮称）整備事業	-	盛岡市	野球場（フィールドサイズ：両翼100m、中堅122m、収容人数：20,000人） 屋内練習場（フィールドサイズ：50m×50m） 駐車場（1,040台）	11,046,936	R2	R4	R1	-	県民がスポーツを楽しむ環境を整備するため、老朽化が著しい岩手県営野球場と盛岡市営野球場の代替となる、新野球場（別棟の屋内練習場を含む）を盛岡市と共同整備し、スポーツ振興を支える拠点施設とすることにより、地域活性化や地域振興に繋げることを目的とする。
	【施設整備】	岩手県立釜石祥雲支援学校新築等事業	-	釜石市	校舎 3,930㎡ 体育館 614㎡ 屋内プール グラウンド 8,510㎡	2,408,774	R2	R4	R2	-	障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや多様な学習内容・形態への対応等を踏まえながら、小学部から高等部までの一休型の学校を整備し、施設の機能向上と学校教育活動の円滑な推進に資することを目的とする。
R 10 (今回 査定)	道路事業 (道路建設)	地域連携道路整備事業（地域密着型）	主 花巻大曲線	小倉山の 2	計画延長L=2,380m トンネル 2 基、橋梁 3 橋	6,700,000	H14	R6	H13	R3	幅員狭小、急勾配、線形不良の解消を図り、安全で円滑な交通を確保するもの。
	河川事業	総合流域防災事業（河川）	一級河川北上川 水系滝名川	紫波町	計画延長L=11,000m 築堤、掘削、護岸	5,548,700	S44	R5	-	H29	河積断面の拡大を図り、沿川の浸水被害を軽減し、安全で安心できる地域づくりに寄与するもの。
	【施設整備】	みたけ学園・みたけの園整備事業	-	盛岡市、滝沢市	旧療育センター（手代森地区）解体撤去 11,763.33㎡ てしろもりの丘改築（建築）工事 敷地面積：29,384.76㎡ みたけ学園一部改修工事 床面積：5,236㎡ みたけ学園・みたけの園（第2期）解体工事 1,408.88㎡ みたけの園（穴口）改築（建築）工事 敷地面積：22,334.76㎡ みたけの園作業棟改修工事 建築面積：318.40㎡ みたけ学園・みたけの園（第2期）解体工事	3,576,062	H30	R5	H29	-	老朽化・狭隘化した施設を改築整備し、個々の障がい特性に応じた支援を行い、安全・安心で快適な生活環境を提供するとともに、障がい児・障がい者及びその家族の地域生活を支援するための機能を強化する。

大規模事業事後評価実施計画及び公共事業事後評価実施計画策定の年次計画について

	事後評価実施計画の計画年度																							
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10		
評価実施地区の選定状況	選定済み					選定済み																一部選定済み		
																						今回の見直し・選定対象		

事業ごとの選定状況

事業名	選定の頻度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	見直し		今回選定
																				R8	R9	R10
道路事業（道路建設）	毎年度選定 (R7年度はR10年度分を選定)	■	大■	大■		大■		■		大■		■		大■		大■		大■		大■		大■
道路事業（道路環境）		■	■	■			■		■		■		■		■		■		■		■	
農業農村整備事業		■	■	大■			大■	大■2	大■	大■	■	■	■	大■	■	■	■	■	■	大■	■	■
河川事業	3年度ごとに選定 (3年分の候補地の中から選定)	大■				大■		大■			■			■					大■			大■
砂防事業				■				■			■					■						■
海岸事業				大■		大■	大■															
港湾事業						大■				■			大■					プロ■			プロ■	
都市計画事業		■					■					■			大■						大■	
公営住宅建設事業			■				■		■						■					■		
林道事業				■			■					■				■						■
治山事業		■					■		■					■						■		
水産基盤整備事業						■							■						大■			
空港事業										大■												
下水道事業																						
大規模施設整備事業																	■	■	■	■	■	■
合 計		6地区	4地区	6地区		6地区	7地区	5地区	4地区	4地区	4地区	4地区	4地区	4地区	4地区	4地区	4地区	4地区	5地区	5地区	6地区	6地区

※道路事業については、H22年度まで「道路建設」「道路環境」をそれぞれ毎年度実施していたが、震災対応等を考慮し、H24年度から当面は交互に実施することとしているもの。

※選定にあたっては、大規模事業を優先することとし、大規模事業事後評価を実施する事業については、原則、同年度内に同種の公共事業の事後評価を実施しないこととする（大規模事業と公共事業の地区をプロジェクト構成事業としてまとめて事後評価する場合を除く）。

【凡例】
■：策定済み地区
■：令和7年度選定地区

大規模施設及び公共事業事後評価候補地区一覧表（令和８年度分）

砂防事業

【凡例】
◎：第1候補
○：第2候補

令和８年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	2 地区					県土整備部砂防災害課	
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕	
○	1	通常砂防事業	小本川水系	上町の沢	砂防堰堤1基	200,000	H27	R3	H26	—	本溪流は溪岸侵食が進行し、土石流の危険性が高いことから、砂防施設を整備したものの。	
◎	2	急傾斜地崩壊対策事業	—	八幡館	法枠工 L=113m	430,000	H26	R3	H25	—	本地区は、平成23年9月の台風等により、土砂崩落が発生した箇所であり、整備の優先度が高いことから、急傾斜地崩壊対策施設を整備したものの。	

対象地区として選定した理由	選定方針に基づき、事業費の大きい箇所から、候補を選定した。
---------------	-------------------------------

公営住宅建設事業

令和８年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	2 地区					県土整備部建築住宅課	
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕	
○	1	公営住宅建設事業（公営住宅）	加賀野アパート	盛岡市加賀野	住戸改善（居住性向上型：3点給湯+浴槽改善）	181,520	R1	R3	H30	—	平成6年以前に整備された県営住宅には浴槽等が設置されておらず、入居時に自ら設置することになり、入居者（住宅に困窮する低所得者）にとって経済的負担が大きいことから、浴槽等の設備改善を行うことにより住宅ストックの有効活用及び入居者の負担軽減を図ったものの。	
◎	2	公営住宅建設事業（公営住宅）	天下田アパート	花巻市天下田	住戸改善（居住性向上型、福祉対応型、安全性確保型、長寿命化型）	1,073,447	R2	R3	R1	—	建物の劣化や設備の陳腐化が顕著となった住宅について、設備改善、高齢化対応改善及び長寿命化改善を行うことにより、住宅ストックの有効活用、ライフサイクルコストの縮減等を図ったものの。	

対象地区として選定した理由	◎改善事業（リフレッシュ）における整備効果・住民意見等を把握するため。 ○改善事業（浴室等）における整備効果・住民意見等を把握するため。
---------------	---

林道事業

令和８年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	2 地区					農林水産部森林保全課	
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕	
◎	1	林道整備事業	森林施業道不動沢線	釜石市	林道改良 762m	134,741	H28	R3	H27	—	造林・保育・素材生産等の森林施業の効率化や山村地域の振興を図るとともに、健全な森林を育成するための森林整備の基盤となる林道を整備するもの。	
○	2	林道整備事業	森林基幹道安庭害鷹森線	宮古市	橋梁補修 94m	74,065	H26	R3	H24	—	造林・保育・素材生産等の森林施業の効率化や山村地域の振興を図るとともに、健全な森林を育成するための森林整備の基盤となる林道を整備するもの。	

対象地区として選定した理由	候補2地区は事前評価又は再評価を実施していることから、総事業費の大きい「森林施業道不動沢線」を第1候補とし、次に大きい「森林基幹道安庭害鷹森線」を第2候補とするもの。
---------------	---

治山事業

令和8年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	12 地区			農林水産部森林保全課		
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
	1	予防治山事業	－	泉沢	谷止工1基	38,522	R3	R4	R2	－	R2年発生の大雨により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家4戸、町道ほか
	2	予防治山事業	－	五郎沢	谷止工1基	32,100	R3	R4	R2	－	過年度の大雨等により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家3戸、国道ほか
○	3	林地荒廃防止事業	－	花露辺	山腹工0.07ha	41,156	R2	R4	R1	－	R1年発生の台風第19号により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家1戸、市道ほか
◎	4	復旧治山事業	－	佐須	谷止工6基 護岸工64.5m	163,067	R1	R4	R1	－	R1年発生の台風第19号により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家17戸、市道ほか
	5	予防治山事業	－	扇の沢	谷止工1基	32,500	R4	R4	R3	－	H28年発生の台風第10号により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家3戸、町道ほか

対象地区として選定した理由	候補5地区は事前評価を実施していることから、総事業費の大きい「佐須地区復旧治山事業」を第1候補とし、次に大きい「花露辺地区林地荒廃防止事業」を第2候補とするもの。
---------------	---

水産基盤整備事業

令和8年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	16 地区			農林水産部漁港漁村課		
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
	1	漁港整備事業	箱崎漁港	箱崎	護岸131m 用地4,510m2 浮桟橋1基	473,189	H28	R2	H27	—	漁具を干す用地が不足していること、また、干潮時の陸揚げ作業の負担が大きいことから、用地及び浮桟橋を整備し、漁業活動の効率化を図るもの。
	2	漁港整備事業	両石漁港	両石	護岸30m	67,200	H30	R2	H29	—	荒天時に護岸から越波が発生し、危険な状況下での漁業活動を強いられていることから、護岸を改良し、漁業活動の安全性、効率性向上を図るもの。
◎	3	漁港整備事業	唐丹漁港	唐丹	護岸27.3m	69,978	R1	R2	H30	—	荒天時に護岸から越波が発生し、危険な状況下での漁業活動を強いられていることから、護岸を改良し、漁業活動の安全性、効率性向上を図るもの。
○	4	漁港整備事業	田老漁港	田老	防風柵70m 用地舗装1,000m2	18,206	H30	R2	H29	—	強風時に漁船と係留施設などの接触が発生していること、また、未舗装の用地での漁具補修作業を強いられていることから、防風柵及び用地舗装を実施し、漁業活動の安全性、効率性向上を図るもの。
	5	漁港整備事業	島の越漁港	島の越	滑り材1式	3,865	R2	R2	H29	—	船揚場における漁船の上下架作業に多大な労力を要していることから、滑り材を設置し、漁業活動の効率化を図るもの。

対象地区として選定した理由	◎気候変動による波高の増大などへの対応として、今後も護岸などの外郭施設の整備を進めていく必要があることから、整備効果・利用者意見などを把握するために評価を実施したい。 ○他漁港においても防風柵の整備要望があることから、整備効果・利用者意見などを把握するために評価を実施したい。
---------------	---

大規模施設事業及び公共事業事後評価候補地区一覧表（令和９年度分）

砂防事業

令和９年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	2 地区		県土整備部砂防災害課				
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備 考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕	
◎	1	通常砂防事業	気仙川水系	成沢	砂防堰堤1式 溪流保全工1式	350,000	H28	R4	H27	—	本溪流は溪岸侵食が進行し、土石流の危険性が高いことから、砂防施設を整備したもの。	

都市計画事業

令和９年度候補地区（大規模公共事業）					対象地区数（全体）	1 地区		県土整備部都市計画課				
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備 考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕	
◎	1	広域公園整備事業	高田松原津波復興祈念公園	高田松原	公園面積：約130ha（広場、園路、植栽、駐車場、管理施設、トイレ等）	4,162,822	H28	R3	H28	—	復興祈念公園の整備により、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の被災の実情と教訓・津波防災文化の継承、歴史的風土と自然環境の再生、市街地の再生と連携したまちの賑わいの創出、市民の様々な活動のための場を提供するとともに、復興のシンボルとして日本の再生に向けた復興への強い意志と力を国内外に発信しようとするもの。	

港湾事業

県土整備部港湾空港課

プロジェクト構成事業の 枠組みの考え方	同一の事業計画の中で、事業種類が複数ある場合											
------------------------	------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

プロジェクト構成事業一覧

対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備 考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕	
◎	1	港湾改修事業	宮古港	出崎地区	物揚場（～4m）L=160m 防波堤 L=80m 護岸（防波）L=100m	3,500,579	S63	R2	—	H30	湾内を周遊する遊覧船が利用可能な旅客ターミナルを整備し、隣接地で関連事業として整備する緑地と合わせて、交流拠点機能を有する賑わい空間を創出することにより、地域産業の活性化に寄与するものである。	
	2	港湾環境整備事業	宮古港	出崎地区	緑地整備 A=1.9ha 緑地護岸 L=210m	2,444,617	H13	R3	—	H30	湾内を眺望できる水際線に観光客や市民等が交流できる場として緑地を整備し、隣接地で関連事業として整備する旅客ターミナルと合わせて、交流拠点機能を有する賑わい空間を創出することにより、地域産業の活性化に寄与するものである。	
	3	港湾施設整備事業	宮古港	出崎地区	ふ頭用地 A=1.4ha	514,826	R1	R4	H30	—	湾内を周遊する遊覧船の利用を想定して整備する旅客ターミナルの一部としてふ頭用地の埋立造成を行うことにより、隣接して整備する緑地と合わせて、交流拠点機能の向上を図るものである。	

複数地区をまとめて事後評価を実施する理由		宮古港出崎地区の一体プロジェクトとして整備効果が発揮されるため。										
事後評価の実施年度	令和９年度	理 由	一体プロジェクトとして整備効果が発揮されるため、No. 3の事業が完了した令和４年度から５年目である令和９年度に事後評価とするもの。									

治山事業

令和9年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	15 地区					農林水産部森林保全課	
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備 考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕	
	1	復旧治山事業	—	鳥ヶ沢	谷止工1基	104,564	R3	R5	R2	—	R1年発生 of 台風第19号により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家5戸、市道ほか	
○	2	復旧治山事業	—	戸塚	谷止工7基	287,730	R1	R5	H30	—	H28年発生 of 台風第10号により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家29戸、市道ほか	
◎	3	復旧治山事業	—	坂本沢	谷止工5基、谷止工（補修）1基	298,093	R2	R5	R1	—	H28年発生 of 台風第10号により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家1戸、国道ほか	
	4	予防治山事業	—	龍泉洞	山腹工0.15ha	261,591	R1	R5	H30	—	H28年発生 of 台風第10号により荒廃した森林を復旧し、落石被害の再発を防止するもの。 保全対象：人家2戸ほか	
	5	林地荒廃防止事業	—	上平田	谷止工1基、落差工5基、流路工96.6m	125,565	R3	R5	R2	—	R1年発生 of 台風第19号により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家22戸ほか	

対象地区として選定した理由	候補5地区は事前評価を実施していることから、総事業費の大きい「坂本沢地区復旧治山事業」を第1候補とし、次に大きい「戸塚地区復旧治山事業」を第2候補とするもの。
---------------	---

水産基盤整備事業

令和9年度候補地区（大規模施設整備事業）					対象地区数（全体）	15 地区					農林水産部漁港漁村課	
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備 考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕	
○	1	漁港整備事業	太田名部漁港	太田名部	防波堤322m 護岸55m 臨港道路570m 他	4,095,336	H25	R3	H24	—	荒天時の防波堤からの越波や港内に進入する波により、安全に漁船を係留できないことから、防波堤等を整備し、泊地の静穏度向上を図るもの。	
	2	漁港整備事業	太田名部漁港	太田名部	護岸30m	363,410	H31	R3	H30	—	荒天時に護岸から越波が発生し、危険な状況下での漁業活動を強いられていることから、護岸を改良し、漁業活動の安全性、効率性向上を図るもの。	
	3	漁港整備事業	広田漁港	広田	海水取水施設1式	3,200	R3	R3	R2	—	海水取水施設を整備し、ウニの蓄養に使用する海水を安定的に確保することにより、漁業所得の向上を図るもの。	
	4	漁港整備事業	長部漁港	長部	臨港道路50m	5,940	R3	R3	R2	—	漁港から国道までの道路の幅員が狭く、水産物運搬の支障となっていることから、臨港道路を整備し、輸送の効率化を図るもの。	
◎	5	漁港整備事業	音部漁港	音部	導流堤267m -2m物揚場330m 臨港道路670m 他	4,960,837	H25	R4	H24	—	漁港が手狭であるとともに、厳しい海象条件のため、漁船の安全性確保や円滑な漁業活動に支障を来していることから、陸域に堀込漁港を整備し、漁業活動の安全性、効率性向上を図るもの。	

対象地区として選定した理由	◎漁港背後用地を活用し、堀込漁港を整備したことによる整備効果・利用者意見などを把握するために評価を実施したい。 ○気候変動による波高の増大などへの対応として、今後も護岸などの外郭施設の整備を進めていく必要があることから、整備効果・利用者意見などを把握するために評価を実施したい。
---------------	--

大規模施設及び公共事業事後評価候補地区一覧表（令和10年度分）

道路事業

令和10年度候補地区（大規模公共事業）					対象地区数（全体）		1 地区		県土整備部道路建設課				
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備 考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕		
◎	1	地域連携道路整備事業（地域密着型）	主要地方道花巻大曲線	小倉山の2	計画延長L=2,380m トンネル2基、橋梁3橋	6,700,000	H14	R6	H13	R3	幅員狭小、急勾配、線形不良の解消を図り、安全で円滑な交通を確保するもの。		

河川事業

令和10年度候補地区（大規模公共事業）					対象地区数（全体）		1 地区		県土整備部河川課				
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備 考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕		
◎	1	総合流域防災事業（河川）	滝名川	紫波町	L= 11,000 m 築堤、掘削、護岸	5,548,700	S44	R5	—	H29	河積断面の拡大を図り、沿川の浸水被害を軽減し、安全で安心できる地域づくりに寄与するもの。		

砂防事業

令和10年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）		2 地区		県土整備部砂防災害課				
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備 考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕		
○	1	通常砂防事業	その他水系	高浜の沢（2）	砂防堰堤2基 溪流保全工1式	400,000	R1	R5	H30	—	本溪流は溪岸侵食が進行し、土石流の危険性が高いことから、砂防施設を整備したもの。		
◎	2	急傾斜地崩壊対策事業	—	神明前	法面工 A=6,140m ²	530,000	R3	R5	R2	—	本地区は、指定避難所に指定されている小学校が保全対象となっており、整備の優先度が高いことから、急傾斜地崩壊対策施設を整備したもの。		

対象地区として選定した理由					選定方針に基づき、事業費の大きい箇所から、候補を選定した。								
---------------	--	--	--	--	-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

農業農村整備事業

令和10年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	8 地区			農林水産部農村建設課				
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備 考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕		
○	1	経営体育成基盤整備事業	滝沢	一関市	区画整理 53.1 ha 暗渠排水 27.7 ha	1,906,000	H27	R5	H26	—	意欲と能力のある経営体の育成に向け、営農の効率化と低コスト生産を促進するため、区画整理や農業用排水施設、農道等の必要な基盤整備を行う。		
	2	経営体育成基盤整備事業	仏坂	一関市	区画整理 22.9 ha 暗渠排水 20.4 ha	1,113,000	H29	R5	H28	—	意欲と能力のある経営体の育成に向け、営農の効率化と低コスト生産を促進するため、区画整理や農業用排水施設、農道等の必要な基盤整備を行う。		
	3	かんがい排水事業	東稲第2	平泉町	用水路工 3,376.9 m	36,224	H27	R5	H26	—	本事業により用水路工を新設整備することで、水利用・水管理の効率化・省力化、水利施設の安全性向上を図り、担い手農家への農地集積を推進し、農業の競争力強化を目指すもの。		
◎	4	農村地域防災減災事業	東和南	花巻市	用水路工 6,119.6 m	496,899	H25	R5	H24	—	災害発生を未然に防止するとともに、農業用水の安定供給が図られる。		

対象地区として選定した理由		1 事業完了後概ね5年経過した地区（R5完了地区）から、上記選定方針に基づき候補地区を選定。 (1) ほ場整備事業（各年度2地区）：滝沢地区、仏坂地区 (2) 農業水利事業（各年度1地区）：東稲第2地区 (3) 農道整備事業（2年度1地区）：R5完了地区なし (4) 中山間事業（2年度1地区）：R5完了地区なし (5) 土地総事業（2年度1地区）：R5完了地区なし (6) 防災事業（2年度1地区）：東和南地区 2 候補4地区のうち、再評価を実施している地区はなく、事前評価を実施しかつ総事業費が大きいのは「経営体育成基盤整備事業 滝沢地区」、ほ場整備事業以外で総事業費が大きいのは「農村地域防災減災事業 東和南地区」となっている。 3 令和9年度事後評価対象事業が「経営体育成基盤整備事業 日形地区（一関市）」であること、また、平成30年度以降、農村地域防災減災事業の事後評価の実施期間が空いていることから、「農村地域防災減災事業 東和南地区」を第1候補とする。									
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

林道事業

令和10年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	2 地区		農林水産部森林保全課			
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備 考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	林道整備事業	森林管理道 八木玉川線	洋野町	林道開設 9,531m	1,112,799	H20	R6	H19	R4	造林・保育・素材生産等の森林施業の効率化や山村地域の振興を図るとともに、健全な森林を育成するための森林整備の基盤となる林道を整備するもの。
○	2	林道整備事業	森林管理道 大沢線	岩泉町	林道改築 1,500m	217,923	R2	R5	R1	—	造林・保育・素材生産等の森林施業の効率化や山村地域の振興を図るとともに、健全な森林を育成するための森林整備の基盤となる林道を整備するもの。

対象地区として選定した理由	候補2地区は事前評価又は再評価を実施していることから、総事業費の大きい「森林管理道八木玉川線」を第1候補とし、次に大きい「森林管理道大沢線」を第2候補とするもの。
---------------	---

治山事業

令和10年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	11 地区		農林水産部森林保全課			
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備 考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
○	1	治山事業	—	新在家	谷止工2基、流木捕捉工1基	131,258	R4	R6	R3	—	H25年発生の大雨により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家16戸、町道ほか
◎	2	治山事業	—	土倉	谷止工11基、流木捕捉工5基	341,886	H29	R6	H28	—	H28年発生の台風第10号により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家18戸、県道ほか
	3	治山事業	—	住吉	谷止工1基	38,146	R5	R6	R4	—	R1年発生の台風第19号により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家10戸、市道
	4	治山事業	—	沼ノ沢	谷止工1基、山腹工0.05ha	90,216	R5	R6	R4	—	H23年発生の大雨等により荒廃した森林を復旧し、土砂流出や山腹崩壊の再発を防止するもの。 保全対象：人家2戸、市道
	5	治山事業	—	尾和田	谷止工2基	64,575	R5	R6	R4	—	H28年発生の台風第10号により荒廃した森林を復旧し、土砂流出の再発を防止するもの。 保全対象：人家2戸ほか

対象地区として選定した理由	候補5地区は事前評価を実施していることから、総事業費の大きい「土倉地区復旧治山事業」を第1候補とし、次に大きい「新在家地区復旧治山事業」を第2候補とするもの。
---------------	---

水産基盤整備事業

令和10年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）		11 地区					農林水産部漁港漁村課	
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕		
	1	漁港整備事業	白浜（鶴住居）漁港	白浜（鶴住居）	臨港道路600㎡	21,374	R3	R4	R2	—	継続的な法面崩壊により、臨港道路へ土砂が流出していることから、法面対策を実施し、通行の安全性向上を図るもの。		
	2	漁港整備事業	綾里漁港	綾里	清浄海水供給施設1式	5,000	R4	R4	R3	—	既存の清浄海水供給施設を改良し、ウニのむき身作業などに使用する清浄海水を安定的に確保することにより、生うになどの出荷機能の強化を図るもの。		
	3	漁港整備事業	久喜漁港	久喜	~4m岸壁30m 護岸91.7m	97,931	R3	R5	R2	—	岸壁、護岸の耐震・耐津波性能の強化により、今後発生が想定される地震・津波に対して、漁港施設の被害を最小限に抑えとともに、漁港機能の維持を図るもの。		
◎	4	漁港整備事業	六ヶ浦漁港	六ヶ浦	用地舗装8,550m ² 船揚場281.4m 他	225,030	R2	R5	R1	—	用地が未舗装であるため、漁具の洗浄作業が発生していること、また、漁船の大型化により、船揚場における上下架作業に支障を来していることから、用地舗装及び船揚場改良を実施し、漁業活動の効率化を図る。		
○	5	漁港整備事業	釜石漁港	釜石	用地舗装2,300m ² 照明灯2基	10,100	R5	R5	R4	—	用地が未舗装であるため、土ぼこりが舞い、魚市場などの利用に支障を来していることから、用地を舗装し、漁業者の就労環境改善を図るもの。		

対象地区として選定した理由	◎近年の漁船の大型化に対応した整備であることから、整備効果・利用者意見などを把握するために評価を実施したい。 ○漁業者の就労環境改善を目的とした用地舗装等の整備効果・利用者意見などを把握するために評価を実施したい。
---------------	--

大規模施設整備事業

令和10年度候補地区（大規模施設整備事業）					対象地区数（全体）	2 地区		保健福祉部障がい保健福祉課			
対象地区の案	No.	事業名	市町村名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備 考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕	
◎	1	みたけ学園・みたけの園整備事業	盛岡市・滝沢市	旧療育センター（手代森地区）解体撤去 11,763.33㎡ てしろもりの丘改築（建築）工事 敷地面積：29,384㎡ みたけ学園一部改修工事床面積：5,236㎡ みたけ学園・みたけの園（第2期）解体工事1,408.88㎡ みたけの園（穴口）改築（建築）工事 敷地面積：22,334.76㎡ みたけの園作業棟改修工事 建築面積：318.40㎡ みたけ学園・みたけの園（第2期）解体工事	3,576,062	H30	R5	H29	—	老朽化・狭隘化した施設を改築整備し、個々の障がい特性に応じた支援を行い、安全・安心で快適な生活環境を提供するとともに、障がい児・障がい者及びその家族の地域生活を支援するための機能を強化する。	

県警本部会計課

	2	久慈警察署庁舎等整備事業	久慈市	庁舎新築工事（庁舎3,565.05㎡、車庫732.29㎡）、旧庁舎解体工事等	3,152,534	H29	R5	H30	—	老朽・狭隘化した警察施設の機能向上及び防災拠点としての機能維持による治安基盤の強化により、安全・安心なまちづくりを推進する。			
--	---	--------------	-----	--	-----------	-----	----	-----	---	--	--	--	--

答 申 書(案)

令和 7 年 月 日

岩手県知事
達 増 拓 也 様

岩手県政策評価委員会
委員長 吉 野 英 岐

大規模事業評価について（答申）

令和 7 年 6 月 10 日付け政第 40 号で諮問のあった大規模施設整備事業の事前評価及び大規模公共事業の再評価について、次のとおり答申します。

記

1 大規模施設整備事業の事前評価

（1）中山の園整備事業（滝沢市、一戸町）

【審議結果】

「事業実施」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

2 大規模公共事業の再評価

（1）徳田橋地域連携道路整備事業（地域密着型）（盛岡市、矢巾町）

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

（2）木賊川広域河川改修事業（盛岡市、滝沢市）

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

（3）北上川（上流）広域河川改修事業（岩手町）

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

（4）気仙川広域河川改修事業（陸前高田市、住田町）

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

例示

- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。
- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。ただし、次の意見を付す。
 - (1) すること。
 - (2) すること。

など

審議結果報告(案)

令和7年 月 日

岩手県政策評価委員会

委員長 吉 野 英 岐 様

岩手県大規模事業評価専門委員会

専門委員長 狩 野 徹

大規模事業評価に係る答申について

令和7年6月10日付けで諮問の通知のありました大規模施設整備事業の事前評価及び大規模公共事業の再評価について、令和7年〇月〇日開催の第〇回大規模事業評価専門委員会において、すべての調査審議を終了し、次のとおり決定しましたので報告します。

記

1 大規模施設整備事業の事前評価

(1) 中山の園整備事業（滝沢市、一戸町）

【審議結果】

「事業実施」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

2 大規模公共事業の再評価

(1) 徳田橋地域連携道路整備事業（地域密着型）（盛岡市、矢巾町）

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

(2) 木賊川広域河川改修事業（盛岡市、滝沢市）

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

(3) 北上川（上流）広域河川改修事業（岩手町）

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

(4) 気仙川広域河川改修事業（陸前高田市、住田町）

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

例示

- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。
- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。ただし、次の意見を付す。
 - (1) すること。
 - (2) すること。

など